令和７年度（2025年度）

統計法施行状況報告

令和８年７月 27 日

総　　務　　省

政　策　統　括　官

（統計制度担当）

はじめに

「令和７年度（2025年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第２項の規定に基づき、令和７年度（2025年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネットを通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年（2023年）３月28日閣議決定。以下「第Ⅳ期基本計画」という。）が開始されてから、計画期間の中間年を迎える３回目の取りまとめとなる。

なお、構成は３部構成としており、それぞれの内容は以下のとおりである。

第１部：令和７年度（2025年度）における統計行政の主な動きを概括したもの
第２部：各府省からの報告を基に、基本計画の推進状況を取りまとめたもの
第３部：公的統計の作成、調査票情報等の利用及び提供、統計リソースの確保・人材育成等の各種状況を取りまとめたもの

目　　次

第１部　令和７年度（2025年度）における統計行政の主な動き 1
１　令和７年（2025年）国勢調査の実施 3
２　統計データの機械可読化の進展 3
３　世界統計の日 4
４　公的統計の品質の確保・向上に向けた取組 4
５　統計委員会デジタル部会の審議内容等の取りまとめ 5

第２部　基本計画の推進状況 7
１　基本計画について 9
(1) 基本計画に関する統計法施行状況報告 9
(2) 第Ⅳ期基本計画の概要 10
２　基本計画の進捗状況 10
(1) 令和７年度（2025年度）における取組状況 10
(2) 取組の関連指標等 11
(3) 公的統計の整備におけるデジタル化への対応状況 12
(4) 令和６年度（2024年度）統計法施行状況に関するフォローアップ 22

第３部　項目別実施状況 25
１　公的統計の作成 27
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況 27
(2) 基幹統計調査の実施、変更等の承認状況 27
(3) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況 28
(4) 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等 28
(5) 指定地方公共団体が行う統計調査 29
(6) 指定独立行政法人等が行う統計調査 30
(7) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況 30
(8) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況 31
２　統計情報の提供 32
(1) 公的統計の公表の状況 32
(2) 統計調査結果等の政府統計の総合窓口（e-Stat）への登録状況 34
(3) e-Statによる統計情報の提供状況 40
３　調査票情報等の利用及び提供 43
(1) 調査票情報の二次利用 43
(2) 調査票情報の提供 44
(3) オーダーメード集計の実施 46
(4) 匿名データの作成及び提供 47

(5) 調査票情報等の適正管理のための措置 48
4　ＰＤＣＡサイクルの確立 49
(1) ＰＤＣＡサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況 49
(2) 統計作成プロセス診断の実施状況 51
5　統計リソースの確保・人材育成 55
(1) 統計リソース（予算・人員）の重点的な配分の状況 55
(2) 統計職員の配置状況 57
(3) 統計品質管理官の配置状況 59
(4) 誤り発見ルールに沿った対応状況 59
(5) 技術的アドバイザーの確保・活用状況 61
(6) 統計データアナリスト等の認定状況 62
(7) 各種研修の充実・実施の状況 63
(8) 府省の統計部局間の人的交流の状況 63
(9) 都道府県統計専任職員等の配置状況 64
(10) 統計調査員希望者の登録状況 64
(11) 都道府県職員及び登録調査員に対する研修の実施状況 65
6　統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減 68
(1) オンライン調査の推進状況 68
(2) 統計調査における行政記録情報等の活用状況 75
(3) ビッグデータ等の利活用の状況 76
7　国際比較可能性の向上、国際貢献等 79
(1) ＳＤＧグローバル指標の公表状況 79
(2) 国際貢献の状況 79

【別編[基本計画　事項別推進状況]】 81
「第２　公的統計の整備に関する事項」関係 83
「第３　公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」関係 99

【資料編】 125
［1　公的統計の作成関連］
資料１　公的統計基本計画のこれまでの変遷 127
資料２　基幹統計及び基幹統計調査一覧 128
資料３　基幹統計調査の承認一覧 129
資料４　基幹統計調査の年度別承認件数 130
資料５　一般統計調査の承認一覧 131
資料６　一般統計調査の年度別承認件数 135
資料７　都道府県別統計調査の届出件数 136
資料８　指定都市別統計調査の届出件数 136

［2　統計情報の提供関連］
資料９　政府統計の総合窓口（e-Stat）について..... 137
資料10　政府統計共同利用システムについて..... 138
［3　調査票情報等の利用及び提供関連］
資料11　法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）..... 139
資料12　法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）..... 141
資料13　法第33条の２の規定に基づく調査票情報の提供（実績）..... 143
資料14　オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査..... 144
資料15　オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）..... 145
［5　統計リソースの確保・人材育成関連］
資料16　統計人材の確保・育成等に係るフォローアップ..... 147
［7　国際比較可能性の向上、国際貢献等関連］
資料17　国連アジア太平洋統計研修所　昭和45年（1970年）からの研修事業参加者数
..... 157

第１部

令和７年度（2025年度）における

統計行政の主な動き

第１部　令和７年度（2025年度）における統計行政の主な動き

１　令和７年（2025年）国勢調査の実施

国勢調査は、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした基幹統計調査であり、５年ごとに実施されている。

第１回調査は大正９年（1920年）に行われ、令和７年（2025年）調査は22回目に当たる。

令和７年（2025年）国勢調査は、令和７年（2025年）10月１日午前零時現在によって行われ、国内に常住している全ての者を対象に、世帯員に関する事項や世帯に関する事項について調査を行った。

プライバシー意識の高まりやオートロックマンションの増加、統計調査員の高齢化など統計調査を取り巻く環境が厳しさを増している中、令和７年（2025年）国勢調査では、オンライン回答の更なる促進のため調査書類のデザインや記載内容の工夫を行ったほか、ＱＲコードを読み取るだけでログイン情報が自動入力される機能を実装し、入力の手間を省くなどの取組を行った。その結果、人口速報集計結果の世帯数を基に算出したインターネット回答率は、全国で約47.3％となっており、令和２年（2020年）の前回調査と比べて9.4ポイント高くなった。

なお、人口速報集計結果によると、都道府県別では、東京都と沖縄県を除く45道府県で５年前に比べて人口が減少したことが明らかになった。

２　統計データの機械可読化の進展

総務省は、令和２年（2020年）12月に「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法」を策定し、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する統計表の標準フォーマットを各府省に提示している。しかし、令和４年度（2022年度）から令和６年度（2024年度）までに実施された統計調査等について、上記表記方法に則してみると、機械判読可能な形式でe-Statに登録されている基幹統計は約８割であったものの、業務統計や加工統計（他の統計を加工することによって作成される統計をいう。以下同じ。）など全てを合わせた全体では約６割となっていた。

本格的な人口減少社会が到来するとともに、ＡＩ等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、政府は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月13日閣議決定）や「データ利活用の在り方に関する基本方針」（令和７年６月13日閣議決定）等により、行政や社会におけるＡＩ・データの利活用を推進している。また、上記基本方針等を踏まえ、「行政データにおける機械可読性に関するルール」（令和８年３月31日各府省庁ＤＸ推進連絡会議・デジタル社会推進会議幹事会決定）を決定し、各府省が保有する行政データの機械可読性を確保するた

めのルール整備を行ったところである。

ＡＩやデジタル技術の進展により、データの価値がこれまでにないほど高まっており、統計データがユーザーにとってより利活用しやすいものとなるよう、e-Statで提供される公的統計の機械可読化やデータフォーマットの標準化の進展が期待される。

３　世界統計の日

令和７年（2025年）10月20日は、国連総会で定められた５年に一度の「世界統計の日」であり、世界各国において公的統計の重要性を認識し、アピールするための取組を行うことが求められた。

その一環として、令和７年（2025年）12月に、総務省が「世界統計の日フォーラム2025」を開催し、国内外の統計関係者を始めとして約150名が参加した。

同フォーラムにおいては、今回の「世界統計の日」のテーマである「質の高い統計とデータですべての人に変化を」を踏まえ、国連統計部からの講演及び質疑のほか、日本の国・地方公共団体における統計データ利活用の取組の紹介が行われた。

このほか、令和７年（2025年）11月に国連統計委員会の下に設けられている「ＳＤＧ指標に関する機関間専門家グループ（ＩＡＥＧ-ＳＤＧｓ）」会合を日本で初めて北九州市において開催した。同会合に併せ、持続可能な開発の推進についての様々なイベントが、若年層をも取り込む形で企画・開催された。

また、若年層の統計への意識向上を目的として、全国各地19か所の大学や中学校、高等学校等に総務省の職員が出向き、国連アジア太平洋統計研修所（ＳＩＡＰ）の協力を得つつ、身近なテーマを交えて延べ約2,100人を対象に統計に関連する講演を実施した。

４　公的統計の品質の確保・向上に向けた取組

公的統計の総合的な品質向上に向けた取組の一つである、職員の人材育成について、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」（以下これらを合わせて「統計データアナリスト等」という。）の確保・育成等を図っている。

統計データアナリスト等については、「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方」（令和３年２月12日統計行政推進会議申合せ。以下「基本的な考え方」という。）に基づき、令和３年度（2021年度）から認定しており、認定者数（累計）は、統計データアナリスト174人、統計データアナリスト補531人となっている（令和８年（2026年）３月末時点）。

令和８年度（2026年度）以降については、統計データアナリスト等の育成が一定程度進んだことを踏まえ、令和８年（2026年）１月に基本的な考え方

を改定し、各府省において確保・育成・配置計画を設定するなど、人材の確保・育成のみならず、人材の配置も推進するための取組へ移行することとしている。

５　統計委員会デジタル部会の審議内容等の取りまとめ

第Ⅳ期基本計画に盛り込まれた公的統計のデジタル化を推進していく観点から、令和５年（2023年）10月に開催した第198回統計委員会において、新たにデジタル部会が設置され、令和７年（2025年）９月までに、延べ７回開催された。

デジタル部会では、公的統計のデジタル分野全般に関わる幅広い内容を対象に、主として「デジタル経済・社会の統計的把握」及び「統計作成のデジタル化」を柱に審議が行われた。審議内容については、「第９期統計委員会デジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ」として整理の上、令和７年（2025年）９月に開催した第221回統計委員会において報告された。

取りまとめにおいては、既存の取組・課題や中長期的な展望等を整理するとともに、今後の部会審議に向けて、ＤＸと生成ＡＩに着目した検討や、デジタル化を経済以外の分野についても広く捉えた検討も踏まえ、継続的な調査研究等を通じて審議を行っていくことや、他の部会や関係府省庁との連携が提案されている。

第２部　基本計画の推進状況

第２部　基本計画の推進状況

１　基本計画について

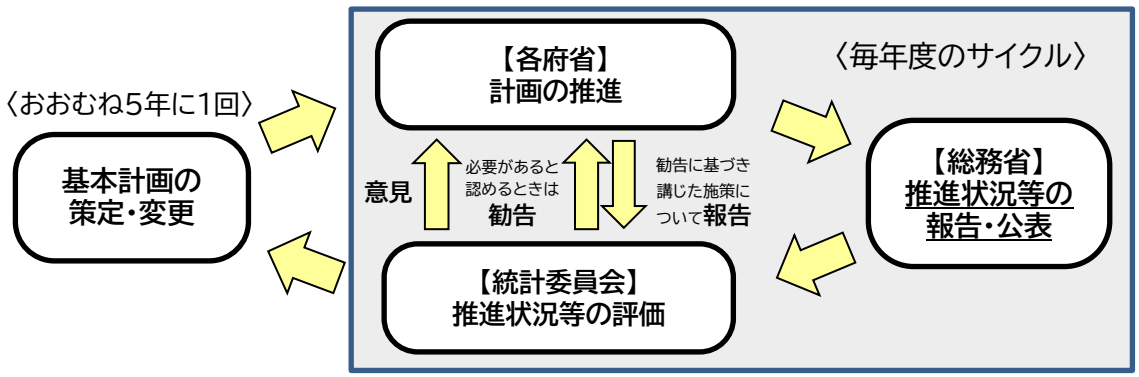
（１）基本計画に関する統計法施行状況報告

法第４条第１項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、同条第６項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね５年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による統計法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。また、法第４条第７項において、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとされており、同条第８項において、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

基本計画は、まず第Ⅰ期基本計画（計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで）が平成21年（2009年）３月に閣議決定された。その後、毎年度の統計法施行状況報告による評価を経て、公的統計をめぐる情勢の変化等（資料１参照）も踏まえ、第Ⅱ期基本計画（計画期間：平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）まで（１年短縮））、第Ⅲ期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和４年度（2022年度）まで。令和２年（2020年）６月に一部改正）及び第Ⅳ期基本計画（計画期間：令和５年度（2023年度）から令和９年度（2027年度）まで）が、前期の基本計画を変更した計画としてそれぞれ閣議決定されている。

図表１　統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



（２）第Ⅳ期基本計画の概要

第Ⅳ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅳ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、令和５年度（2023年度）からおおむね５年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の精度向上・充実などの「公的統計の整備に関する事項」と、統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上などの「公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」が掲げられている。

２　基本計画の進捗状況

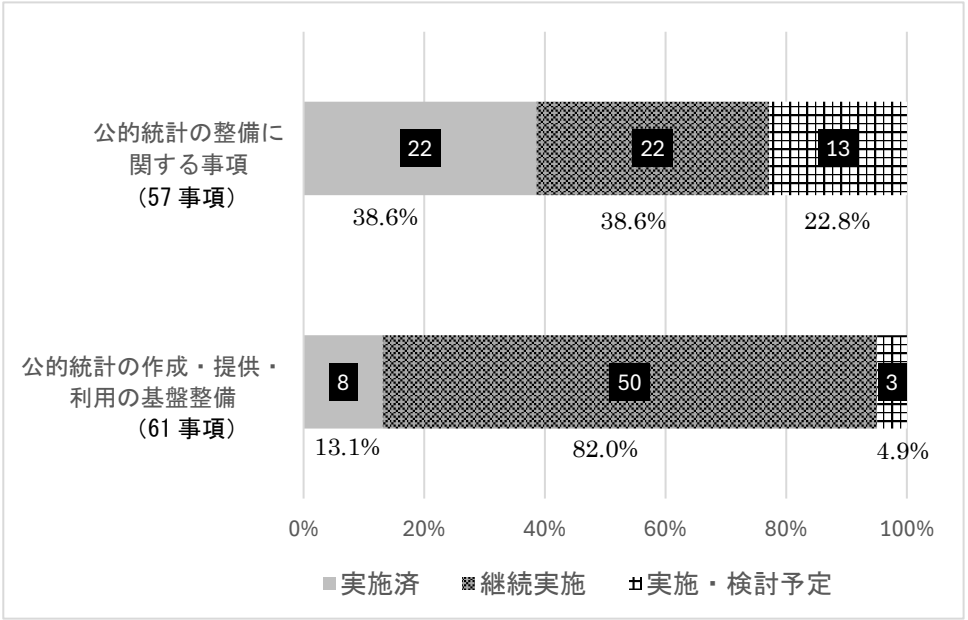
（１）令和７年度（2025年度）における取組状況

令和７年度（2025年度）は、基本計画期間の中間年に当たり、基本計画の進捗状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた118事項について、各府省から取組実績の報告を受けた。

基本計画別表記載事項について、令和７年度（2025年度）末時点における取組の進捗状況をみると、図表２のとおり、「実施済」と「継続実施」を合わせた件数は、「公的統計の整備に関する事項」については44事項（57事項のうち77.2%）、「公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」については58事項（61事項のうち95.1%）となっている。全体では102事項（86.4%）となっており、実施時期が令和７年度（2025年度）までに到来しているもので、検討が未着手となっている事項はみられない。

なお、令和７年度（2025年度）末における全事項の取組実績については、「別編[基本計画　事項別推進状況]」に掲載している。

図表２　118事項の進捗状況（令和７年度（2025年度）末時点）



（注）凡例の各区分は、別編[基本計画　事項別推進状況]の冒頭に掲げる類型によるが、本表では「実施済」には「実施済（課題あり）」を含んでいる。

（２）取組の関連指標等

基本計画では、フォローアップについて「統計委員会は、基本計画に盛り込まれた事項について、それらの実施状況等の確認に加え、個々の統計調査における調査環境等の実情や今後の見通しなども考慮し、関連指標等も効果的に活用してモニタリングを行うなど、評価の充実を図り、改善を後押しするようフォローアップを行う。」とされている。

これを踏まえ、毎年度の統計法施行状況報告において、公的統計の整備について全体の状況をふかんできるような指標などの関連指標の報告を求めることとしている。

基本計画期間の初年度に当たる令和５年度（2023年度）から令和７年度（2025年度）までの取組の関連指標等の推移については、図表３のとおりである。

図表３　取組の関連指標等（令和５年度（2023年度）～令和７年度（2025年度））

項目	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）
公的統計の作成			
基幹統計調査、一般統計調査の数	基幹統計調査： 50件 一般統計調査：210件	基幹統計調査： 50件 一般統計調査：211件	基幹統計調査： 50件 一般統計調査：203件
統計情報の提供			
公表を行った件数（うち、e-Statへの登録件数）	基幹統計： 44件 （44件） 一般統計調査： 163件 （161件） 加工統計： 29件 （29件） 業務統計： 413件 （182件）	基幹統計： 46件 （46件） 一般統計調査： 156件 （146件） 加工統計： 28件 （28件） 業務統計： 412件 （185件）	基幹統計： 45件 （45件） 一般統計調査： 156件 （151件） 加工統計： 29件 （29件） 業務統計： 412件 （186件）
e-Statの統計表アクセス件数	34,868,309件	66,527,751件	78,783,016件
調査票情報等の利用及び提供			
法第32条に基づく二次利用件数	671件	688件	627件
法第33条及び第33条の２に基づく調査票情報提供件数	2,694件	2,259件	2,631件
うち、オンサイト利用件数	57件	55件	53件
法第34条に基づくオーダーメード集計件数	21件	27件	26件

法第36条に基づく匿名データ提供件数	39件	36件	29件
公的統計の品質確保・向上			
点検・評価の実施件数	76件	115件	105件
プロセス診断の実施件数	４件	９件	11件
基幹統計の作成に従事する職員数	894人	879人	852人
誤り発見ルールに基づく報告件数	121件	123件	119件
統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ・ｱﾅﾘｽﾄ補の認定状況（累計）	統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ　：　68人 統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ補：307人	統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ　：123人 統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ補：435人	統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ　：174人 統計ﾃﾞｰﾀｱﾅﾘｽﾄ補：531人
オンライン調査の推進			
基幹統計調査及び一般統計調査におけるオンライン調査の導入率	90.5%	93.1%	94.3%
基幹統計調査におけるオンライン回答率	企業系調査：50.2% 世帯系調査：20.6%	企業系調査：55.2% 世帯系調査：26.1%	企業系調査：62.3% 世帯系調査：28.8%
統計作成の効率化			
行政記録情報等を活用している統計調査の数	99件	106件	109件
ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の数	10件	11件	13件

（注１）各指標の数値は各年度末現在。ただし、「オンライン調査の推進」及び「統計作成の効率化」に係る令和５年度（2023年度）の数値のみ、令和５年（2023年）12月末現在

（注２）「基幹統計調査におけるオンライン回答率」は、各年度の調査時点で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査（周期調査等（１年を超える周期（２年に１回、５年に１回など）又は１回限りで行われる統計調査のことをいう。以下同じ。）を含む。）におけるオンライン回答率

（３）公的統計の整備におけるデジタル化への対応状況

政府は、「デジタル行財政改革取りまとめ 2025」（令和７年６月 13 日デジタル行財政改革会議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）等に基づき、急激な人口減への適応に向

け、デジタルを最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するための行財政改革を推進している。

調査環境が厳しさを増す中、近年におけるデジタル技術の進化やデータ利活用に係る環境の進展等を踏まえ、基本計画においても、デジタル技術を活用した報告者負担の軽減、統計ユーザーの利便性向上、統計作成の効率化、より正確な統計の作成など様々な観点から対応が求められている。

これらの対応は、統計法施行状況報告で取りまとめられる指標も活用する等により、その効果を検証しつつ推進することとされており、令和７年度（2025 年度）は、基本計画期間の中間年にも当たることから、本報告において現状を以下のとおり整理した。

ア　オンライン調査の更なる推進

（ア）基本計画における検討課題

オンライン調査は、統計調査の報告者の負担軽減、データ処理業務の効率化などに大きく寄与するものであり、オンライン導入率は約９割に達しているにもかかわらず、実際の利用率（調査回答数に占めるオンラインによる回答数の割合（以下「オンライン回答率」という。））は低迷している。

このため、基本計画においては、e-Survey（注）の機能改修や個別統計調査における積極的な導入に加え、オンライン回答が困難な調査対象者への対応やオンラインシステムの回答しやすさの向上等の取組を強化することにより、オンライン調査の推進を図ることとされている。

特に、基幹統計調査については、基本計画期間中の５年間で、オンライン回答率を、企業系調査では８割以上、世帯系調査では５割以上を目指して、システムの改善等に取り組むこととされている。

（注）政府統計共同利用システムのサブシステムの一つで、各府省が実施する統計調査にインターネット経由でオンライン回答できるオンライン調査システム

（イ）具体の取組内容

総務省では、ＨＴＭＬ調査票のローカル保存機能及び外部ファイル取込み機能、疑義照会対応が可能となるコミュニケーション機能を実装するなどe-Surveyの機能改修を行った。

また、各府省においては、e-Surveyの新規導入のほか、調査対象者に対するオンライン回答案内の見直し、コールセンターの機能強化、電子調査票の機能改善などによってオンライン回答率の向上に向けた取組を進めている。

（ウ）取組後の現況

令和７年度（2025年度）における基幹統計調査のオンライン回答率をみると、企業系調査では62.3％、世帯系調査では28.8％となってい

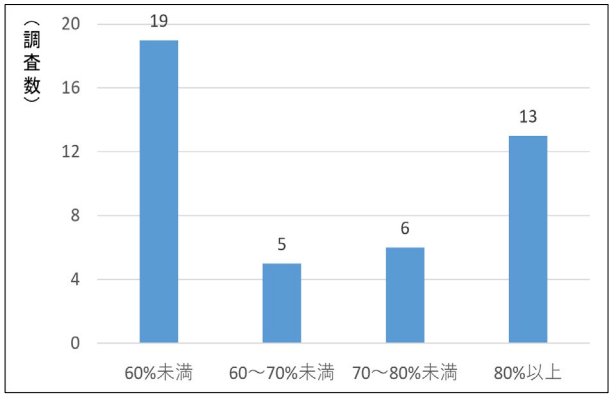
る。第Ⅲ期基本計画の最終年度の令和４年度（2022年度）と比較すると、企業系調査では43.5%から18.8ポイント、世帯系調査では21.0%から7.8ポイントそれぞれ上昇している（詳細は図表59参照）。

次に、上記オンライン回答率の分布状況をみると、企業系調査では、図表４のとおり、43調査のうち、目標の80%を上回っているものは13調査（30.2%）となっている。また、オンライン回答率向上が困難な理由についてみると、60%未満となっている調査の中には、調査対象である企業の経営者に高齢者が多く、パソコン利用率が高くないとしているものや回答項目が多岐にわたり、企業内で回答する部署が複数にまたがることから、紙の調査票の方が企業内で回覧しやすく回答者にとって利便性が高いとしているものがみられた。

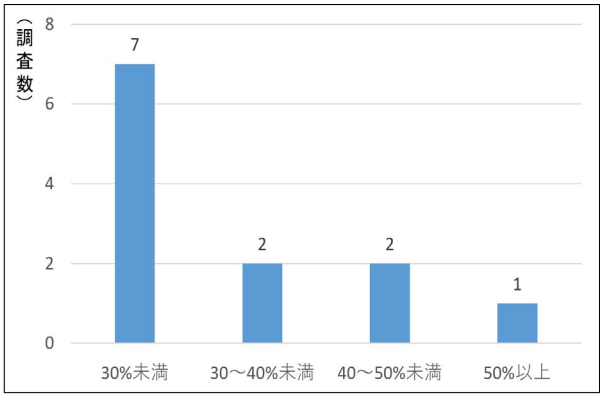
一方、世帯系調査では、図表５のとおり、12調査のうち、目標の50%を上回っているものは１調査（8.3%）となっている。また、オンライン回答率向上が困難な理由についてみると、30%未満となっている調査の中には、調査対象に高齢者が多いとしているものや調査内容が複雑であり、調査員等による聞き取りが必要としているものがみられた。

以上のことを踏まえると、回答者の属性、調査方法（自計方式又は他計方式）の違い、回答の利便性などの回答者の状況等が、オンライン回答率に影響を及ぼしていることがうかがわれる。

図表４　企業系基幹統計調査のオンライン回答率の分布



図表５　世帯系基幹統計調査のオンライン回答率の分布

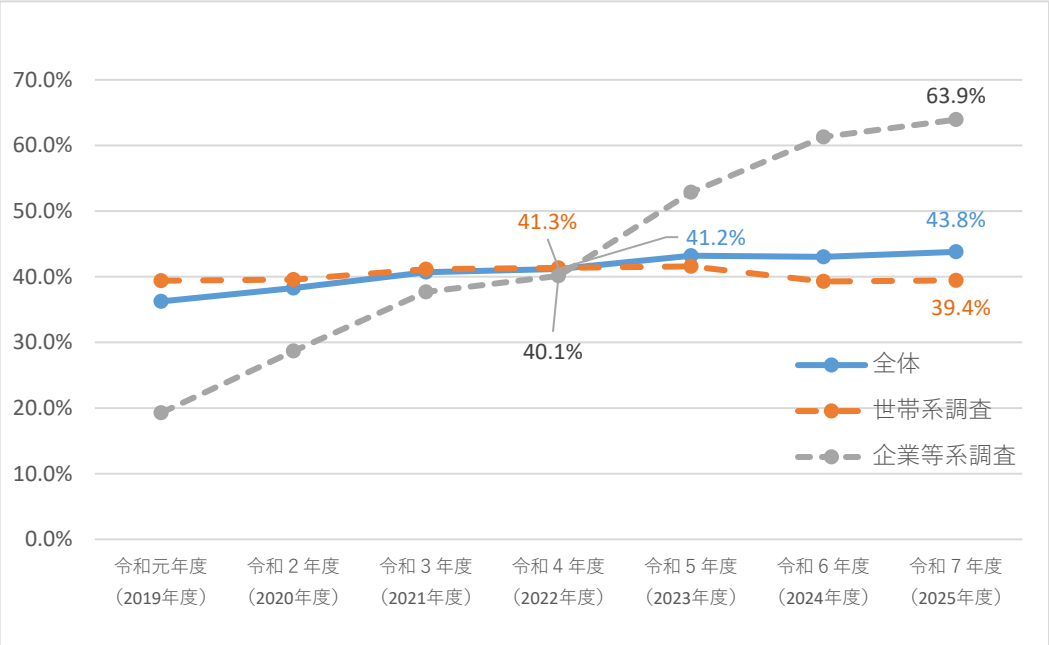


（注１）「企業系」とは、主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査（主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く。）
（注２）「世帯系」とは、主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査（地方公務員給与実態調査を除く。）
（注３）調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割

なお、統計調査全体のオンライン回答率（調査規模を勘案した加重平均）をみると、令和７年度（2025年度）は43.8%となっており、第Ⅲ期基本計画の最終年度の令和４年度（2022年度）の41.2%と比べ2.6ポイント上昇している。これを調査対象別にみると、世帯系調査

は1.9ポイント低下（令和４年度（2022年度）41.3%、令和７年度（2025年度）39.4%）となる一方、企業等系調査は23.8ポイントの上昇（令和４年度（2022年度）40.1%、令和７年度（2025年度）63.9%）となっており、企業等系調査においてオンライン回答の利用拡大が顕著である。

図表６　調査対象の種別オンライン回答状況



（注１）「企業等系」とは、主に個人・世帯以外を対象とした統計調査
（注２）「世帯系」とは、主に個人・世帯を対象とした統計調査
（注３）各統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率の加重平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施していても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。
（注４）令和５年度（2023 年度）から他計方式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していること、また、令和６年度（2024 年度）から調査対象が変更となっている調査があることなどから、時系列比較をする際は注意を要する。
（注５）令和元年度（2019 年度）から令和５年度（2023 年度）までの値は各年度 12 月末現在。令和６年度（2024 年度）以降の値は各年度３月末現在

（エ）課題

オンライン回答率を更に向上させていくため、各府省においては、これまでの状況を分析した上で、電子調査票の機能改善、調査対象への周知の強化や疑義照会対応の強化を図る必要がある。また、総務省は、各府省の取組状況を把握し、好事例の横展開を図ることなどにより各府省の取組を支援する必要がある。

なお、各府省で行うオンライン回答率の今後の分析に当たっては、回答者の属性や調査方法の違いが回答者に及ぼす影響など回答者の状況分析を含め、調査の特性に応じたきめ細やかな検証を行うことが望ましい。総務省は、各府省がこのような検証を行うに当たって、必要

な情報共有を行うなどの支援も併せて行う必要がある。

イ　調査票情報等の利用及び提供

（ア）基本計画における検討課題

調査票情報等の利用及び提供は、既存の統計データを活用することにより報告者負担を抑制しつつ、品質の高い統計の提供に役立つものである。一方、研究者やその団体からは、複雑化する社会的課題の解決に向けた多様な研究の迅速な実施の要請が高まっており、調査票情報の利活用の柔軟化や提供手続等の迅速化・簡素化が求められている。

このため、基本計画においては、ミクロデータの利用に資するオンサイト利用やオンサイト施設の充実、リモートアクセスの実証実験、提供に係る審査の標準化、匿名データやオーダーメード集計の提供対象となるデータの追加が求められている。

（イ）具体の取組内容

総務省は、オンサイト利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に25のオンサイト施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を14府省等が所管する計190調査（令和８年（2026年）３月末時点）まで拡充を図った。また、政府統計共同利用システム（オンサイト利用システム）を活用したリモートアクセス方式による調査票情報の提供や、従来、府省ごとであった調査票情報の二次的利用に係る申出手続の窓口を一元化した「ミクロデータ利用電子申出窓口（e-Micro）」からの利用申出を令和７年（2025年）３月から開始している。さらに、審査の標準化・効率化を通じた提供の迅速化に取り組むとともに、各府省においても、匿名データやオーダーメード集計の提供対象となるデータの充実に取り組んでいる。

（ウ）取組後の現況

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）と同等の公益性を有する者に対する法第33条第１項第２号の規定に基づく調査票情報の提供件数又は学術研究若しくは高等教育の発展に資する統計の作成等を行う者に対する法第33条の２の規定に基づく調査票情報の提供件数について、令和元年度（2019年度）から令和７年度（2025年度）までの推移をみると、図表７のとおり、令和６年度（2024年度）までは年間300件前後で推移していたものの、令和７年度（2025年度）は494件と大きく増加している。

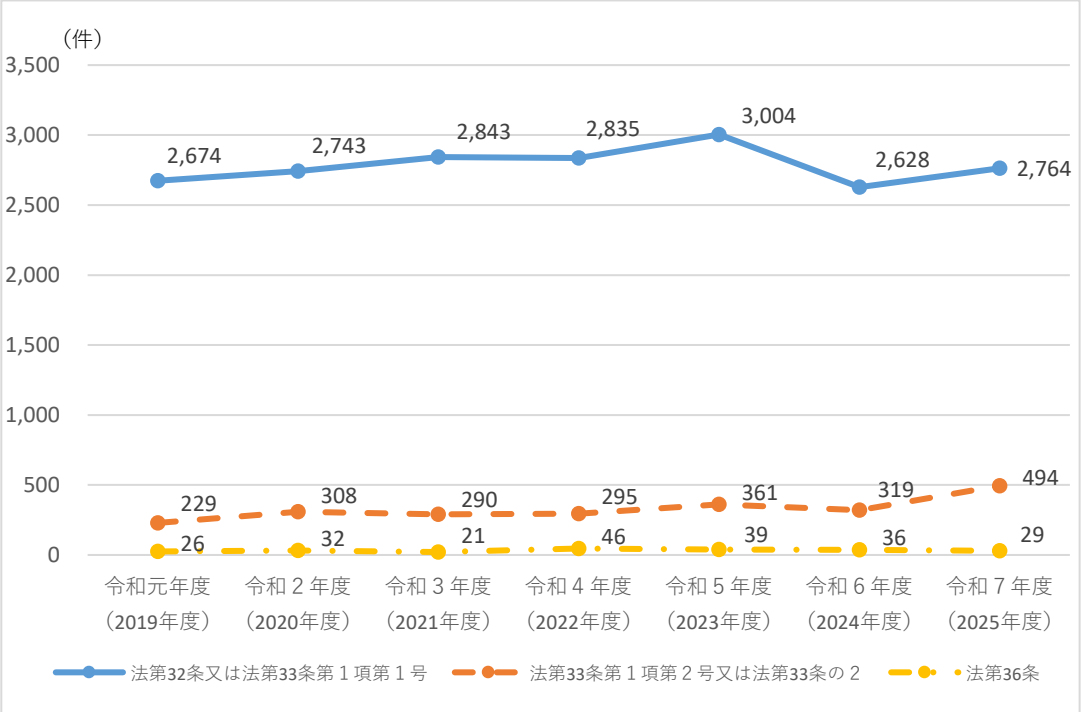
この理由としては、調査票情報の提供に係る利用者の利便性向上に資する観点から、上記のとおり、調査票情報の利用手続の電子化や提

供の早期化に取り組んだことが考えられる。

また、学術研究等を目的とする者に対する法第36条の規定に基づく匿名データの提供件数の推移をみると、学術研究や教育等における利活用が広く期待されているものの、提供件数は多い年でも40件程度となっている。

なお、法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用件数又は公的機関等に対する法第33条第１項第１号の規定に基づく調査票情報の提供件数は、年間2,700件程度で推移している。

図表７　調査票情報等の利用及び提供件数



また、令和７年度（2025年度）における調査票情報の提供形態別の提供件数をみると、図表８のとおりとなっている。

図表８　調査票情報の提供形態別の提供件数（令和７年度（2025年度））

根拠規定	提供形態		
	電磁的記録媒体	オンサイト利用	リモートアクセス
法第32条	627	0	－
法第33条第１項第１号	2,118	19	－
法第33条第１項第２号	409	11	51
法第33条の２	－	23	－
合計	3,154	53	51

（注１）令和７年度（2025年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
（注２）「－」は利用不可の提供方法を表す。

（エ）課題

調査票情報の提供は、これまで、オンサイト利用やリモートアクセス方式など、より適切なミクロデータの提供方法を模索する中で技術的な進展が図られてきた。今後も、ＡＩ等のデジタル技術の更なる急速な進展が見込まれる。

総務省は、これらの新たな技術動向を的確に把握しつつ、調査票情報の提供形態の多様化に関する利用者ニーズも踏まえ、データ利活用の高度化と調査票情報の保護の両立を図るため、適切な提供方法について整理・検討する必要がある。

ウ　行政記録情報等の活用

（ア）基本計画における検討課題

国民のプライバシー意識の高まりやオートロックマンションの増加、生活スタイルの多様化等により、統計調査を取り巻く状況が厳しさを増す中、公的統計の作成に当たり、行政記録情報等（注１）を活用することは、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に極めて有効とされている。

しかし、各行政記録情報には個別法令による利用の制約があるなど、統計整備に必要な情報をカバーできないのが実情である。

このため、基本計画においては、各府省が行う統計調査以外の調査に関する情報の取りまとめ結果（注２）を活用し、統計的利活用を進めるとともに、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討、行政記録情報の利用の制約への対応に努めるなど、行政記録情報の積極的な活用に向けた取組を行うこととされている。

（注１）個別の法令の規定に基づいてなされる申請、届出、登録、報告等により行政機関が組織的に保有する情報のうち、調査票情報など統計調査に起因する情報以外の情報を「行政記録情報」という。また、これに地方公共団体が保有する業務記録情報を加えたものを「行政記録情報等」という。

（注２）「各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組みの構築・運用について」（令和３年９月17日内閣官房行政改革推進本部事務局、統計改革推進室）に基づき把握した「調査等リスト」を指す。

（イ）具体の取組内容

総務省及び内閣官房では、各府省が統計調査以外の調査等の重複確認や回答負担の軽減などの改善に取り組めるよう「調査等リスト」を各府省と連携し、整備・更新している。

また、総務省では、個別統計調査の承認審査の際に、「調査等リスト」も活用しつつ調査事項の重複確認や回答負担の軽減等の取組を進めている。さらに、各府省と連携し、毎年度、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。

統計委員会では、デジタル部会において、行政記録情報等を利活用した事例を紹介するなど、各府省への情報共有を行っている。

（ウ）取組後の現況

各府省が実施した統計調査のうち、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用した統計調査の件数について、令和元年度（2019年度）から令和７年度（2025年度）までの推移をみると、図表９のとおり、毎年100件前後と横ばいとなっている。その内訳をみると、報告者負担軽減に直結する調査事項の代替として利用されているものは、30件程度にとどまっている。

図表９　行政記録情報等を活用している統計調査の推移

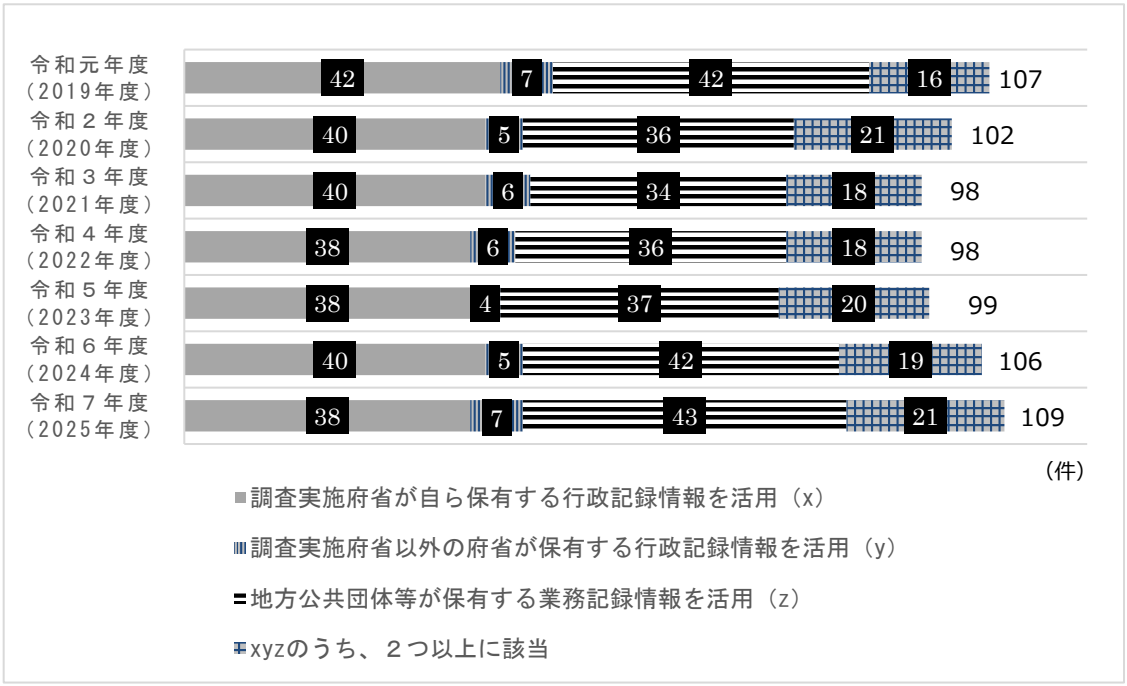
年度	統計調査数	うち 母集団情報の整備	うち 調査事項の代替	うち 欠損値補完、審査での活用等
令和元年度 (2019年度)	107	87	35	7
令和２年度 (2020年度)	102	83	35	5
令和３年度 (2021年度)	98	79	35	6
令和４年度 (2022年度)	98	80	35	7
令和５年度 (2023年度)	99	80	33	11
令和６年度 (2024年度)	106	87	34	10
令和７年度 (2025年度)	109	87	37	11

（注１）統計調査の件数は、法に基づく統計調査の変更等の承認単位で計上している。
（注２）内数については、行政記録情報等の活用形態で１件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。
（注３）調査事項の代替は、行政記録情報等を活用して統計調査の既存の調査項目を削減しているもののほか、元々統計調査において回答を求めていなかった場合に行政記録情報等を活用しているものを含む。

また、活用している行政記録情報等を保有機関別にみると、図表10のとおり、調査実施府省が自ら保有しているものが多く、他府省が保有する行政記録情報を活用しているものは僅かとなっている。

このように、行政記録情報等の活用が進まない理由としては、どの行政機関がどういった行政記録情報を保有しているかといった情報を格納するデータ・カタログの整備は途上であり、データフォーマットも標準化されていないため、行政記録情報の保有状況に係る情報が、データ保有部局以外では活用されにくい状況にあることが考えられる。

図表10　行政記録情報等の保有機関別の活用状況の推移



（注）件数は、法に基づく統計調査の変更等の承認単位で計上している。

（エ）課題

総務省及び内閣官房は、毎年度継続的に「調査等リスト」の内容を整備・更新することを通じ、各府省において「調査等リスト」を活用した重複確認や調査の効率化、機械可読性のあるデータフォーマットでのデータ公表に引き続き取り組めるよう、「調査等リスト」の有用性を高める見直しに不断に取り組む必要がある。

また、各府省においては、政策立案を推進する上で、政策立案総括審議官等が、他府省所管のデータも含めたデータの所在確認に「調査等リスト」を積極的に活用していく必要がある。

さらに、我が国では、統計作成機関が他の行政機関に行政記録情報の提供を任意で求める規定しか存在しないが、諸外国では、行政記録情報の活用が進んでいることから、公的統計の作成のために行政記録情報等の積極的な活用を促すための規定の整備を検討する必要がある。

エ　ビッグデータ等の活用

（ア）基本計画における検討課題

民間企業等が保有するビッグデータ等（注１）の活用については、報告者負担の軽減に資するとともに、データの詳細性や速報性などの面でメリットがある一方、データの代表性、特性の把握、継続的な入手方法の確立、体制面や技術面の整備などの課題がある。

このため、基本計画においては、総務省及び各府省におけるビッグデータ等を活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）の段

階的な実施や活用事例やサンプルデータ等の所在案内の紹介、ＰＯＳデータ（注２）、ウェブスクレイピングデータ（注３）及び人工衛星データ等の更なる活用の検討、各種のビッグデータ等の実証研究など、ビッグデータ等の公的統計への活用に向けた取組を進めていくこととされている。

（注１）「ビッグデータ等」とは、ＩＣＴの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業等が保有するデータ全般を指す。
（注２）販売時点情報管理（Point Of Sales）のデータで、ＰＯＳレジから収集される顧客の消費行動をデータ化したもの
（注３）ウェブサイトから特定の情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術を活用して収集されたデータ

（イ）具体の取組内容

ビッグデータ・トライアルを行うための効果的な環境整備の一環として、総務省は、令和５年（2023年）１月から、ビッグデータ等の活用に関する情報を一元的に集約・提供する「ビッグデータ・ポータル」の試行運用を開始している。令和８年（2026年）３月末現在、ビッグデータ情報78件、サンプルデータ８件、活用事例71件を掲載しており、引き続き、掲載コンテンツの充実や情報のアップデートを進めている。

また、ビッグデータ等を保有する民間企業等とユーザーである公的機関とを橋渡しする取組として、「ビッグデータ利活用セミナー」（データを保有する民間企業等と連携し、ビッグデータの利活用事例を説明するイベント）を開催している。その参加対象者として、令和６年度（2024年度）は各府省職員のみとしたが、令和７年度（2025年度）は、新たに地方公共団体職員を対象に加えて開催した。

既往の取組における更なる活用の拡大の検討においても、令和７年度（2025年度）は、ＰＯＳデータを活用した物価指数の作成において品目の拡大が図られるなどの取組が進められた。

さらに、人流データの特性、活用上の留意点等についての実証研究が進められ、「ビッグデータの利活用に関する研究会」（令和８年（2026年）３月27日）において報告された。

（ウ）取組後の現況

各府省においてビッグデータ等を経常的に活用している統計等の件数（注４）について、令和元年度（2019年度）から令和７年度（2025年度）までの推移をみると、図表11のとおり漸増しており、令和８年（2026年）３月末現在で13件となっている。

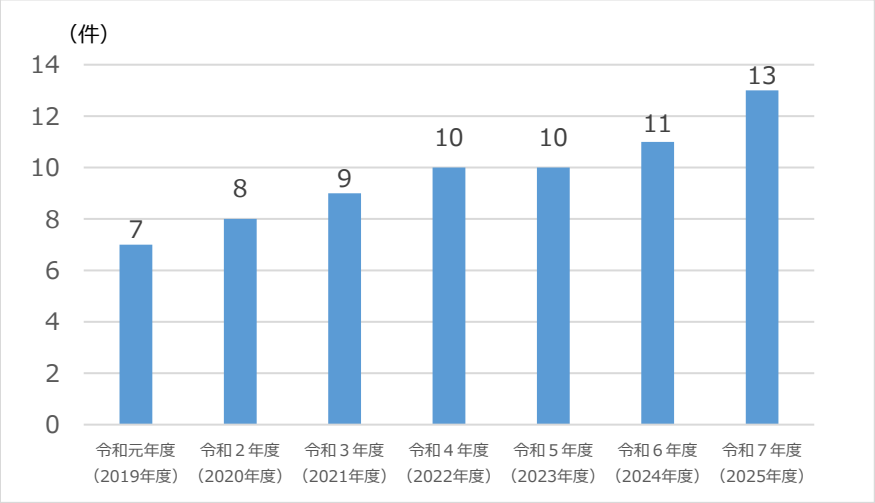
活用しているデータの種類別にみると、ＰＯＳデータ５件、ウェブサイト上にある情報３件、人工衛星データ１件、交通系ＩＣカードのデータ１件等となっている（詳細は図表67参照）。また、ＰＯＳデータの活用については、複数の府省において徐々に広がりをみせており、今後も更なる拡大が期待されるが、その他のデータの活用については

一部府省にとどまっている。

このように、一部のデータを除いて活用が進んでいない理由としては、対象の偏り（データとして捕捉される対象が限定的）、高額な対価、データ供給の継続性（廃止や対象変更等の可能性）、需給のミスマッチ、人材確保（データを扱うスキルやデータを保有する民間企業等との調整能力）、ビッグデータに含まれる個人、法人等の情報の保護といった課題があることが考えられる。

（注４）ビッグデータ等を経常的に活用している統計等として各府省から報告があった件数。以下同じ。

図表11　ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の件数の推移



（エ）課題

総務省は、ビッグデータ等の活用について成功事例の把握・分析を含めた実証研究等を行い、各府省や地方公共団体とデータを保有する民間企業等との間の調整や実際のデータ活用を支援する必要がある。また、ビッグデータ等の活用の環境整備の一環として、公的統計の作成のためにビッグデータ等を活用する場合の手続や情報保護規定等の整備を検討する必要がある。

（４）令和６年度（2024年度）統計法施行状況に関するフォローアップ

統計委員会では、令和７年（2025年）７月22日に、基本計画に掲げられた事項に対する令和６年度（2024年度）の取組状況などについて報告を受け、報告内容について企画部会において審議を行った（同年７～９月に計３回）。

統計委員会における審議事項や取組状況に対する評価は図表12のとおりである。

図表12　令和６年度（2024年度）統計法施行状況に関する審議の状況

審議事項	取組状況に対する評価、今後の方向性等
消費動向指数（ＣＴＩ）について	消費動向指数は、国内の消費動向をミクロ・マクロの両面から月次で捉える速報性の高い消費指標として重要な統計であり、ＣＴＩミクロにおける各種寄与度及び季節調整値の算出による公表内容の充実、ＣＴＩマクロにおけるうるう年変動の除去による推定値の精度向上など、一定の取組が進展していることは評価できる。 ＣＴＩについては、2025年基準改定への対応や、改定基準による令和８年（2026年）からの公表に向けて、引き続き、より有用な統計指標となるように取組を進めるとともに、民間データの利活用など、さらなる発展に向けた検討を進めていくことが期待される。
観光関連３統計（宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査）について	観光統計の整備及び精度向上は、公的統計の整備の中でも重要な課題であるところ、供給側統計である宿泊旅行統計調査における層化指標の変更の検討や、需要側統計である旅行・観光消費動向調査における精度設計の変更がなされるなど、標本設計等の改善につき一定の取組が進展していることは評価できる。 各観光統計については、インバウンドの観光需要が高まっていることや、行政及び民間機関におけるデータ利活用のニーズも高まっている中、引き続き、調査の安定性の確保や精度向上に向けた検討を進めていくことが期待される。

第３部　項目別実施状況

第３部　項目別実施状況

１　公的統計の作成

（１）基幹統計の指定、変更等の状況

法第２条第４項においては、行政機関が作成する統計のうち、

① 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
② 国民経済計算
③ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和７年度（2025年度）末現在において、基幹統計の総数は、54統計となっている（資料２参照）。

また、法第７条においては、総務大臣が、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計を作成する行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、指定、変更又は解除したときは、その旨を公示することとされている。

（２）基幹統計調査の実施、変更等の承認状況

基幹統計の作成方法は、統計調査による作成と、統計調査以外の方法による作成の二類型に大別される。

法第２条第６項においては、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査としている。また、法第９条又は第11条においては、行政機関の長は、基幹統計調査を新たに実施する場合又は変更若しくは中止する場合には、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、同委員会の意見を聴かなければならないとされている。

令和７年度（2025年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止について総務大臣が承認した件数は24件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは９件であった（図表13、資料３及び４参照）。

図表 13　基幹統計調査の承認件数等（令和７年度（2025 年度））

府省名	総務大臣の承認件数				うち統計委員会の答申を経た件数	（参考）所管する基幹統計調査の数
	総数	（新規）	（変更）	（中止）		
総務省	6	0	6	0	3	13
財務省	1	0	1	0	0	2
文部科学省	1	0	1	0	0	4
厚生労働省	7	0	7	0	1	7

農林水産省	3	0	3	0	1	7
経済産業省	3	0	3	0	2	6
国土交通省	1	0	1	0	0	9
総務省・経済産業省	2	0	2	0	2	2
合計	24	0	24	0	9	50
(参考) 令和６年度 (2024年度)の実績	30	0	30	0	6	50

（３）統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条においては、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合（政令で定める軽微な変更を除く。）には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされており、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

令和７年度（2025年度）に、統計調査以外の方法による基幹統計に係る作成方法について総務大臣に通知が行われたものは、国民経済計算の２件であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

（４）一般統計調査の実施又は変更の承認状況等

法第２条第７項においては、行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査としている。また、法第19条又は第21条においては、行政機関の長は、新たに一般統計調査を実施する場合又は変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、一般統計調査を中止する場合、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

令和７年度（2025年度）に、一般統計調査の実施又は変更について総務大臣が承認した件数は84件、中止について総務大臣に通知が行われた件数は５件であった（図表14、資料５及び６参照）。

なお、令和７年度（2025年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は203件となっている。

図表 14　一般統計調査の承認件数等（令和７年度（2025 年度））

府省名	承認した一般統計調査の件数			中止した一般統計調査の件数	（参考）所管する一般統計調査の数
	総数	新規の申請	変更の申請		
人事院	2	0	2	0	4
内閣府	7	4	3	0	17(1)

個人情報保護委員会	0	0	0	0	1
消費者庁	1	0	1	0	1
こども家庭庁	4	0	4	0	6
総務省	3	0	3	1	6
法務省	1	1	0	0	1
財務省	0	0	0	0	3(1)
文部科学省	8(2)	1	7(2)	0	21(3)
厚生労働省	30(2)	1	29(2)	0	63(3)
農林水産省	18(1)	3	15(1)	1	33(2)
経済産業省	2(1)	0	2(1)	2	8(1)
国土交通省	10	0	10	0	38
環境省	1	0	1	1	6(1)
合計	84(3)	10	74(3)	5	203(6)
(参考) 令和６年度 (2024年度)の実績	89(2)	19(1)	70(1)	3	211(5)

（注１）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。
（注２）「所管する一般統計調査の数」欄には、令和７年度（2025年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査を計上している。なお、各府省の産業連関構造調査はまとめて１調査としているため、合計欄にのみ計上し、各府省欄には計上されていない。
（注３）複数回承認されている場合、それぞれ１件と計上している。

（５）指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第１項においては、地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。令和７年度（2025年度）末現在で、47都道府県及び20指定都市）の長その他の執行機関が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和７年度（2025年度）に、指定地方公共団体の長その他の執行機関が統計調査の新規実施の届出を行った件数は158件、統計調査の変更の届出を行った件数は228件であった（図表15、資料７及び８参照）。

なお、令和７年（2025年）12月末現在で、継続中の届出統計調査は1,190件となっている。

図表15　指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数

（令和７年度（2025年度））

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数	（参考）継続中の統計調査の件数
都道府県	109(1)	151(3)	930(11)
指定都市	50(1)	80(3)	270(11)
合計	158(1)	228(3)	1,190(11)
(参考) 令和６年度 (2024年度）の実績	168	232(5)	－

（注１）（　）内の数値は共管調査（複数の地方公共団体が共同で行う調査）の数であり、届出件数の内数。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ１件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。
（注２）複数回届出されている場合、それぞれ１件と計上している。
（注３）「統計調査の新設の届出件数」及び「統計調査の変更の届出件数」欄は令和７年度（2025年度）末現在の届出統計調査を計上している。
（注４）「（参考）継続中の統計調査の件数」欄は、令和７年（2025年）12月末現在で、継続中の届出統計調査を計上している。

（６）指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。令和７年度（2025年度）末現在、日本銀行が該当する。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和７年度（2025年度）に、指定独立行政法人等が統計調査の新規実施又は変更の届出を行った件数は４件であった。

（７）事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第１項に基づき、総務大臣は、公的統計の作成主体である行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体）の負担の軽減に資することを目的として、事業所母集団データベースを整備している。

行政機関等は、同条第２項第１号又は第２号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるとされている。

令和７年度（2025年度）に、行政機関等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は277件であった（図表16参照）。

図表 16　事業所母集団データベースの情報の利用状況

（令和７年度（2025年度））

提供先府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	4	3	1	0
消費者庁	1	1	0	0
総務省	11	3	3	5
厚生労働省	13	9	1	3
農林水産省	7	4	2	1
経済産業省	7	5	0	2
国土交通省	6	4	0	2
都道府県	111	99	3	9
指定都市	25	24	0	1

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体	84	80	1	3
指定独立行政法人等	0	0	0	0
指定独立行政法人等以外の独立行政法人等	7	6	1	0
合計	277	239	12	26
（参考）令和６年度（2024年度）の実績	271	243	18	10

（８）重複是正及び調査履歴登録の実施状況

行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした調査について、①統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外し、代替となる事業所・企業を選定（重複是正）するとともに、②統計調査及び統計調査には該当しない統計を作成するための調査（事実ではなく、意識の把握を目的とする調査等。以下「意識調査等」という。）の実施後に、調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

令和７年度（2025年度）に、行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は68件、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は141件であり、それぞれ対象となる統計調査の全てについて、重複是正及び調査履歴登録が行われている（図表17参照）。

図表17　重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和７年度（2025年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査件数	実施調査件数	実施率（%）	対象調査件数	実施調査件数	実施率（%）
人事院	2	2	100.0	2	2	100.0
内閣府	4(1)	4(1)	100.0	6(1)	6(1)	100.0
個人情報保護委員会	1	1	100.0	0	0	－
こども家庭庁	0	0	－	0	0	－
総務省	4	4	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	3(1)	3(1)	100.0	12(1)	12(1)	100.0
厚生労働省	24(1)	24(1)	100.0	36(1)	36(1)	100.0
農林水産省	10(1)	10(1)	100.0	32(2)	32(2)	100.0
経済産業省	6(1)	6(1)	100.0	19(2)	19(2)	100.0
国土交通省	14	14	100.0	27	27	100.0
環境省	0	0	－	1(1)	1(1)	100.0
合計	68(3)	68(3)	100.0	141(5)	141(5)	100.0
（参考）令和５年度（2023年度）の実績	64(4)	64(4)	100.0	143(6)	143(6)	100.0

（注）（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、対象調査件数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の対象調査件数等を単純合計しても、合計と一致しない。

２　統計情報の提供

（１）公的統計の公表の状況

ア　基幹統計の公表の状況

法第８条第１項においては、行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和７年度（2025年度）に、行政機関が第一報（速報）の公表を行った基幹統計は、45件であった。

これらのうち、予定していた時期よりも公表が遅延した基幹統計は、統計調査により作成された40件のうち、３件あった（図表18参照）。

図表18　公表を行った基幹統計の件数等　（令和７年度（2025年度））

府省名	公表を行った基幹統計の件数				公表が早期化された件数	公表が遅延した件数
	総数	統計の作成方法別の状況				
		統計調査により作成された件数		統計調査以外の方法により作成された件数		
		経常調査により作成された件数	周期調査等により作成された件数			
内閣府	1	0	0	1	0	0
総務省	10(1)	7(1)	2	1	0	0
財務省	2	2	0	0	0	0
文部科学省	3	2	1	0	0	0
厚生労働省	8	6	0	2	0	0
農林水産省	6	5	1	0	0	2
経済産業省	8(1)	7(1)	0	1	0	0
国土交通省	8	8	0	0	0	1
合計	45(1)	36(1)	4	5	0	3
(参考) 令和６年度(2024年度)の実績	46(1)	36(1)	4	6	2	4

（注１）公表を行った基幹統計の件数とは、令和７年度（2025年度）に行政機関が第一報（速報）の公表を行った基幹統計の件数である。
（注２）令和７年度（2025年度）に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。
（注３）（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った基幹統計の件数の内数。令和７年度（2025年度）の１件は経済構造統計であり、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の公表を行った基幹統計の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
（注４）産業連関表については、10府省庁の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。
（注５）本表でいう「経常調査」とは、１年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査のことをいう。以下同じ。
（注６）公表が早期化された件数及び公表が遅延した件数は、公表を行った基幹統計の件数の内数である。

イ　一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第１項においては、行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和７年度（2025年度）に、行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は156件であった。

これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、前回よりも公表が早期化された一般統計調査は１件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した一般統計調査は19件あった（図表19参照）。

図表 19　公表を行った一般統計調査の件数等　（令和７年度（2025 年度））

府省名	公表を行った一般統計調査の件数			公表が早期化された件数	公表が遅延した件数
	総数	経常調査により作成された件数	周期調査等により作成された件数		
人事院	2	2	0	0	0
内閣府	14(1)	10(1)	4	0	0
個人情報保護委員会	1	1	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0
こども家庭庁	3	3	0	0	0
総務省	6	4	2	0	0
法務省	1	0	1	0	0
外務省	0	0	0	0	0
財務省	3(1)	2(1)	1	0	0
文部科学省	15(2)	11(2)	4	0	3
厚生労働省	51(2)	38(2)	13	1	6
農林水産省	26(2)	23(2)	3	0	7
経済産業省	10(1)	10(1)	0	0	1
国土交通省	25	17	8	0	2
環境省	4(1)	4(1)	0	0	0
合計	156(5)	120(5)	36	1	19
（参考）令和６年度（2024年度）の実績	156(6)	118(5)	38(1)	1	15

（注１）公表を行った一般統計調査の件数とは、令和７年度（2025年度）に行政機関が第一報（速報）の公表を行った一般統計調査の件数である。

（注２）（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注３）公表が早期化された件数及び公表が遅延した件数は、公表を行った一般統計調査の件数の内数である。

ウ　業務統計の作成状況

行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として、各府省から報告があったものは、令和７年度（2025年度）末時点で414件であった。

これらのうち、ホームページや刊行物で公表されているものは412件であった（図表20参照）。

図表 20　業務統計の作成状況等（令和７年度（2025 年度）末現在）

府省名	件数	うち公表を行った件数
内閣官房	13(1)	13(1)
人事院	15(1)	15(1)
内閣府	4	4
警察庁	2	2
個人情報保護委員会	1	1
消費者庁	7	7
こども家庭庁	12	12
総務省	61	60
法務省	17	16
外務省	4	4
財務省	36	36
文部科学省	44	44
厚生労働省	77	77
農林水産省	41	41
経済産業省	15(4)	15(4)
国土交通省	31	31
環境省	26(4)	26(4)
防衛省	13	13
合計	414(5)	412(5)
（参考） 令和６年度 （2024年度）の実績	414(5)	412(5)

（注）（　）内の数値は共管統計（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

（２）統計調査結果等の政府統計の総合窓口（e-Stat）への登録状況

法第54条においては、総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとされている。

これを踏まえ、総務省を中心とした政府全体の取組として、行政機関

が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現するためのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（https://www.e-stat.go.jp/）を運営している（資料９及び10参照）。

行政機関が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類、調査計画等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第８条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

基本計画では、これまでも推進してきた統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、行政機関が作成した公的統計については、原則として、e-Statへ登録することとしている。

令和７年度（2025年度）に行政機関が公表を行った公的統計のうち、e-Statへ登録されているものは、基幹統計45件、一般統計調査の結果151件、加工統計29件、業務統計186件であった（図表21参照）。

図表21　基幹統計、一般統計調査の結果、加工統計及び業務統計のe-Statへの登録状況

（令和７年度（2025年度））

府省名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計		業務統計	
	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数
内閣官房	0	0	0	0	0	0	13(1)	2
人事院	0	0	2	2	0	0	15(1)	4
内閣府	1	1	14(1)	14(1)	1	1	4	1
警察庁	0	0	0	0	0	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	1	1	0	0	1	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	7	1
こども家庭庁	0	0	3	3	0	0	12	4
総務省	10(1)	10(1)	6	6	4	4	60	20
法務省	0	0	1	1	0	0	16	11
外務省	0	0	0	0	0	0	4	4
財務省	2	2	3(1)	3(1)	0	0	36	31
文部科学省	3	3	15(2)	15(2)	0	0	44	5
厚生労働省	8	8	51(2)	49(2)	1	1	77	45
農林水産省	6	6	26(2)	25(2)	10	10	41	18
経済産業省	8(1)	8(1)	10(1)	10(1)	6	6	15(4)	9
国土交通省	8	8	25	23	7	7	31	9
環境省	0	0	4(1)	4(1)	0	0	26(4)	7
防衛省	0	0	0	0	0	0	13	13
合計	45(1)	45(1)	156(5)	151(5)	29	29	412(5)	186

（参考） 令和６年度 （2024年度）の実績	46(1)	46(1)	156(6)	146(5)	28	28	412(5)	185

（注１）本表では、基幹統計以外の加工統計を計上している。
（注２）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（参考）図表22　基幹統計、一般統計調査の結果、加工統計及び業務統計のe-Statへの登録状況（分野別）（令和７年度（2025年度））

分野名	e-Stat への登録件数			
	基幹統計	一般統計調査の結果	加工統計	業務統計
国土・気象	0	0	0	2
人口・世帯	4	5	0	6
労働・賃金	5	20	0	20
農林水産業	6	19	8	13
鉱工業	5	5	2	4
商業・サービス業	2	1	1	0
企業・家計・経済	9	21	5	6
住宅・土地・建設	2	10	5	2
エネルギー・水	3	3	2	3
運輸・観光	3	9	2	4
情報通信・科学技術	1	6	0	3
教育・文化・スポーツ・生活	2	10	0	5
行財政	0	2	0	35
司法・安全・環境	0	8	0	23
社会保障・衛生	3	26	1	39
国際	0	1	2	8
その他	0	5	1	13
合計	45	151	29	186

（注）分野名については、e-Stat の区分・定義により、政府統計コードに基づき区分している。

また、e-Statの利便性や検索機能の向上のため、登録された公的統計について、調査の概要等の統計を利用する際に必要な情報の登録を推進しており、その登録状況は以下のとおりであった（図表23参照）。

図表23　基幹統計、一般統計調査の結果、加工統計及び業務統計における調査の概要等のe-Statへの登録状況（令和７年度（2025年度））

（基幹統計）

府省名	基幹統計					
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「時系列表」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の件数	うち「地域区分」登録件数
内閣府	1	1	1	0	0	0
総務省	10(1)	10(1)	6	2(1)	6	1
財務省	2	2	1	0	1	0
文部科学省	3	3	3	0	0	0
厚生労働省	8	8	7	4	2	2
農林水産省	6	6	6	0	5	5
経済産業省	8(1)	8(1)	7	3(1)	3	1
国土交通省	8	8	8	7	5	4
合計	45(1)	45(1)	39	15(1)	22	13
（参考）令和６年度（2024年度）の実績	46(1)	46(1)	39	18(1)	25	17

（注１）本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

（注２）（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注３）「時系列表」とは、一時点ごとの統計の集計表とは別に、各期の統計を時系列的に結合した集計結果をいう。以下同じ。

（注４）「分類項目」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。以下同じ。

（注５）「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。以下同じ。

（一般統計調査の結果）

府省名	一般統計調査の結果					
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「時系列表」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の件数	うち「地域区分」登録件数
人事院	2	2	0	0	0	0
内閣府	14(1)	14(1)	6(1)	2	3	1
個人情報保護委員会	1	1	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0
こども家庭庁	3	1	0	0	2	1
総務省	6	4	0	0	2	0
法務省	1	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0
財務省	3(1)	3(1)	2(1)	0	0	0
文部科学省	15(2)	15(2)	5(1)	3	3(2)	0
厚生労働省	49(2)	48(2)	16(1)	14	8(2)	4
農林水産省	25(2)	25(2)	15	1	14	13
経済産業省	10(1)	8(1)	6	2	2	2
国土交通省	23	18	7	7	10	6
環境省	4(1)	4(1)	1	1	1	1
合計	151(5)	138(5)	56(2)	30	43(2)	28
（参考）令和６年度（2024年度）の実績	146(5)	137(5)	59(2)	28	42(2)	27

（注）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（加工統計）

府省名	加工統計					
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「時系列表」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の件数	うち「地域区分」登録件数
内閣府	1	1	1	0	0	0
総務省	4	4	3	0	1	1
厚生労働省	1	1	1	1	0	0
農林水産省	10	9	10	0	2	1

経済産業省	6	5	5	0	1	1
国土交通省	7	7	4	5	2	2
合計	29	27	24	6	6	5
（参考） 令和６年度 （2024年度）の実績	28	27	22	6	5	4

（注）本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

（業務統計）

府省名	業務統計					
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「時系列表」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の件数	うち「地域区分」登録件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	0	0
こども家庭庁	4	1	0	0	0	0
総務省	20	10	8	0	3	2
法務省	11	11	7	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	31	21	21	1	7	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	45	33	26	2	4	2
農林水産省	18	18	12	0	6	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	9	9	3	0	2	1
環境省	7	7	2	0	1	1
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	186	146	92	4	47	26
（参考） 令和６年度 （2024年度）の実績	185	145	93	4	48	25

（３）e-Stat による統計情報の提供状況

令和７年度（2025年度）末時点において、e-Statには744件の統計が登録されており、約104.6万件の統計表が提供されている。また、令和７年度（2025年度）には約7,878万件のアクセスがあった（クローラーによるアクセス(注)を除く。）（図表24参照）。

（注）検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

図表24　e-Statの統計表アクセス件数の推移

府省名	e-Statの統計表に対するアクセス件数		
	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）
内閣官房	32,852	34,168	34,122
人事院	61,614	96,795	98,455
内閣府	1,030,180	1,437,073	1,697,760
総務省	9,412,718	14,235,176	17,642,510
法務省	850,437	1,189,052	1,449,901
外務省	22,741	28,780	45,495
財務省	1,529,848	3,259,082	4,377,183
文部科学省	2,116,786	2,832,704	2,969,602
厚生労働省	6,825,765	13,576,335	15,461,699
農林水産省	8,931,658	23,658,329	28,177,197
経済産業省	673,411	1,201,430	1,249,396
国土交通省	3,207,575	4,735,122	5,280,558
環境省	158,887	224,918	278,596
防衛省	13,837	18,787	20,542
合計	34,868,309	66,527,751	78,783,016

（注）アクセス件数は、基幹統計・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもののほか、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

（参考）図表25　e-Statの分野別統計表アクセス件数の推移

分野名	e-Statの統計表に対するアクセス件数		
	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）
国土・気象	18,570	16,214	17,068
人口・世帯	6,417,632	11,998,971	14,500,966
労働・賃金	2,748,122	4,117,679	4,437,792
農林水産業	8,183,873	21,646,786	25,949,053
鉱工業	471,463	813,939	1,259,427
商業・サービス業	166,797	651,409	340,532
企業・家計・経済	4,595,388	7,394,440	9,761,364
住宅・土地・建設	3,011,060	5,227,851	5,416,452

エネルギー・水	89,688	94,127	134,256
運輸・観光	613,353	685,495	908,345
情報通信・科学技術	305,196	544,151	719,114
教育・文化・スポーツ・生活	2,324,389	3,228,017	3,364,705
行財政	397,229	548,845	785,681
司法・安全・環境	886,884	1,194,472	1,538,888
社会保障・衛生	2,719,714	4,546,343	4,653,743
国際	1,674,524	3,543,657	4,602,531
その他	244,427	275,355	393,099
合計	34,868,309	66,527,751	78,783,016

（注）分野名については、e-Statの区分・定義により、政府統計コードに基づき区分している。

（参考）図表26　アクセス件数の多い政府統計の推移

（令和５年度（2023年度））

府省名	統計（調査）名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	2,165,040
総務省	国勢調査	2,090,603
国土交通省	建築着工統計調査	1,620,771
農林水産省	作物統計調査	1,607,567
財務省	普通貿易統計	1,391,199
農林水産省	農林業センサス	1,363,327
文部科学省	学校基本調査	1,094,870
総務省	消費者物価指数	965,281
農林水産省	農業経営統計調査	959,654
総務省	家計調査	946,073

（令和６年度（2024年度））

府省名	統計（調査）名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	6,533,180
農林水産省	作物統計調査	3,892,647
農林水産省	農業経営統計調査	3,498,596
財務省	普通貿易統計	3,069,521
農林水産省	農林業センサス	3,003,911
総務省	国勢調査	2,779,212
農林水産省	青果物卸売市場調査	2,776,649
国土交通省	建築着工統計調査	2,339,474
総務省	労働力調査	1,653,340
総務省	消費者物価指数	1,489,260

（令和７年度（2025年度））

府省名	統計（調査）名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	7,816,297
農林水産省	作物統計調査	4,857,414
農林水産省	農業経営統計調査	4,182,270
財務省	普通貿易統計	4,093,761
農林水産省	青果物卸売市場調査	3,560,039
総務省	国勢調査	3,506,916
農林水産省	農林業センサス	3,396,192
総務省	消費者物価指数	2,960,541
国土交通省	建築着工統計調査	2,233,063
総務省	労働力調査	1,608,903

３　調査票情報等の利用及び提供

統計調査によって集められた情報である調査票情報は、統計調査に対する国民の信頼を確保するため、法第40条の規定により、統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いる目的以外には、原則として、利用又は提供してはならないこととされている。ただし、法又は条例に特別の定めがある場合には目的外の利用又は提供を認めており、法では、「特別の定め」に該当する規定として、統計目的で調査票情報を二次的に活用することを可能とするため、法第32条から第36条までの規定が置かれている。

なお、地方公共団体における取組として、44都府県及び１指定都市で調査票情報の提供に係る条例が制定されており、令和７年度（2025年度）に提供実績があったのは27都府県であった。

（１）調査票情報の二次利用

令和７年度（2025年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、法第32条の規定に基づき、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は627件であった（図表27及び資料11参照）。

図表27　法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用件数

（令和７年度（2025年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	1	1	0
こども家庭庁	1	1	0
総務省	34	34	0
財務省	2	1	1
文部科学省	98	85	13
厚生労働省	144	134	10
農林水産省	129	116	13
経済産業省	89	80	9
国土交通省	126	124	2
環境省	2	2	0
日本銀行	1	1	0
合計	627(0)	579(0)	48(0)
（参考） 令和６年度（2024年度）の実績	688(0)	636(0)	52(0)

（注１）令和７年度（2025年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
（注２）（　）内の数値はオンサイト施設において調査票情報の二次利用を行った内数である。

これらの具体的な利用目的等の例は、図表28のとおりとなっている。

図表28　法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用の具体例

統計調査名 （所管府省等）	調査票情報の利用目的（概要）
学校基本調査 （文部科学省）	マイスター・ハイスクール事業を実施した専門高校の卒業者の進路状況の推移や、全国の専門高校の卒業者の進路状況との比較を示す資料を作成するために利用
賃金構造基本統計調査 （厚生労働省）	医療・介護現場における介護関係職種の賃金の状況等を、性、年齢階級、経験年数階級別及び勤続年数別に把握し、今後の介護従事者確保施策等を検討する際の基礎資料とするために利用
農業経営統計調査 （農林水産省）	農業者の経営別の所得状況等について整理を行うために利用

（２）調査票情報の提供

令和７年度（2025年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第１項第１号の規定に基づき、調査票情報を提供した件数は2,137件であった。また、同項第２号の規定に基づき調査票情報を提供した件数は471件であった（図表29及び資料12参照）。

図表29　法第33条の規定に基づく調査票情報の提供件数

（令和７年度（2025年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条第１項第１号該当件数（公的機関等への提供）			法第33条第１項第２号該当件数（公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供）			
		統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合		公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関等が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供
内閣府	1	1	0	2	0	2	0
こども家庭庁	0	0	0	2	2	0	0
総務省	189 (11)	180 (11)	9	127 (9)	36 (1)	91 (8)	0
財務省	13	13	0	2	0	2	0
文部科学省	175	173	2	22	2	20	0
厚生労働省	1,022 (4)	1,009 (4)	13	152 (1)	18	134 (1)	0
農林水産省	55	51	4	8	1	7	0
経済産業省	374 (4)	362 (4)	12	103	29	74	0
国土交通省	295	294	1	46 (1)	6 (1)	19	21
環境省	13	13	0	7	0	5	2
合計	2,137 (19)	2,096 (19)	41 (0)	471 (11)	94 (2)	354 (9)	23 (0)

（参考） 令和６年度（2024年度）の実績	1,940 (8)	1,909 (8)	31 (0)	302 (30)	7 (1)	269 (29)	26 (0)

（注１）令和７年度（2025年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
（注２）（　）内の数値はオンサイト施設において調査票情報を提供した件数である。

令和７年度（2025年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条の２第１項の規定に基づき、調査票情報を提供した件数は23件であった（図表30及び資料13参照）。

図表30　法第33条の２の規定に基づく調査票情報の提供件数

（令和７年度（2025年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条の２第１項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合（規則[注3]第19条第１項第１号）					高等教育の発展に資すると認められる場合（規則第19条第１項第２号）
		大学等若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究又はこれらの者が委託若しくは共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	大学等、公益社団法人又は公益財団法人が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が、法第33条の２第１項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等を行う者への提供	
内閣府	1(1)	0	1(1)	0	0	0
総務省	10(10)	1(1)	8(8)	1(1)	0	0
厚生労働省	8(8)	0	7(7)	1(1)	0	0
経済産業省	2(2)	0	1(1)	1(1)	0	0
国土交通省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
環境省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
合計	23(23)	1(1)	19(19)	3(3)	0(0)	0(0)
（参考） 令和６年度（2024年度）の実績	16(16)	0(0)	15(15)	1(1)	0(0)	1(1)

（注１）令和７年度（2025年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
（注２）（　）内の数値はオンサイト施設において調査票情報を提供した件数である。
（注３）統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）をいう。以下同じ。

これらの具体的な利用目的等の例は、図表31のとおりとなっている。

図表31　法第33条及び第33条の２の規定に基づく調査票情報の提供の具体例

統計調査名 （所管府省等）	提供先	調査票情報の利用目的（概要）
宿泊旅行統計調査 （国土交通省）	地方公共団体	県内の宿泊者等の実態を把握し、県における観光振興施策を企画立案するための基礎資料とするために利用
経済センサス	地方公	小売業等の商業活動の適正な施策を推進するための基礎的

- 活動調査 （経済産業省）	共団体	資料を体系的に整備・把握するために利用
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査 （環境省）	独立行政法人等	エネルギー消費量や属性情報、機器の使用状況、省エネ行動状況など、得られた調査項目データをすべて用い、統計的手法により家庭部門のエネルギー消費に影響を与える属性要因等を明らかにするために利用
住宅・土地統計調査 （総務省）	大学等	住宅・世帯属性別の住宅用太陽光発電機器の普及動向に関する基本的な特徴を確認するとともに、さまざまな属性と機器設置率との関係性について時系列的に分析し、これまでの普及政策がもたらした成果と課題に関する多面的な考察を行うために利用（※）
労働力調査 （総務省）	大学等	1980年代以降のバブル期、就職氷河期、コロナ危機など、異なった経済状況下で労働力フローがどのように推移したのかを分析し、人手不足をもたらす経済構造の解明に利用（※）

（注）オンサイト利用の事例は概要欄に「（※）」を付している。

なお、令和７年度（2025 年度）の調査票情報の提供に関する平均審査日数（全期間）は 7.7 日となっている（図表 32 参照）。

図表 32 調査票情報の提供（法第 33 条及び第 33 条の２の規定に基づくもの）に関する申出件数及び平均審査日数

（令和７年度（2025 年度））

統計調査 所管府省等名	申出件数	平均審査日数
内閣府	3	15.0
こども家庭庁	2	20.0
総務省	189	4.1
財務省	13	7.6
文部科学省	80	21.9
厚生労働省	448	6.4
農林水産省	56	5.8
経済産業省	352	9.5
国土交通省	298	5.8
環境省	15	11.4
全体	1,456	7.7

（注）申出件数は、令和７年（2025 年）年４月１日以降に申出を受け付けたもののうち、令和８年（2026 年）３月 31 日までに調査票情報の提供まで行った件数であり、それ以降に調査票情報の提供を行ったものは含まない。

また、平均審査日数は、これらの審査に要した日数の平均値である。

（３）オーダーメード集計の実施

令和７年度（2025年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等が法第34条に規定されているオーダーメード集計として提供可能としている統計調査は31調査452年次分（各調査の年次単位の提供可能数を足しあげた

もの。以下同じ。）であった（資料14参照）。これらのうち、18調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメード集計の結果を提供している。

令和７年度（2025年度）のオーダーメード集計の提供件数は26件であった（図表33及び資料15参照）。

図表33　オーダーメード集計の結果の提供件数（令和７年度（2025年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメード集計の結果の提供件数	学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等	教育の発展に資すると認められる統計の作成等	デジタル社会形成基本法第39条第２項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等	（参考） 統計調査ごとに計上した場合の提供件数
総務省	15	13	1	1	15
厚生労働省	9	9	0	0	9
国土交通省	2	0	0	2	2
合計	26	22	1	3	26
（参考） 令和６年度（2024年度）の実績	27	19	2	8	27

（注）１件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

（４）匿名データの作成及び提供

令和７年度（2025年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等が法第36条第１項に規定されている匿名データとして提供可能としている統計調査は８調査80年次分であった（資料14参照）。これらのうち、７調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和７年度（2025年度）の匿名データの提供件数は29件であった（図表34及び資料15参照）。

図表34　匿名データの提供件数（令和７年度（2025年度））

統計調査 所管府省等名	匿名データの提供件数	学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等	教育の発展に資すると認められる統計の作成等	国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる統計の作成等	デジタル社会形成基本法第39条第２項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等	（参考） 統計調査ごとに計上した場合の提供件数
総務省	19	17	2	0	0	23
厚生労働省	10	6	4	0	0	10

合計	29	23	6	0	0	33
（参考） 令和６年度（2024年度） の実績	36	34	2	0	0	43

（注）１件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

（５）調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第１項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないとされており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第１項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年２月６日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和７年度（2025年度）には、過失により調査関係書類を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等を取り扱う者に対し、調査関係書類の確認・管理を徹底する旨を事務要領に記載するなど、再発防止に引き続き取り組んでいる。

４　ＰＤＣＡサイクルの確立

（１）ＰＤＣＡサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況

自立的・主体的なＰＤＣＡサイクルを確立し、公的統計の品質確保・向上を図るため、各府省は、「ＰＤＣＡサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」（令和２年７月30日統計行政推進会議申合せ（令和５年７月28日改定）。以下「ＰＤＣＡガイドライン」という。）に基づき、所管する統計調査を対象として、実施計画を定めて計画的に点検・評価を実施し、その結果を活用した改善に取り組んでいる。

ＰＤＣＡガイドラインでは、各府省における点検・評価の実施について、その対象を基幹統計調査及び一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする１回限りの一般統計調査は除くこととしている。また、点検・評価の実施頻度については、

- 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び２年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は３年ごと、２年以下の周期調査は４年ごと）に点検・評価を実施することを基本とし、そのうち、特定一般統計調査（重要・広範に利活用され、その品質が重要政策や多くのユーザー等に影響するもの）以外の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で５年ごととするなど）ことができること
- ３年以上の周期の調査については、当該周期の都度（３年周期であれば３年に１度）、点検・評価を実施することを基本とすること
- 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とすること

などが定められている。

各府省の点検・評価の実施状況については、令和７年度（2025年度）に各府省が実施した件数は合計105件（基幹統計調査が17件、一般統計調査が88件）である（図表35参照）。

図表35　令和７年度（2025年度）の点検・評価の実施件数

府省名	合計	基幹統計調査	一般統計調査
人事院	2	－	2
内閣府	8	－	8
個人情報保護委員会	0	－	0
消費者庁	0	－	0
こども家庭庁	3	－	3
総務省	7	3	4
法務省	1	－	1
財務省	3	1	2
文部科学省	4	0	4

厚生労働省	15	2	13
農林水産省	31	6	25
経済産業省	3	2	1
国土交通省	25	3	22
環境省	3	－	3
合計	105	17	88

（注）複数回点検・評価を実施した統計調査や複数府省が共管している統計調査は重複計上している。

点検・評価対象となる統計調査数が合計324調査（基幹統計調査53調査、一般統計調査271調査）であるのに対し、点検・評価の取組が施行された令和２年（2020年）10月から令和７年度（2025年度）末までに各府省が点検・評価を実施した統計調査数は合計304調査（基幹統計調査53調査、一般統計調査251調査）であった（図表36参照）。

図表36　令和２年度（2020年度）から令和７年度（2025年度）までに各府省が点検・評価を実施した統計調査数（注１）

府省名	点検・評価実施対象の統計調査数【A】			点検･評価実施済みの統計調査数（注２）【B】		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
人事院	4	－	4	4 (100%)	－ (－%)	4 (100%)
内閣府（注３）	22	－	22	21 (95%)	－ (－%)	21 (95%)
個人情報保護委員会	1	－	1	0 (0%)	－ (－%)	0 (0%)
消費者庁	1	－	1	0 (0%)	－ (－%)	0 (0%)
こども家庭庁（注４）	9	－	9	5 (56%)	－ (－%)	5 (56%)
総務省	24	15	9	24 (100%)	15 (100%)	9 (100%)
中止調査を除く（注５）	22	14	8	22 (100%)	14 (100%)	8 (100%)
法務省	1	－	1	1 (100%)	－ (－%)	1 (100%)
財務省	8	2	6	6 (75%)	2 (100%)	4 (67%)
中止調査を除く（注５）	6	2	4	6 (100%)	2 (100%)	4 (100%)
文部科学省	23	4	19	23 (100%)	4 (100%)	19 (100%)
厚生労働省	89	7	82	87 (98%)	7 (100%)	80 (98%)
中止調査を除く（注５）	86	7	79	84 (98%)	7 (100%)	77 (97%)
農林水産省	42	7	35	41 (98%)	7 (100%)	34 (97%)
中止調査を除く（注５）	40	7	33	39 (98%)	7 (100%)	32 (97%)
経済産業省	27	9	18	25 (93%)	9 (100%)	16 (89%)
中止調査を除く（注５）	22	8	14	22 (100%)	8 (100%)	14 (100%)
国土交通省	66	9	57	61 (92%)	9 (100%)	52 (91%)
中止調査を除く（注５）	63	9	54	61 (97%)	9 (100%)	52 (96%)

環境省	7	－	7	6 (86%)	－ (－%)	6 (86%)
合計	324	53	271	304 (94%)	53 (100%)	251 (93%)
中止調査を除く (注5)	307	51	256	294 (96%)	51 (100%)	243 (95%)

（注１）本表は、令和２年度（2020年度）から令和７年度（2025年度）までに実施されていた統計調査のうち、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする１回限りの一般統計調査及び令和７年度（2025年度）末時点で初回の調査の結果公表が完了していない統計調査は除いて、１調査ごとの点検の有無を整理した。また、令和７年度（2025年度）末時点で移管されている統計調査は移管後の府省等の実績に含めている。なお、複数府省が共管している統計調査については、重複計上している。
（注２）括弧内の数値は、点検・評価実施率（B÷A×100）である。
（注３）移管前の所管府省等である、内閣官房（１調査）が実施した点検・評価実績を含む。
（注４）移管前の所管府省等である、内閣府（１調査）及び厚生労働省（３調査）が実施した点検・評価実績を含む。
（注５）令和７年度（2025年度）末までに中止された統計調査を除いて整理した。

また、点検・評価の結果を踏まえて業務マニュアルの整備・改善や調査の実施方法の見直し及び関連情報の記録・整備に取り組むなど、点検・評価を通じた改善の事例も見られる（図表37参照）。

総務省は、各府省における点検・評価の取組状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、点検・評価を通じた改善の事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている。

さらに、点検・評価結果の取扱いに関して、総務省では、統計作成プロセスの透明化措置として、ＰＤＣＡガイドラインに基づき、各府省から提出を受けた点検・評価結果について、当該調査に係る調査計画と併せて閲覧できるよう、e-Statに一元的に掲載している。

図表37　点検・評価を通じた課題等の改善例

区分	改善例
＜マネジメントの改善＞	
１　マニュアルの整備の推進	○　全体スケジュールや業務フローの整備による業務マニュアルの拡充
＜企画の改善＞	
２　調査の実施方法の見直し及び関連情報の整備	①　報告者負担軽減に向けたe-Surveyの導入と、電子調査票等の開発経緯や要件の記録・保管の実施
	②　報告者の記入精度向上と業務改善を目指した、紙とオンラインの回答方法の比較分析
＜実査の改善＞	
３　外部委託業務の管理の改善	○ 外部委託業務のブラックボックス化防止に向けた ・　記録管理の改善（委託先への訪問による実情把握、連絡票等による記録など） ・　仕様書の要件の明確化（督促回数、内容審査時の架電回数等の明示など）

（２）統計作成プロセス診断の実施状況

総務省で任用する専門家等（統計監理官）による統計作成プロセス診断

については、基本計画の中で、各府省において点検・評価が実施される際に、これと併せて、「全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う」こととされている。また、各府省は、上記（１）の点検・評価の際に把握した課題や改善すべき点への対応を検討するに当たり、診断における助言等を活用することとされている。

統計作成プロセス診断は、診断の実施方法などを定めた統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び診断の基準となる要求事項について、統計委員会（統計作成プロセス部会・要求事項等検討タスクフォース）での審議・了承を経て、令和５年（2023年）７月28日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）したことを受けて、令和５年度（2023年度）後半から本格的に実施されている。

令和７年度（2025年度）においては、通年で11の基幹統計調査を対象に実施され、それぞれ統計監理官による確認を経て、業務マニュアルの充実等に関する助言等（図表38参照）や好事例（図表39参照）が取りまとめられた。

総務省は、統計作成プロセス診断の実施状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、助言等の内容や診断を通じて把握された好事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている。

図表38　プロセス診断を踏まえて助言等を行った主な事例

区分	助言等
１　マニュアル整備の推進	○　管理職が適切な進捗管理を行えるよう、また新任者でも調査が適切に継続できるよう、調査業務全体の体系化・可視化が推奨される。 ○　組織的な文書として具体的に記載することにより、属人化の解消や知見の継承を図ることが重要 助言等の背景 ・　統計作成プロセスの全体像が可視化されておらず、管理職や新任者等が調査業務を理解しにくい状況、さらに調査に変更が生じた際のプロセス変更管理に漏れや判断ミスが生じるおそれが認められた。 ・　調査担当者の業務内容が明文化されておらず、人事異動等の際に、具体的な作業内容や判断基準が適切に継承されないおそれが認められた。
２　業務委託‐適切な調査実施のための委託業務の管理・監督	○　適切な調査の実施のため、調査担当は委託業務を主体的に管理する必要がある。 ・　委託業務の管理監督に必要な対応や業務の進捗、成果物の確認・審査のポイント・判断基準などを業務マニュアルに具体的に記載する等、業務の品質確保に必要な事務を明確化することが重要

	助言等の背景 ・　実査や審査・集計等のプロセスを外部に業務委託している場合において、委託業務の実施状況の把握・管理や成果物の確認が不十分であり、統計品質の低下を招くおそれが認められた。
3　業務委託 - 調査継続と統計品質向上に必要な知見の蓄積	○　委託先が担っている各プロセスの具体的な作業内容及びノウハウを調査担当内に保有・蓄積することで、継続性の担保及び調査プロセス改善のための知見の蓄積が期待される。 ・　委託先からの定期的な業務報告や成果物の提出時等に、業務実施状況（個別業務の作業実施体制、作業内容・手順（判断基準等を含む。）、成果物やその確認・審査基準など）の具体的な説明を求める。 ・　委託先から聴取した知見（特に、作業実施の根幹となるもの）を、調査実務上のノウハウとして文書化する。 助言等の背景 ・　特定の委託先との業務委託が長年続くことで、委託業務における具体的な作業内容・手順（判断基準等を含む。）のブラックボックス化が進行し、調査担当に調査実施のノウハウが蓄積・継承されず、委託先が変更となった場合に、調査の継続性や統計作成プロセスの品質確保が困難になるおそれが認められた。

図表39　プロセス診断を通じて把握した好事例の主な事例

区分	好事例
1　マニュアル整備の推進	①　データ流れ図の横に、実行内容の記録用の欄（「時期」欄）を設け進捗管理に活用
	②　業務の背景（調査の変更履歴、民間委託の背景情報等）や周辺の手続（関係する規定・制度、他部署との調整等）を含め、全体像を把握できるようにマニュアルを整備
	③　マニュアル中の随所に、過去の事案や注意点、背景事情を踏まえた申し送り事項を記載。標準化された一般的注意ではなく、実際に発生した事案に即した具体的な内容を示している。
	④　業務マニュアルに調査の年間スケジュールを踏まえたマニュアル更新の作業時期等を明記
2　業務委託 - 適切な調査実施のための委託業務の管理・監督	○　調査担当者向けのマニュアルに簡潔ではあるが、民間事業者等から提出される業務計画書のチェックポイントなど受託事業者の業務をどのように確認するかが記載されている。発注者として、受託者の業務の実態を把握・管理するための確認ポイントをマニュアルに記載していることは良い取組である。

3　業務委託 - 調査継続と統計品質向上に必要な知見の蓄積	①　委託業者から定期的に調査実施状況の報告を受けるだけでなく、報告内容に基づき回収遅延の要因分析や督促方策の助言などを適時に行っており、調査実施者として主体的にリーダーシップを発揮して調査を実施している。 　また、調査の改善に向けて、例えばオンライン回答率向上方策など、具体的な課題を設定し、委託業者に提案を促すことで、調査実施者とは違う視点を踏まえた課題の分析や検討・対策を継続的に行っている。
	②　委託業者からの週次報告により地域・層別の回収状況を把握しており、期限周知・督促方法に関する委託業者からの提案を踏まえ、回収率の向上に向けた問題意識の共有や要因分析を経て、対応方法の見直しを主体的に講じている。

５　統計リソースの確保・人材育成

（１）統計リソース（予算・人員）の重点的な配分の状況

統計委員会による「令和８年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和７年６月11日付け統計委第４号。以下「リソース建議」という。https://www.soumu.go.jp/main_content/001014511.pdf）において、統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべきとされている取組に関する令和８年度（2026年度）の歳出予算は、約184億円となっている。

リソース建議に掲げられた取組については、令和７年度（2025年度）補正予算にも計上されており、約32億円となっている。これを令和８年度（2026年度）当初予算と合わせると、リソース建議関連は総額で約216億円となっている（図表40参照）。

また、機構・定員について、各府省の定員は新規増10人、振替２人となっている（図表41参照）。

図表40　リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（予算）

（単位：千円）

建議事項 ＼ 府省名	府省別事項計（予算額）	①社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備	②統計の国際比較可能性の向上	③統計データの利活用促進	④品質の高い統計作成のための基盤整備	⑤デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成
内閣府	242,749	242,749	98,965	0	0	0
総務省	18,078,913	17,437,868	57,761	474,271	186,744	153,313
文部科学省	1,237,688	53,841	0	14,435	1,169,412	0
厚生労働省	753,303	55,353	0	0	697,950	0
農林水産省	385,976	0	0	0	145,976	240,000
経済産業省	606,374	606,374	0	124,533	124,533	0
国土交通省	271,640	21,639	0	58,361	20,000	171,640
合計	21,576,643	18,417,824	156,726	671,600	2,344,615	564,953

（注１）複数事項に該当するものがあるため、各府省の各項目の合計は、「府省別事項計」欄の額に合致しない場合がある。

（注２）個別の事業費から建議に係る予算を切り出せない場合もあり、予算額には事業費の総額をそのまま計上したものが含まれている。

（注３）デジタル庁が一括計上する統計関係システムに係る経費については、当該システムに係る統計調査等を所管する府省の予算額に含まれている。

図表41　リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（定員）

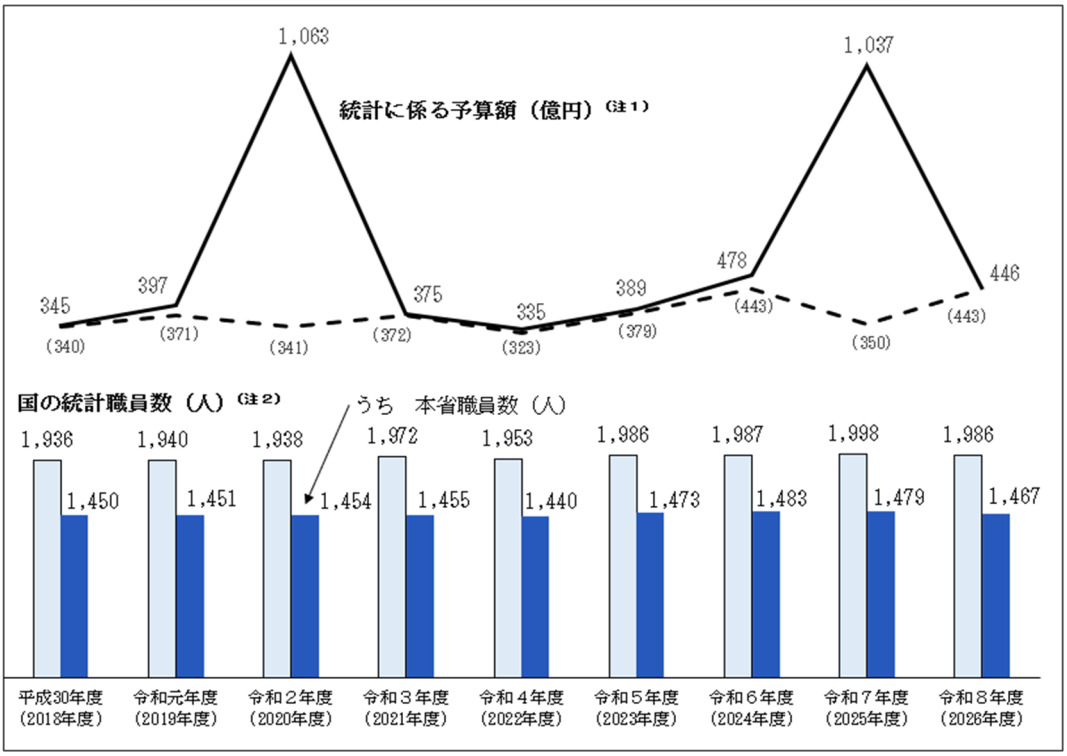
（単位：人）

建議事項 ＼ 府省名	府省別事項計（人数）	①社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備	②統計の国際比較可能性の向上	③統計データの利活用促進	④品質の高い統計作成のための基盤整備	⑤デジタル技術や多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成
内閣府	2 【1】	2 【1】	1 【1】	－	－	－
総務省	5 【1】	1	1	1	【1】	2
厚生労働省	1	－	－	－	1	－
農林水産省	2	－	－	－	－	2
合計	10 【2】	3 【1】	2 【1】	1	1 【1】	4

（注１）振替による増員人数は【　】書きとした。
（注２）複数事項に該当するものがあるため、 各府省の項目の合計は、「府省別事項計」欄の人数に合致しない場合がある。

なお、リソース建議以外も含めた統計に係る予算の総額や、国の統計職員数については、統計調査の実施周期などの影響もあり、単年度ごとの増減に関する評価は困難なものではあるが、図表42のとおりとなっている。

図表42　統計に係る予算額及び国の統計職員数の推移



（注１）各年度の補正予算額は含まず、破線及び括弧書きで示している予算額は、国勢調査関連経費を除いた予算額
（注２）毎年４月１日時点において国の統計機構に所属する職員の現在員数

（２）統計職員の配置状況

令和７年度（2025年度）における統計職員数は1,998人となっている。

また、基幹統計の作成に従事する本府省の職員数は、統計調査により作成する基幹統計（48統計）が延べ725人、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（６統計）が延べ127人で、合計延べ852人となっている（図表43及び44参照）。

図表43　統計調査により作成する基幹統計（48統計）別人員・体制

（令和７年度（2025年度））

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量をあん分した実員相当数	従事する職員の人数（実員）				
				統計業務経験			
			実員	10年以上	5年以上～10年未満	2年以上～5年未満	2年未満
総務省	国勢統計	28.5	29	10	8	7	4
	住宅・土地統計	2.5	3	3	0	0	0
	労働力統計	16.0	16	5	7	1	3
	小売物価統計	41.0	41	22	9	5	5
	家計統計	15.0	15	5	3	2	5
	個人企業経済統計	3.0	3	1	2	0	0
	科学技術研究統計	3.0	3	2	0	0	1
	地方公務員給与実態統計	2.0	3	0	0	0	3
	就業構造基本統計	5.0	5	2	1	0	2
	全国家計構造統計	6.0	6	3	3	0	0
	社会生活基本統計	8.0	8	5	1	1	1
	サービス産業動態統計	9.0	9	2	4	1	2
	経済構造統計（経済センサス・基礎調査）	8.0	8	4	1	2	1
総務省（経産省共管）	経済構造統計（経済センサス・活動調査）	28.0	28	15	5	6	2
	経済構造統計（経済構造実態調査）	20.5	21	12	4	1	4
財務省	法人企業統計	4.0	4	0	0	0	4
	民間給与実態統計	3.8	6	0	2	3	1
文部科学省	学校基本統計	3.6	6	1	2	1	2
	学校保健統計	1.2	5	1	1	1	2
	学校教員統計	1.2	5	1	1	1	2
	社会教育統計	1.2	5	1	1	1	2
厚生労働省	人口動態統計	34.7	45	27	6	6	6
	毎月勤労統計	16.5	23	5	6	4	8
	薬事工業生産動態統計	2.3	3	0	0	1	2
	医療施設統計	4.8	8	2	2	0	4
	患者統計	5.0	10	3	1	1	5
	賃金構造基本統計	9.6	15	6	3	1	5
	国民生活基礎統計	13.1	16	6	2	2	6
農林水産省	農林業構造統計	17.8	41	25	3	6	7
	牛乳乳製品統計	3.0	27	19	2	3	3
	作物統計	22.9	49	33	4	7	5
	海面漁業生産統計	4.3	28	20	2	3	3
	漁業構造統計	5.8	29	19	3	4	3
	木材統計	3.3	27	19	2	3	3
	農業経営統計	26.3	51	32	5	7	7
経済産業省	経済産業省生産動態統計	21.7	33	23	4	3	3
	ガス事業生産動態統計	1.2	3	0	0	0	3
	石油製品需給動態統計	1.0	2	0	0	1	1
	商業動態統計	7.2	18	12	2	1	3
	経済産業省特定業種石油等消費統計	3.2	14	12	0	1	1
	経済産業省企業活動基本統計	4.2	15	11	1	2	1

国土交通省	港湾統計	3.1	4	1	1	1	1
	造船造機統計	1.0	4	1	1	0	2
	建築着工統計（建築物着工統計調査/住宅着工統計調査）	3.2	4	0	0	1	3
	建築着工統計（建築工事費調査）	0.9	2	0	0	1	1
	鉄道車両等生産動態統計	1.2	3	0	2	0	1
	建設工事統計（建設工事受注動態統計調査）	1.3	2	0	0	1	1
	建設工事統計（大手50社調査）	0.5	2	0	0	1	1
	建設工事統計（建設工事施工統計調査）	1.4	2	0	0	1	1
	船員労働統計	1.0	4	1	1	0	2
	自動車輸送統計	4.1	5	1	2	0	2
	内航船舶輸送統計	1.1	4	1	1	0	2
	法人土地・建物基本統計	2.1	3	1	0	0	2
合計			725	375	111	95	144

（注１）経済構造統計については「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」及び「経済構造実態調査」の３つに、建築着工統計については「建築物着工統計調査／住宅着工統計調査」及び「建築工事費調査」の２つに、建設工事統計については「建設工事受注動態統計調査」、「大手50社調査」及び「建設工事施工統計調査」の３つに区分して職員数を整理している。
（注２）「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。
（注３）「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。
（注４）「従事する職員の人数（実員）」は、上記注３のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。
（注５）「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

図表44　統計調査以外の方法により作成する基幹統計（６統計）別人員・体制（令和７年度（2025年度））

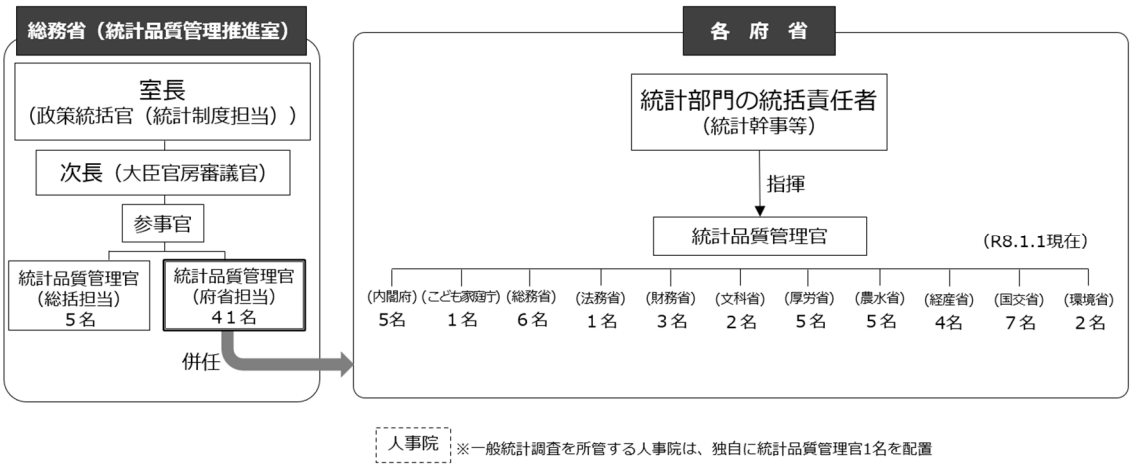
府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量をあん分した実員相当数	従事する職員の人数（実員）				
				統計業務経験			
			実員	10年以上	5年以上～10年未満	2年以上～5年未満	2年未満
内閣府	国民経済計算	51.0	51	11	11	9	20
総務省	人口推計	3.5	4	2	1	1	0
総務省（10府省共管）	産業連関表	23.5	42	12	3	7	20
厚生労働省	生命表	1.8	10	2	4	1	3
	社会保障費用統計	2.3	4	2	0	2	0
経済産業省	鉱工業指数	5.0	16	12	1	1	2
合計			127	41	20	21	45

（注１）「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。
（注２）「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。
（注３）「従事する職員の人数（実員）」は、上記注２のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。
（注４）「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

（３）統計品質管理官の配置状況

統計委員会による「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月10日付け統計委第11号）を踏まえ、基本計画では、統計の品質管理体制を充実するため、これまでの「統計分析審査官」の体制を大幅に見直し、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となる「統計品質管理官」を新設することとされている。これを踏まえ、令和５年（2023年）４月に総務省及び各府省に統計品質管理官を配置した。この統計品質管理官は、中央統計機構の支援機能との連携等を図りつつ、統計の品質確保・向上に関する取組を政府一体として推進していくため、総務省の統計品質管理推進室（室長：総務省政策統括官（統計制度担当））の職員となり、また、各府省に併任で配置されて、統計の統括責任者（統計幹事等）を補佐し、その指揮の下で、各府省における統計の品質管理に関する取組に従事している（図表45参照）。

図表45　統計品質管理官体制図（令和７年度（2025年度））



（４）誤り発見ルールに沿った対応状況

各府省における公表数値等の誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和２年６月17日付け内閣官房統計改革推進室事務連絡）において示されたひな型を踏まえ、各府省において対応ルールが策定され、これに沿った対応が行われてきた。

その後、令和５年（2023年）４月に関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年７月に総務省から新たに「各府省における公表数値等の誤り発生に備えた情報の保存及び誤り発見後の対応等について」（令和５年７月28日付け総務省統計品質管理推進室事務連絡）を提示し、各府省において対応ルールの改定、職員への周知等が行われている。

当該対応ルールに基づき、統計品質管理官（総括担当）が令和７年度（2025年度）に各府省から報告を受けた件数は、６府省から119件（基幹統計：６府省51件、一般統計調査：５府省68件）である（図表46参照）。

図表46　誤り報告件数（年度別）

報告年度	報告件数
令和３年度（2021年度）	46
令和４年度（2022年度）	131
令和５年度（2023年度）	121
令和６年度（2024年度）	123
令和７年度（2025年度）	119

図表47　誤り報告件数（誤りの主体別）（令和７年度（2025年度））

統計の種類	誤りの主体		
	実施・作成者		報告者
	担当府省	受託等機関	
基幹統計	31（1）	10（1）	15
一般統計	43（3）	15（3）	19
合計	74（4）	25（4）	34

（注１）１件の報告の中で複数の誤りの主体について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。
（注２）（　）は、１件の報告の中で、担当府省と受託等機関の両方が誤りの主体となっている事例数（内数）。

また、誤りの原因をみると、実施・作成者が誤りの主体となっているものでは、作業ファイルの計算式等の設定誤り、公表資料として作成した集計表及びグラフ等における表記誤りなど、「手作業による誤り」が88件、また、報告者が誤りの主体となっているものでは、基となる資料から調査票に転記する際の入力誤り、調査客体の基データそのものの誤りなど、「記入漏れ、記載ミス等による報告誤り」が27件となっている（図表48参照）。

図表48　誤り報告件数（誤りの原因別）（令和７年度（2025年度））

統計の種類	誤りの原因				
	実施・作成者		報告者		
	手作業による誤り	プログラム等の改修漏れ、不具合	記入漏れ、記載ミス等による報告誤り	調査定義等の誤認による誤報告	報告の漏れ・遅延
基幹統計	39	5	12	6	0
一般統計	49	7	15	7	1
合計	88	12	27	13	1

（注）１件の報告の中で、複数の誤りの原因について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

再発防止策をみると、実施・作成者側の取組としては、確認項目・手順の作業マニュアルへの追記など「業務マニュアル等の整備・追記」が77件、確認チェック表の導入によるダブルチェックの徹底など「複数人チェックの実施・徹底」が57件となっている。また、報告者に対する取組としては、留意点を整理した手引書の配布や事務連絡・担当者会議での事例共有など「誤り事例等の共有による報告者への注意喚起」が20件となっている（図表49参照）。

図表49　誤り報告件数（再発防止策別）（令和７年度（2025年度））

統計の種類	再発防止策											
	実施・作成者側（受託等機関を含む）の作業プロセスの改善等に関する取組								報告者による正確な報告を確保するための取組			
	業務マニュアル等の整備・追記	複数人チェックの実施・徹底	プログラムの改修	基礎的審査、分析的審査の導入・徹底	手作業化業務のシステム化	誤り事例等の共有による注意喚起	提出前の再確認の徹底	その他	誤り事例等の共有による報告者への注意喚起	調査票、記入要領、留意事項の変更	提出前の再確認の徹底	その他
基幹統計	32	19	12	11	10	9	4	8	8	9	5	2
一般統計	45	38	18	13	11	11	4	19	12	7	4	5
合計	77	57	30	24	21	20	8	27	20	16	9	7

（注）１件の報告の中で複数の防止策について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

（５）技術的アドバイザーの確保・活用状況

統計委員会による「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月10日付け統計委第11号）を踏まえ、基本計画では、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保することとされている。これを踏まえ、総務省統計研究研修所では、令和５年度（2023年度）から、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーとして任用しており、各府省におい

てアドバイザーの知見を活用したい案件が発生した際には、適宜アドバイザーへの相談が行われている。

令和７年度（2025年度）においては、４府省等で統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーが活用されており、相談件数は延べ17件となっている（図表50参照）。

図表50　統計品質／技術アドバイザーの活用状況（令和７年度（2025年度））

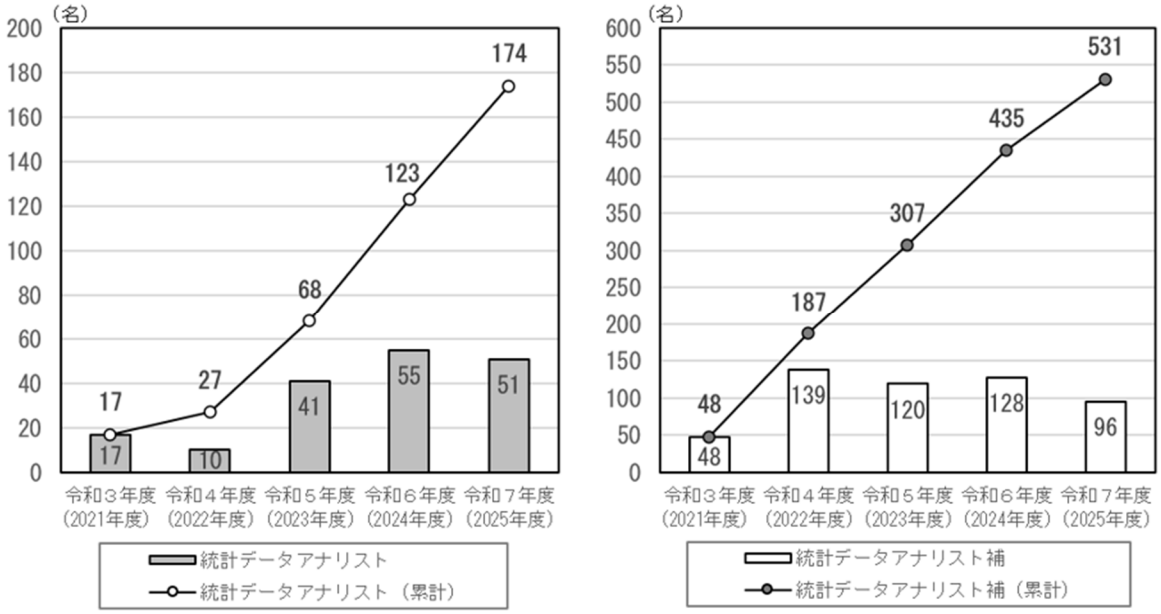
内容別相談件数	
集計・分析手法	5
統計のシステム化・デジタル化	5
標本設計	2
その他	5

（６）統計データアナリスト等の認定状況

令和元年（2019年）12月に統計改革推進会議統計行政新生部会が示した「統計行政の新生に向けて」及び令和２年（2020年）６月に変更された第Ⅲ期基本計画において、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、統計データアナリスト等の確保・育成等を図ることが求められた。これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）では関係規程を定め、令和３年度（2021年度）から、統計データアナリスト等の認定を行っている。

統計データアナリスト等の認定者数については、認定を開始した令和３年度（2021年度）末時点では延べ65人であったが、認定資格の周知や、認定要件である総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講推奨を継続的に行った結果、令和７年度（2025年度）末時点において、累計で統計データアナリストは174人、統計データアナリスト補は531人が認定されている（図表51参照）。

図表51　統計データアナリスト等の認定状況の推移



（注）認定数には、独立行政法人統計センター職員の人数を含む。

（７）各種研修の充実・実施の状況

総務省統計研究研修所では、統計作成の中核を担う統計人材の育成及び統計を政策の立案等に活用するための統計リテラシー向上を目的として研修を実施している。

また、品質の高い統計の作成のための基盤整備として、専門性の高い人材の育成等に資するため、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる政府機関の統計業務資格保有者として、統計データアナリスト等の確保・育成・配置の加速に取り組んでおり、総務省統計研究研修所が実施している当該資格認定に必要な業務レベル別研修（初級・中級・上級コース）についてみると、令和７年度（2025年度）においては延べ約2,400人が研修を修了している。このほか、総務省統計研究研修所では、分野別研修を実施しており、また、各府省においても、府省内職員を対象とした独自の統計研修が実施されるなど、政府全体で統計人材の育成が図られている（資料16参照）。

（８）府省の統計部局間の人的交流の状況

基本計画では、「各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、ＯＪＴを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する」こととされている。

令和７年度（2025年度）における府省の統計部局間の人事交流の状況をみると、８府省において計42人の人事交流が行われている（資料16参照）。

（９）都道府県統計専任職員等の配置状況

政府が行う統計調査に関する事務のうち、統計法施行令（平成20年政令第334号）で定めるところにより、地方公共団体の長が行うものについては、

・　これに要する経費等は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条の４の規定により、地方公共団体が負担する義務を負わない、

・　また、地方統計機構整備要綱（昭和22年７月11日閣議決定）により、国が行う統計調査に必要な経費は、国費をもって充てること及び地方に国庫負担の統計専任職員を置く

とされている。

このため、総務省では、統計行政の政府横断的な調整機関として、これらの法律及び閣議決定に基づき、国が行う統計調査に従事する都道府県統計専任職員の給与等を都道府県知事に交付し、地方統計機構の維持・整備を図っている。

統計専任職員は、国家公務員の定員合理化計画に準じて措置されており、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針－戦略的人材配置の実現に向けて－」（平成26年７月25日閣議決定、令和６年６月28日一部変更）では、国家公務員の定数については、令和７年度（2025年度）以降、５年ごとに基準年度を設定して、対基準年度末定員比で５年間で５％（年平均１％）以上を合理化することが基本とされた。

統計専任職員の定数については、同方針に準じ、令和７年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの５年間で81人の合理化減に取り組むこととし、令和８年度（2026年度）においては、令和７年度（2025年度）末定員の16人減となる1,588人が措置されている。

また、統計専任職員が行う業務全般の周辺部分を弾力的に補助できる事務補助職員（会計年度任用職員）の定数については、統計専任職員の体制確保を図るため、令和８年度（2026年度）においては、令和７年度（2025年度）から４人増となる63人が措置されている（図表52参照）。

図表52　統計専任職員及び会計年度任用職員の定員数の推移

		令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
統計専任職員		1,617人	1,621人	1,621人	1,604人	1,588人
対前年度	合理化	▲８人	▲８人	▲８人	▲17人	▲16人
	増　員	０人	12人（注１）	８人（注２）	０人	０人
	差　引	▲８人	４人	０人	▲17人	▲16人
会計年度任用職員		59人	59人	59人	59人	63人

（注１）統計品質確保体制の強化のための加配
（注２）調査環境の改善のための加配

（10）統計調査員希望者の登録状況

近年、プライバシー意識の高まりによる統計調査に対する協力意識の低

下など、統計調査環境の悪化等に伴い、統計調査員の確保が困難となっている状況がある。

総務省では、こうした状況に対処するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者（以下「統計調査員希望者」という。）を都道府県に登録し、これら登録された統計調査員希望者（以下「登録調査員」という。）の資質の向上を図るための必要な研修等を実施し、統計調査員の安定的な確保に取り組んでいる。

令和７年度（2025年度）末における登録調査員数は141,599人であり、このうち令和７年度（2025年度）中の新規登録調査員数は22,738人である。これら登録調査員数について、登録基準数（令和７年４月時点で123,920人）(注)に対する登録率は114.3％となっている。

（注）登録基準数とは、市町村における「経済センサス－活動調査」の調査区数に２分の１を乗じて得た数である。

（11）都道府県職員及び登録調査員に対する研修の実施状況

①　都道府県職員に対する研修の実施状況

都道府県及び市町村において統計事務に従事する職員（以下「統計関係職員」という。）に対し、業務上必要とされる知識及び技術を習得させ、地方統計機構の機能の充実強化に資することを目的として、地方統計職員業務研修（以下「業務研修」という。）が実施されている。

業務研修は、総務省政策統括官（統計制度担当）が実施する中央研修と都道府県統計主管部・課長が実施する地方研修（基礎研修・専門研修）に区分され、それぞれ原則として、毎年１回実施されている。業務研修のうち、令和７年度（2025年度）における中央研修の実施状況は、図表53のとおりである。

図表53　中央研修の実施状況（令和７年度（2025年度））

開催日時		令和７年（2025年）４月28日（月）９時30分～15時15分
開催会場		総務省第２庁舎及びオンライン
対象者		都道府県の統計関係職員のうち、次のいずれかに該当する者 ⅰ）　地方研修において、講師の経験のある者又はこれから講師として講義を行おうとする者 ⅱ）　地方研修の企画・運営等の事務に従事している者又はこれから従事しようとする者
受講者		46人（43都道府県）
講義内容		
	統計行政の動き	公的統計のデジタル化に関する現状と課題
	地方統計業務研修の実務	「統計実務基礎知識」のポイント
	特別講義	地方統計機構支援事業（茨城県の転入・転出に係る構造分析に関する支援）の結果

② 登録調査員に対する研修の実施状況

総務省では、登録調査員を対象として、ⅰ）中核的・指導的統計調査員の育成に資するための研修及びⅱ）基礎的・実践的知識等の習得に資するための研修を企画・実施している。

令和７年度（2025年度）における登録調査員に対する研修は、対象とする登録調査員に応じて、ⅰ）登録調査員中央研修及びⅱ）都道府県別登録調査員研修を実施した（図表54及び55参照）。

図表54　登録調査員中央研修の実施状況（令和７年度（2025年度））

開催日時		令和７年（2025年）７月23日（水）13時00分～17時00分
開催会場		総務省第２庁舎及びオンライン
対象者		ⅰ）　各地域において中核的・指導的な役割を担う予定の登録調査員のうち、原則として次の要件を満たす者 ・　統計調査員の経験年数が５年以上の者 ・　令和２年度（2020年度）～令和７年度（2025年度）の間、何らかの国の統計調査の調査員として活動した者 ・　研修受講後、指導的な役割を担い活動できる者 ⅱ）　統計調査員を直接指導する都道府県又は市区町村の統計関係職員（任意）
受講者		73人（登録調査員53人（33都道府県）、統計関係職員20人）
講義内容		
	講義Ⅰ	統計調査に活かすコミュニケーション研修
	講義Ⅱ	オンライン回答に関する講義・デモ
	班別討議	ⅰ）　調査活動における成功した事例、成功に至った工夫 ⅱ）　調査活動において困った事例、困難だった事例（解決した場合は、その対応方法や方策を含む。）

図表55　都道府県別登録調査員研修の実施状況（令和７年度（2025年度））

開催時期・時間・回数		令和７年（2025年）７月～令和８年（2026年）２月 １回当たり３時間半程度（全国延べ62回）
開催会場		都道府県庁・市町村役場等
対象者		ⅰ）　新規登録調査員及び実査経験の浅い登録調査員 ⅱ）　都道府県又は市区町村の統計関係職員（任意）
受講者		1,929人（登録調査員1,666人（47都道府県）、統計関係職員263人）
講義内容（例）(注)		
	講義Ⅰ	ⅰ）　統計調査員の仕事について ⅱ）　オンライン調査デモ版操作実演及び実習
	講義Ⅱ	接遇
	班別討議	ⅰ）　居留守を使われ、調査対象に会えないときの対処方法 ⅱ）　調査対象に会えたものの、調査拒否や調査票記入を断られた際の対処方法
	任意課目	都道府県において、研修受講者の資質向上に資すると考えられる任意の課目を設定し、講義を実施（都道府県職員による講義、ベテラン調査員によるこれまでの経験を踏まえた講話等）

（注）講義内容については、標準的な例を記載しており、都道府県において、地域の実情等を踏まえ、受講者の資質向上に資すると考えられる講義内容の企画を認めている。

６　統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減

（１）オンライン調査の推進状況

ア　オンライン調査の導入状況

令和８年（2026年）３月末現在でオンライン調査が導入されている統計調査は246件となっており、各府省が実施している統計調査全体に占めるオンライン調査を導入した統計調査の割合（以下「オンライン調査導入率」という。）は94.3％となっている（図表56参照）。

図表56　オンライン調査の導入状況

（令和８年（2026年）３月末現在）

府省名	統計調査数	オンライン調査導入統計調査数	オンライン調査導入率（%）
人事院	4	4	100.0
内閣府	18(1)	18(1)	100.0
個人情報保護委員会	1	1	100.0
消費者庁	1	1	100.0
こども家庭庁	6	3	50.0
総務省	21(3)	21(3)	100.0
法務省	1	1	100.0
外務省	－	－	－
財務省	6(2)	6(2)	100.0
文部科学省	23(2)	22(2)	95.7
厚生労働省	72(3)	63(3)	87.5
農林水産省	41(3)	41(3)	100.0
経済産業省	19(4)	19(4)	100.0
国土交通省	53(1)	51(1)	96.2
環境省	7(1)	7(1)	100.0
合計	261(8)	246(8)	94.3

（注１）統計調査数は、令和８年（2026年）３月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（周期調査等を含む。）。なお、令和８年（2026年）３月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年３月末までに回答調査客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて１調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも１調査として計上）。

（注２）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

また、令和３年度（2021年度）から令和７年度（2025年度）までにおけるオンライン調査の導入率の推移をみると、図表57のとおりとなっている。

図表57　直近５年間のオンライン調査導入率の推移

（単位：%）

府省名	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	（再掲）令和７年度（2025年度）
人事院	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
内閣府	86.7	93.3	92.3	100.0	100.0
個人情報保護委員会	－	－	－	0.0	100.0
消費者庁	－	－	－	100.0	100.0
こども家庭庁（注）	－	－	57.1	62.5	50.0
総務省	95.5	95.2	100.0	100.0	100.0
法務省	－	－	－	100.0	100.0
外務省	－	－	－	100.0	－
財務省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
文部科学省	95.5	95.5	95.7	95.7	95.7
厚生労働省	71.8	72.1	81.7	86.1	87.5
農林水産省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
経済産業省	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国土交通省	92.2	94.0	92.2	94.0	96.2
環境省	83.3	83.3	85.7	100.0	100.0
合計	87.7	88.2	90.5	93.1	94.3

（注１）こども家庭庁は令和５年（2023年）４月１日に設置された。

（注２）令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までの値は各年度12月末現在、令和６年度（2024年度）以降の値は各年度３月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査におけるオンライン調査導入率（周期調査等を含む。）を記載している。

イ　オンライン回答の状況

令和８年（2026年）３月末現在のオンライン調査が導入されている統計調査は、基幹統計調査で64件、一般統計調査で278件となっている。また、各種別における、オンライン回答率の分布は図表58のとおりとなっている。

図表58　オンライン回答の状況（令和８年（2026年）３月末現在）

種別	オンライン調査を導入している統計調査数	オンライン回答率			
		20%未満	20%以上50%未満	50%以上80%未満	80%以上
基幹統計調査	64	8	18	17	21
個人・世帯	14	5	7	1	1
事業所・企業	43	3	11	16	13
教育機関	4	0	0	0	4
行政機関	3	0	0	0	3
一般統計調査	278	42	78	62	96

個人・世帯	67	21	30	8	8
事業所・企業	168	21	48	53	46
教育機関	8	0	0	0	8
行政機関	35	0	0	1	34
合計	342	50	96	79	117

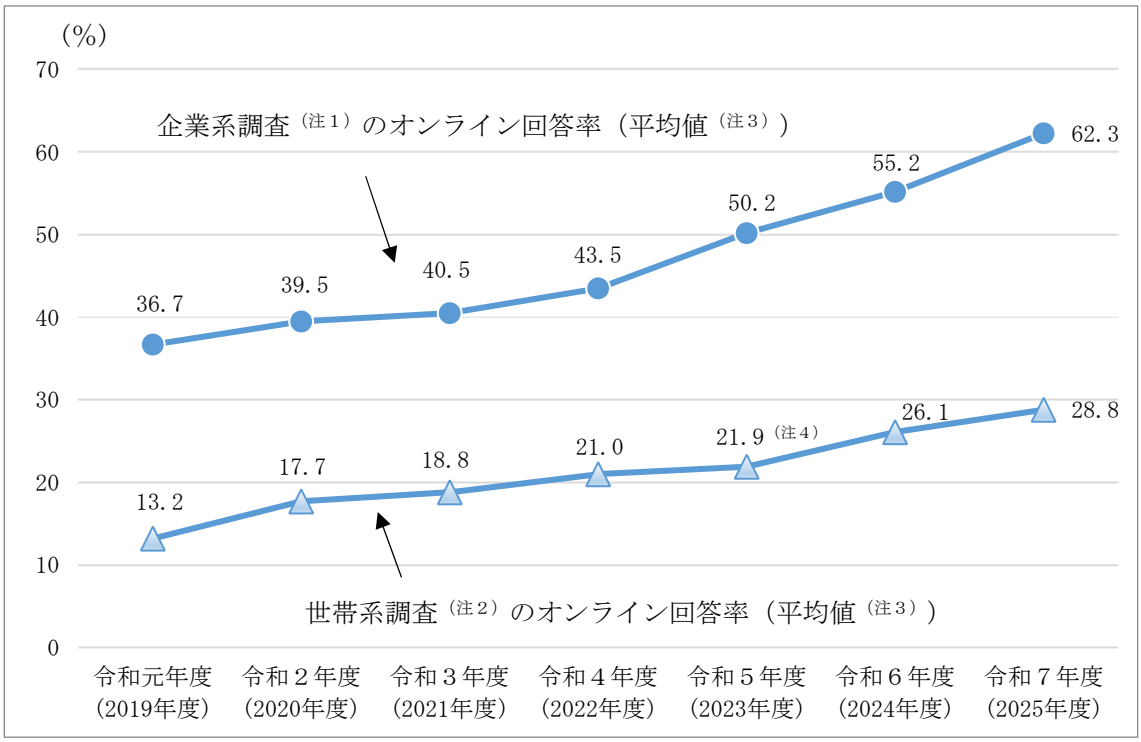
（注１）　「オンライン調査を導入している統計調査数」は、令和８年（2026年）３月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査（周期調査等を含む。）について、各府省から報告を受けた単位（調査周期別、調査系統別等）で集計している。このため、この欄の合計数と、図表56における「オンライン調査導入統計調査数」の合計数とは一致しない。

（注２）　本表における「個人・世帯」、「事業所・企業」、「教育機関」及び「行政機関」の種別は、それぞれ、主な調査客体の属性を記載している。「教育機関」は学校又は社会教育施設を、「行政機関」は国、地方公共団体などを指し、「事業所・企業」は「教育機関」及び「行政機関」以外の事業所・企業に報告を求めるものを指す。

なお、一つの報告単位において、複数の属性が該当する場合には、調査客体数が最も多いものに分類されている。

オンライン調査が導入されている基幹統計調査のうち、企業系調査のオンライン回答率は、令和８年（2026年）３月末現在の単純平均値で62.3%、世帯系調査のオンライン回答率は同28.8%となっている（図表59参照）。

図表59　基幹統計調査のオンライン回答率の推移（注６）



（注１）主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査（主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く。）。以下同じ。

（注２）主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査（地方公務員給与実態調査を除く。）。以下同じ。

（注３）各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施していても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

（注４）一部の都道府県のみにオンライン調査を先行導入した統計調査を除く。当該統計調査を含めると（この場合、回答率の分母は全都道府県として算出）、オンライン回答率は20.6%となる。

（注５）令和５年（2023年）から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。
（注６）令和元年度（2019年度）から令和５年度（2023年度）までの値は各年度12月末現在。令和６年度（2024年度）以降の値は各年度３月末現在

また、オンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは図表60のとおりとなっている。

図表60　オンライン回答率向上に向けた主な取組事例

区分	統計調査名	取組事例
電子調査票に関連した取組	労働力調査	・電子調査票の利便性の向上のため、記入誤りの自動検知、回答内容に応じた設問の表示などの機能を設けている。
	個人企業経済調査	・調査客体に配布する書類にＱＲコードを掲載し、当該ＱＲコードを読み取ると、電子調査票のログイン画面に回答者が直接アクセスすることができるようにし、また、ログインする際に必要となる項目（政府統計コード及び調査対象者ＩＤ）が自動入力される仕組みを導入
	国民生活基礎調査	・電子調査票に以下の機能を装備 ①　基本情報のプレプリント ②　問の解説ボタンやエラーメッセージの表示機能 ③　簡易的な論理チェックなどの審査機能
	農林業センサス	・調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、オンラインによる報告に農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用するとともに、スマートフォン等による回答も可能にした。
回答方式等に関連した取組	経済構造実態調査	・前回オンラインで提出してきた客体には、紙調査票を送付せずオンライン調査票のログイン情報を通知する。
	経済センサス‐基礎調査	・法人については原則オンライン回答により実施
調査関係書類等に関連した取組	経済センサス‐基礎調査	・ナッジ（注）を取り入れた調査書類を作成しオンライン回答への誘導を強化 （注）ナッジとは、行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するように促す手法
	薬事工業生産動態統計調査	・新たに報告対象になった事業者に対しては、初回案内時にオンライン報告マニュアルやヘルプデスクなどを説明し、滞りなくオンライン報告できるようにしている。
	経済産業省生産動態統計調査	・督促時等におけるオンライン回答の案内、オンライン調査に係るリーフレットの配布
オンライン回答を支援する取組	労働力調査	・都道府県、調査員及び調査世帯に対し「労働力調査かんたんガイド」の周知や案内を行い、オンライン回答の促進に努めている。
	国民生活基礎調査	・回答者及び調査員の両者に対応可能なコールセンターの設置
	海面漁業生産統計調査	・調査の協力依頼や督促時に、オンライン回答を促すなどの取組を実施した。
	木材統計調査	・民間事業者による調査の協力依頼及び督促時に、オンライン回答を促すなどの取組を実施した。
	ガス事業生産動態統計調査	・オンライン提出事業者のうち取り込みエラー事業者へのフォロー（毎月）

その他	労働力調査	・オンライン回答状況を毎月数値化し分析
	国民生活基礎調査	・統計調査員自らがオンライン等の提出状況を確認できる仕組みを導入

また、今後実施する調査において検討しているオンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは図表61のとおりとなっている。

図表61　今後実施する調査において検討している主な取組

【電子調査票に関連した取組】
・マクロ無しExcel調査票の導入
・電子調査票の形式をExcelからhtmlに変更し、ユーザビリティを改善
・令和６年（2024年）調査で実施したアンケートの結果を分析し、調査書類や電子調査票の改善を検討
・引き続き、電子調査票の操作性、配布書類について改善
・電子調査票について、スマホ専用画面で回答可能なページの作成を検討

【その他の取組】
・令和８年（2026年）に実施予定の調査研究の結果を元に、利便性や周知の手法を検討する。
・発送用封筒の表書きに、オンライン回答の利便性を促す記載を追記する取組を検討
・調査の協力依頼や督促時に、オンライン回答を促すなどの取組を継続して実施する。
・民間事業者による調査の協力依頼及び督促時に、オンライン回答を促すなどの取組を継続して実施する。
・督促状にＱＲコードを印刷して、オンライン回答へ誘導する。
・チャットボットの導入（調査対象世帯及び統計調査員からの問合せに対応）
・令和６年（2024年）調査から民間事業者を活用した手法を導入し、全調査対象にe-SurveyのＩＤを発行するとともに、調査協力依頼や督促時にオンライン回答を促すなどの取組を実施した。今後も継続して実施する。

基幹統計調査において、オンライン回答率の伸びに影響を与えている固有の事情として、各府省から報告があったもののうち、主なものは図表62のとおりとなっている。

図表62　オンライン回答率の伸びに影響を与えている主な固有の事情（注）

【企業系調査】

・本調査結果によるＰＣ利用率は49.1％となっており、回答者におけるＰＣ利用環境が普及していない状況にある。また、この背景要因には、70歳以上の事業主の割合が46.0％と、高齢の回答者の割合が高いことにあるため、今後もオンライン回答率を飛躍的に向上させることは難しいと考えている。
・調査対象が小規模事業所であることを踏まえ、調査精度の確保等のため、調査計画上、調査員調査を原則としている。ただし、①報告者の要望若しくは事情等がある場合、又は②災害等に起因し調査員調査のみでは調査の実施が困難な場合に限り、オンライン回答又は郵送調査を可能としている。
・大規模事業所などでは既に、オンライン回答率の向上に貢献していただいているが、小規模事業所などではＰＣ利用率が低く、記入労働者数が少ない事業所の場合、紙で提出する方が効率が良い等の理由や、それぞれの調査対象事業所が必ずしも推奨されたセキュリティレベルでないなど、飛躍的にオンライン回答率を上げるのは難しい状況にある事には変わりはない。
・毎年、調査対象の多くが入れ替わるため、オンライン回答が定着しない。

【世帯系調査】

・当該調査の結果における世帯類型については、調査対象世帯の約３割程度を高齢者世帯が占めており、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。
・当該調査の特性上、回答の難易度が高く、職員又は調査員による聞き取り等により実施せざるを得ない状況であるため、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。
・調査対象者には高齢の方が多いことや調査項目が多いことにより、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。

（注）オンライン回答率が８割未満の企業系調査及び５割未満の世帯系調査（いずれも基幹統計調査に限る。）のオンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情として各府省から報告があったものから作成

ウ　オンライン調査の実施形態

令和８年（2026年）３月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査のうち、オンライン回答に当たって、政府統計共同利用システムを用いているものは127件、各府省のシステムを用いているものは64件となっている（図表63参照）。

図表63　オンライン調査の実施形態（令和８年（2026年）３月末現在）

府省名	オンライン調査導入統計調査数	政府統計共同利用システムを使用した調査	各府省のシステムを使用した調査	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じたオンライン調査	電子メール（民間事業者が提供するサービス）を使用した調査	政府統計共同利用システム使用率（%）
人事院	4	3	0	0	4	75.0
内閣府	18(1)	10(1)	6	1	4(1)	55.6
個人情報保護委員会	1	1	0	0	0	100.0
消費者庁	1	0	1	0	0	0.0
こども家庭庁	3	0	1	1	1	0.0
総務省	21(3)	14(3)	6(1)	1	2(1)	66.7
法務省	1	0	1	0	0	0.0
外務省	－	－	－	－	－	－
財務省	6(2)	3(1)	2	0	3(2)	50.0
文部科学省	22(2)	7	5(1)	4	7(1)	31.8
厚生労働省	63(3)	31	15(1)	8	14(1)	49.2
農林水産省	41(3)	24	9(1)	4	23(2)	58.5
経済産業省	19(4)	13(2)	4(1)	0	10(1)	68.4
国土交通省	51(1)	22	16	1(1)	37(1)	43.1
環境省	7(1)	2	0	0	5(1)	28.6
合計	246(8)	127(4)	64(3)	20(1)	103(4)	51.6

（注１）統計調査数は、令和８年（2026年）３月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（周期調査等を含む。）。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて１調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも１調査として計上）。

（注２）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

（注３）一つの統計調査にオンライン調査の提供機能が複数ある場合、提供機能ごとにそれぞれ１件と計上しているため、オンライン調査導入統計調査数の内訳を単純合計しても、合計と一致しない。

（注４）各府省のシステムには、各府省独自のシステムのほか、委託により民間事業者のオンライン調査システムを使用するもの及び電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用しているものを計上している。

また、令和３年度（2021年度）から令和７年度（2025年度）までにおける政府統計共同利用システムの使用率の推移をみると、図表64のとおりとなっている。

図表64　直近５年間の政府統計共同利用システムの使用率の推移

（単位：%）

府省名	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	（再掲）令和７年度（2025年度）
人事院	50.0	50.0	75.0	75.0	75.0
内閣府	30.8	28.6	41.7	47.1	55.6
個人情報保護委員会	－	－	－	0.0	100.0
消費者庁	－	－	－	0.0	0.0
こども家庭庁	－	－	25.0	0.0	0.0
総務省	66.7	65.0	66.7	66.7	66.7
法務省	－	－	－	0.0	0.0
外務省	－	－	－	0.0	－
財務省	50.0	42.9	42.9	50.0	50.0
文部科学省	23.8	28.6	27.3	31.8	31.8
厚生労働省	45.9	46.8	49.3	46.8	49.2
農林水産省	60.5	57.9	57.9	58.5	58.5
経済産業省	53.3	56.5	66.7	70.0	68.4
国土交通省	23.4	25.5	29.8	31.9	43.1
環境省	20.0	20.0	16.7	25.0	28.6
合計	43.8	44.2	47.9	47.5	51.6

（注）令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までの値は各年度12月末現在、令和６年度（2024年度）以降の値は各年度３月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査（周期調査等を含む。）における政府統計共同利用システムの使用状況を集計している。

（２）統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施に当たり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省から報告があったものは、109件となっている（図表65参照）。

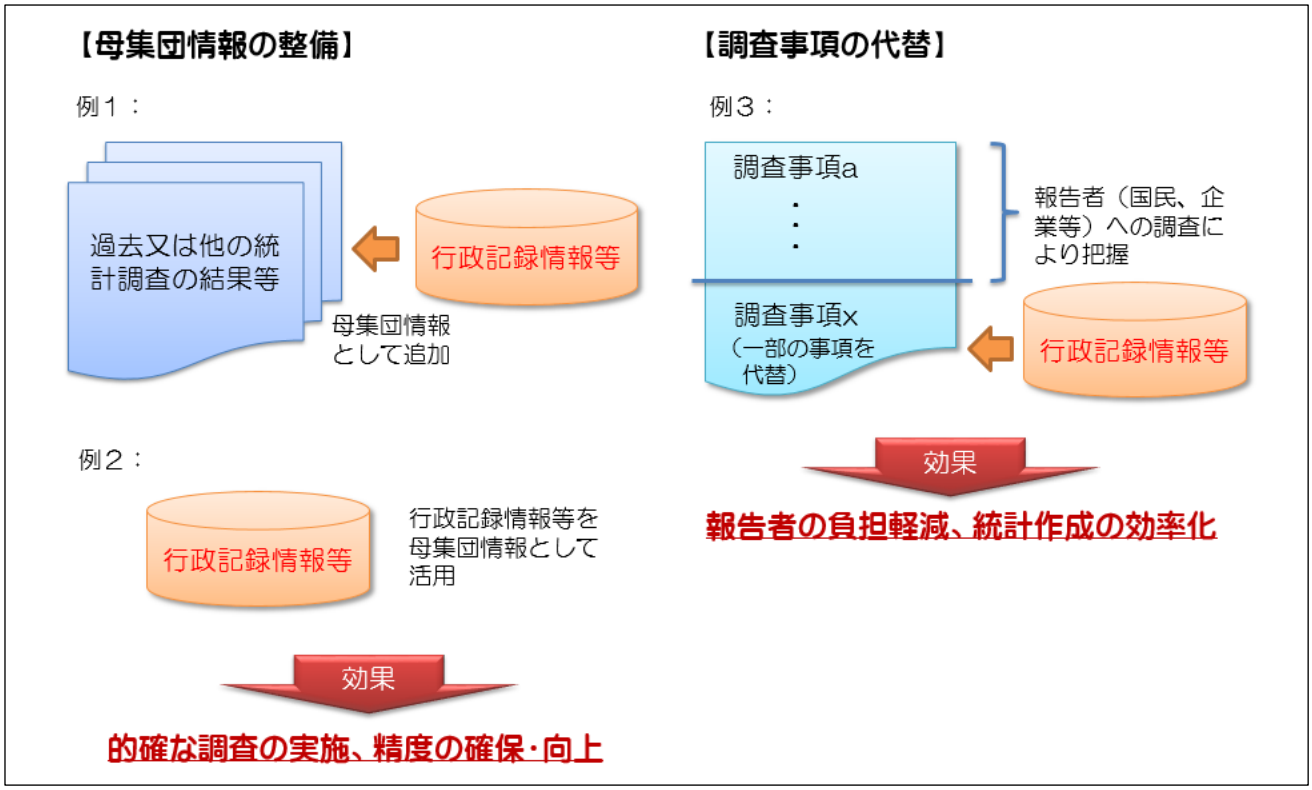
図表65　行政記録情報等を活用している統計調査（令和７年度（2025年度）末現在）

府省名	統計調査数	うち 母集団情報の整備	うち 調査事項の代替	うち 欠損値補完、審査での活用等
内閣府	8	7	1	0
こども家庭庁	4	3	1	0
総務省	7(1)	5(1)	0	2
法務省	1	1	0	0
外務省	1	1	0	0

財務省	3	3	0	2
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	20	11	11	3
農林水産省	16	10	9	2
経済産業省	8(1)	8(1)	2	1
国土交通省	37	35	12	1
環境省	4	3	1	0
合計	109(1)	87(1)	37	11

（注１）（　）内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。
（注２）統計調査の件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。
（注３）内数については、行政記録情報等の活用形態で１件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。
（注４）調査事項の代替は、行政記録情報等を活用して統計調査の既存の調査項目を削減しているもののほか、元々統計調査において回答を求めていなかった場合に行政記録情報等を活用しているものを含む。

（参考）図表66　統計調査における行政記録情報等の活用形態



（３）ビッグデータ等の利活用の状況

令和８年（2026年）３月末現在で、民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等として各府省から報告があったものは13件となっている（図表67参照）。

図表 67　民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等

統計等の名称 【作成機関】	ビッグデータ等の名称	ビッグデータ等を活用する際の形態
景気動向指数 【内閣府】	・日経商品指数（42種総合） （（株)日本経済新聞社 ） ・東証株価指数（（株)東京証券取引所 ） ・長期国債（10年）新発債流通利回り（日本相互証券(株)） ・中小企業売上げ見通しＤＩ（日本政策金融公庫） （最終需要・中間需要物価指数（日本銀行）） （マネーストック(Ｍ２）（日本銀行））	景気動向指数・先行指数の11の採用系列のうち６系列に活用
国民経済計算 【内閣府】	有価証券報告書（民間各社財務諸表）等	各種基礎データの一つとして活用
生活関連物資の価格動向 【消費者庁】＊	ＰＯＳデータ	ＰＯＳデータのみによって価格動向データを作成
小売物価統計調査（構造編） 【総務省】＊	・ＰＯＳデータ ・インターネット通信販売の価格	当該データを用いた分析集計資料を作成
消費者物価指数（ＣＰＩ） 【総務省】	ＰＯＳデータ	「パソコン（デスクトップ型）」「パソコン（ノート型）」「カメラ」「タブレット端末」「テレビ」「プリンタ」及び「ビデオレコーダー」の７品目については、当該データのみによって指数を作成
消費者物価指数（ＣＰＩ） 【総務省】＊	旅行サービスに係るインターネット通信販売の価格	「外国パック旅行費」「航空運賃」及び「宿泊料」の３品目については、当該データのみによって指数を作成
農林業センサス 農山村地域調査 【農林水産省】＊	・各種施設の位置情報（地図） ・道路ネットワーク情報 ・公共交通の時刻表情報	農山村地域調査の調査事項の一部代替
作物統計調査 【農林水産省】＊	人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量、植生指数等）	水稲の作柄概況を示す参考データとして活用
６次産業化総合調査 【農林水産省】＊	ウェブサイト上にある情報	６次産業化総合調査の母集団情報の補正
米の流通状況について 【農林水産省】	ＰＯＳデータ	当該データを用いた分析集計資料を作成
商業動態統計調査 【経済産業省】＊	ＰＯＳデータ	・丁２調査票について、報告を求めるために用いる方法の一つとして、選択肢に追加 ・丁２調査の調査対象は、紙やオンライン等による提出に代えて、報告を求める事項を把握できるＰＯＳデータ等を経済産業省が契約する民間事業者に提供 ・民間事業者は、ＰＯＳデータ等を報告を求める事項に組み替えた結

		果を経済産業大臣に提出
設備工事業に係る受注高調査 【国土交通省】	・(一社)日本電設工業協会 ・(一社) 日本空調衛生工事業協会 ・(一社)日本計装工業会 の独自集計資料	当該データのみによって統計を作成
大都市交通センサス 【国土交通省】＊	交通系ＩＣカードの一件明細データ	当該データを用いた集計資料を作成

（注）「＊」印は、ビッグデータの利活用に関して基本計画に具体的な措置、方策等が盛り込まれた第Ⅲ期基本計画の計画期間以降（平成30年度（2018年度）～）の事例であることを示す。

7　国際比較可能性の向上、国際貢献等

（１）ＳＤＧグローバル指標の公表状況

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）のためのグローバル指標の枠組みは、平成29年（2017年）に国連統計委員会で合意された後、同年の国連総会で採択されたものである。

我が国では、令和８年（2026年）１月のＳＤＧｓ推進本部幹事会において、新たに計８つのグローバル指標の作成方法等が決定され、全251指標（当時）のうち182指標が公表済みとなった。指標の算出値等は、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform※）において公表されている。

※https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html

（２）国際貢献の状況

令和７年度（2025 年度）には、10 府省から延べ 148 人の職員が 41 の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。また、令和７年度（2025 年度）現在において、６府省が 10 の国際機関・国に延べ 28 人の職員を派遣し、２府省が 37 か国から延べ 66 人の研修生を受け入れている（テレワークによる派遣・受入れを含む。）。

令和７年（2025 年）11 月には、国連統計委員会の下に設けられている「ＳＤＧ指標に関する機関間専門家グループ（ＩＡＥＧ-ＳＤＧｓ）」会合を日本で初めて北九州市にて開催し、ＳＤＧグローバル指標に関する国際的な議論に貢献した。

また、令和８年（2026 年）３月に開催された国連統計委員会では、ＳＤＧ指標に関する我が国の取組について情報発信するとともに、2025ＳＮＡの導入について、各国における推計方法や実験的な推計結果が共有され、必要に応じて再検討がなされることを改めて要望する旨の発言を行った。

さらに、国際連合アジア太平洋統計研修所（ＳＩＡＰ）に対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和７年度（2025 年度）については、対面及びオンラインでの研修を実施し、139 か国・地域等、合計 4,057 人に対して研修を実施した（資料 17 参照）。

このうち、ＳＤＧｓのモニタリングのための公的統計の理論と実務コースにおいては、総務省統計局をはじめ関係府省から職員を派遣し、国勢調査や経済センサス、人口動態統計等について我が国の統計に関する講義を実施した。

【別編［基本計画　事項別推進状況］】

※　この「別編」には、基本計画別表「今後５年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の令和７年度（2025年度）における推進状況（取組実績）を掲載している。

※　「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

※　「実施済等の別」欄の各類型は、令和７年度（2025年度）末時点での検討状況及び進捗状況に対する各府省の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。

・実施済：令和７年度（2025年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの

・実施済（課題あり）：令和７年度（2025年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもののうち、その検討結果や実施過程において課題等が残されているもの

・継続実施：基本計画で求められている事柄の性質上、期限は設けられていないが継続的・段階的な措置・取組が必要なもの

・実施・検討予定：令和７年度（2025年度）末までに実施済には至らなかったものの、引き続き実施・検討が行われるもの

※　「令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【　　】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
第２ １　国民経済計算の精度向上・充実 (2)　令和12年度（2030年度）に向けた取組：二つの柱（① ＱＥから基準改定に至る、それぞれの段階での精度の向上 ② 産業連関表及び国民経済計算のＳＵＴ体系への計画的移行）	1	◎　ＱＥの精度向上に向けて、供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充などを含む推計方法の包括的な見直しを推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響への一連の対応（１次ＱＥの特殊補外、季節調整におけるダミー処理、年次推計における一部品目の配分比率の見直し）について、必要に応じ、データ蓄積を踏まえて検証する。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。可能なものについては令和７年度（2025年度）末までに結論を得る。	・　ＱＥの精度向上に向け、供給側推計品目について、第１段階として、令和４年（2022年）７－９月期四半期別ＧＤＰ速報（２次速報値）から家計消費への影響が大きい品目についての細分化を行った。引き続き第２段階として、商業マージンを中心として、基礎統計の利用可能性を始め細分化の妥当性を令和６年度（2024年度）に検証し、その結果について、令和７年（2025年）４月の第40回国民経済計算体系的整備部会において報告の上、「2020年（令和２年）基準改定」時において実装した。 新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応について、第Ⅳ期基本計画に先立つ令和４年（2022年）末から、一部の品目について、業界統計等を用いた１次ＱＥにおける補外方法を通常の補外方法として採用するとともに、令和４年度（2022年度）国民経済計算年次推計では、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行った。また、季節調整におけるダミー処理については、予測系列を用いた異常値処理方法に関し、感染拡大以外の経済的ショックによる影響がみられる期間や、経済的ショックがみられないと思われる期間における有効性の検証を行い、令和５年（2023年）10月の第35回及び令和６年（2024年）10月の第39回国民経済計算体系的整備部会において報告した。同部会での議論を踏まえ、令和６年（2024年）末の令和６年（2024年）７－９月期四半期別ＧＤＰ速報（２次速報値）以降、当面の間、速報期間の異常値設定に係る信頼区間を99%としている。同部会での議論も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	継続実施
	2	○　報告者負担軽減と有用なデータ確保の両立を図るために、法人企業統計・附帯調査の調査事項のうち、１次ＱＥ推計の改善に資すると考えられる事項について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえ、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討し、早期に結論を得た上で、必要なＱＥ推計の検証を行う。調査項目の見直しに当たっては、法人企業統計・附帯調査に係るこれまでの検討状況並びに法人企業景気予測調査における過去の見直しの経緯を踏まえる。 ◎　また、上記を含め、１次ＱＥの民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める。	財務省、内閣府	法人企業景気予測調査の関連については令和５年度（2023年度）から実施し早期に結論を得る。１次ＱＥの推計手法の関連については令和５年度（2023年度）から実施する。	・　１次ＱＥの民間企業設備の推計方法の改善については、全国企業短期経済観測調査（短観）及び法人企業景気予測調査を用いた試算の改善について、令和４年（2022年）７月の第２回統計委員会企画部会第１ワーキンググループ会合において、第Ⅳ期基本計画の策定に先立って報告した。また、１次ＱＥの在庫変動の推計方法の改善については、法人企業景気予測調査の原材料在庫ＢＳＩを用いた推計方法を検討し、その試算結果を国民経済計算体系的整備部会に３度にわたり報告した。その上で、同部会での議論やこれまでの分析結果を踏まえ、まずは法人企業統計を用いない方法も含めた民間在庫変動の推計手法の改善について優先的に検討を進めることとし、原材料在庫変動のうち「原油・天然ガス」について石油統計等を用いる推計方法、仕掛品在庫変動のうち「石油製品」について生産動態統計等を用いる推計方法を検討し、その試算結果を令和７年（2025年）７月の第41回国民経済計算体系的整備部会において報告の上、令和２年（2020年）基準改定後の令和７年（2025年）10-12月期１次ＱＥ（令和８年（2026年）２月公表）から実装した。今後は同実装の効果の検証や更なる研究を進める。	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	3	◎　営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期ＧＤＰ速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。四半期速報については令和７年度（2025年度）末までのできるだけ早い時期に結論を得る。	・　年次推計における分配面の精度向上を目的として、雇用者数推計の精緻化について検討を行い、その結果を令和７年（2025年）４月の第40回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 分配側系列の四半期速報（分配ＱＮＡ）については、令和５年（2023年）３月の第33回国民経済計算体系的整備部会への報告及び同部会の議論を踏まえ、新たな試算を行うとともに推計方法の精緻化等を詳述した論文を令和６年（2024年）３月に公表し、同論文の内容について、令和６年（2024年）４月の第37回国民経済計算体系的整備部会に報告した。同部会での議論も踏まえ、令和７年（2025年）４月の第40回国民経済計算体系的整備部会において、季節調整系列の試算結果、補助金の推計方法の精緻化に関する検討、今後の公表方法案について説明し、参考系列ではなく論文により公表することが適切とされた。これを受け、令和７年（2025年）９月に論文を公表した。引き続き推計精度の向上に向けて研究を進めるとともに、定期的に計数を公表することとした。	継続実施（年次推計における分配面の精度向上）及び実施済（分配面の四半期ＧＤＰ速報の公表方法等）
	4	◎　第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化について、令和７年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定における基準年推計との整合性を図りつつ、改定差の縮小に向けて検討する。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　「経済構造実態調査」が、産業連関表の基準年推計に用いる「経済センサス－活動調査」の中間年版として実施されていることを受け、令和４年度（2022年度）国民経済計算年次推計（令和５年（2023年）末公表）から、サービスの出荷額推計のうち一部の品目について、「経済構造実態調査」の利用を開始した。さらに、令和２年（2020年）基準改定においても、産業連関表の基準年推計で「経済センサス－活動調査」を利用しているサービス分野の品目については、原則として「経済構造実態調査」を利用することとした。	実施済
	5	◎　令和２年産業連関表における教育の中間投入構造の推計について、令和４年度（2022年度）の検討を踏まえ、行政記録情報を用いた推計精度の向上を図る。	文部科学省	令和５年度（2023年度）に実施する。	・　令和４年度（2022年度）に実施した自治体の決算資料を用いた公立学校に関する費用の調査から得られたデータを基にした推計方法を取り入れ、投入値の推計精度の向上を図った。	実施済
	6	◎　産業連関表（取引基本表）について、引き続き経済センサス‐活動調査の利活用拡充を図りつつ、サービス分野のＳＵＴ体系移行に取り組み、令和２年産業連関表（取引基本表）とともに、ＳＵＴを作成・公表する。	産業連関表作成府省庁	令和６年度（2024年度）末までに実施する。	・　産業連関表（取引基本表）、ＳＵＴ（供給表、使用表）について、いずれも令和６年（2024年）６月に作成・公表した。	実施済
	7	○　生産物分類については、令和８年経済センサス‐活動調査、産業連関表及びＳＵＴ等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和５年度（2023年度）末までに実施する。	・　生産物分類については、日本標準産業分類（第14回改定）の改定内容等を踏まえた見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備し、「生産物分類（2024年設定）」を令和６年（2024年）３月18日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、公表した。	実施済
	8	◎　令和７年産業連関表について、産業分類や生産物分類、基礎統計の状況を踏まえ部門の見直しなどを行い、全面的なＳＵＴ体系移行に取り組む。	産業連関表作成府省庁	令和６年度（2024年度）から実施する。	・　令和６年度（2024年度）以降、令和２年（2020年）産業連関表の推計の状況等を踏まえ、令和７年（2025年）産業連関表の見直し・検討を行っている。	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	9	◎　令和８年経済センサス‐活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	総務省、経済産業省	令和６年度（2024年度）末までに結論を得る。	・　令和８年（2026年）経済センサス‐活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の連携強化について、実施方法を中心に関係各所と検討を行った。 　これを踏まえ、令和８年度（2026年度）に実施予定のサービス産業・非営利団体等調査の回収率・精度向上を目的として、令和８年（2026年）経済センサス‐活動調査の最新の名簿情報を提供する予定である。	実施済
	10	◎　これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	総務省、経済産業省	令和７年度（2025年度）末までに結論を得る。	・　令和３年度（2021年度）に実施したサービス産業・非営利団体等調査の各費用項目における回答状況を分析した。 　経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の費用項目の整合性の向上については、両調査で連携して検討を行い、令和９年（2027年）以降の経済構造実態調査に向けた見直しの中で、上記分析を活用し、ＳＮＡ年次推計に有用な項目に対する要望等を踏まえ、両調査の整合性の向上を図る調査計画の策定を行った。	実施済
	11	○　令和７年（2025年）を対象とする産業連関構造調査などについて、ＳＵＴ体系移行も踏まえ不足する分野の拡充を図るとともに、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する。	産業連関表作成府省庁	令和６年度（2024年度）から実施する。	・　財分野を含めたＳＵＴ体系への全面移行に向け、産業連関構造調査の調査項目等の見直しのため、調査研究を実施した。（令和６年度（2024年度）） 　令和８年度（2026年度）に実施予定のサービス産業・非営利団体等調査に対し、精度確保の視点からサービス業にと畜場を追加するとともに、別途調査していた通信・放送業及び不動産業を含める見直しを実施した。（令和７年度（2025年度））	実施済
	12	◎　建設に係るアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえ、残された課題の検討を進め、国民経済計算の次期基準改定における実装を目指す。また、小売サービス（マージン）の価格の把握方法について、統計委員会に報告された研究成果及び令和４年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえ、国民経済計算における実装に向けた研究を進める。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。建設については令和７年度（2025年度）末までに結論を得る。小売サービスについては令和７年度（2025年度）から作業を本格化する。	・　建設に係るアウトプット型デフレーターについては、令和６年（2024年）４月の第37回国民経済計算体系的整備部会において決定したマークアップ率を50％反映させる方法を、令和２年（2020年）基準改定において実装した。 　小売サービス価格については、日本銀行が統計委員会に報告した研究成果及び令和４年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえて、国民経済計算における実装に向けた研究を引き続き進める。	実施済（建設について）及び実施・検討予定（小売サービスについて）

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	13	◎　１次ＱＥの公表前倒しの可能性について、海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに係る検討状況等を踏まえ、研究を進める。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施し、令和７年度（2025年度）から作業を本格化する。	・　海外の推計手法や推計精度への影響等を検討するため、主要国の推計手法を調査するとともに、早期化した場合の推計精度への影響を把握するため、諸外国の例にならい、「基礎統計のカバー率」を早期化段階別に試算し、令和６年（2024年）３月の第36回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 同部会での議論も踏まえ、１次ＱＥの早期化のために、公表の早期化等が必要となる基礎統計のリスト化、基礎統計が利用できなくなる項目について、補外方法又は利用を取りやめることの検討を行い、同年10月の第39回国民経済計算体系的整備部会に報告した。同部会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う。	継続実施
	14	◎　制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究 、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る。	内閣府	令和７年度（2025年度）中に結論を得る。	・　令和５年（2023年）６月の第34回国民経済計算体系的整備部会において、総務省統計委員会担当室から、総務省が所管する基礎統計の利活用の可能性や海外の状況について報告。同部会での議論も踏まえ、令和６年（2024年）７月の第38回国民経済計算体系的整備部会において、令和７年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定において、所得支出勘定及び資本勘定における四半期系列の整備について報告。令和２年（2020年）基準改定において、所得支出勘定及び資本勘定の四半期系列を整備し、公表した。引き続き、その他の勘定を含めた制度部門別勘定の整備に向けて検討する。	継続実施
(3)　未来に向けた先行投資	15	◎　国民経済計算体系における経済のデジタル化のより的確な把握について、海外の状況や国内のデータ整備状況等を踏まえつつ、更なる検討を進める。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　2025ＳＮＡにおける本体系に係る勧告事項であるデータの価値計測・資本化に関して、データ、データベース及びデータ分析のフロー計数の試算を行い、令和５年（2023年）５月に報告書を作成及び公表した。また、データ及びデータベースの実質ストック額の試算を行い、令和６年（2024年）８月に報告書を作成及び公表した。さらに、各国の統計機関、国際機関のＳＮＡ専門家等で構成されるデータの資本化に関する国際タスクチームに参画し、試算結果を共有するなどして国際的なデータ資産に関する推計方法の開発に向けて議論を深めた。実装に向けた更なる検討を進めるとともに、令和８年（2026年）３月の国際会議でデータの資本化について我が国の研究事例として発表し、各国との意見交換を行った。	継続実施
	16	◎　これまでの内閣府の研究に基づき、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をＧＤＰに反映させる指標の研究を行うとともに、そのために必要な温室効果ガス等の排出勘定の研究・整備を関係省庁と連携して進め、成果を公表する。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　温室効果ガスや大気汚染物質の排出削減努力をＧＤＰに反映させる汚染調整済経済成長率や、そのために必要な大気排出勘定の試算を行い、研究の成果を令和６年（2024年）２月に公表した。	実施済

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	17	◎　令和７年（2025年）を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準（2025ＳＮＡ（仮称））策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	内閣府	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　2025ＳＮＡの策定に向けて国連等が作成する事項別論点ペーパーや、それらを統合した勧告事項リストについて、関係機関と連携しつつ意見表明を行うとともに、我が国の研究事例について国際会議で随時発表を行うなど、国際議論へ積極的に参画した。 2025ＳＮＡの実装に向けた検討に資するため、先進的な研究事例として、我が国におけるマーケティング資産へのフローの投資に関する試算について、令和５年（2023年）11月の国際会議で発表したほか、データの価値計測・資本化等の主要な検討課題の実装に関して検討するための国際的なタスクチームにも参画した。 こうした国際議論の動向と我が国の研究事例等について、令和５年（2023年）６月の第34回国民経済計算体系的整備部会及び令和６年（2024年）７月の第38回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 2025ＳＮＡの策定段階においては、2025ＳＮＡの草案や実施戦略、推計ガイダンス案について、関係機関と連携しつつ意見表明を行った。令和７年（2025年）３月には、国連統計委員会において、2025ＳＮＡを国民経済計算の新たな国際基準とすることが採択され、その概要について同年４月の第40回国民経済計算体系的整備部会において報告した。 デジタル経済を包括的に記録するための拡張勘定（デジタルＳＵＴ）や無料デジタル生産物の価値の拡張勘定での計測等についても検討を進めた。具体的には、令和７年（2025年）９月、デジタルＳＵＴについては、これまでの研究成果を踏まえて2020年表に係る報告書を作成し、公表した。無料デジタル生産物については、令和７年度（2025年度）に有識者からなる研究会を開催し、概念の整理や生産額等の試算を行うとともに、デジタルＳＵＴへの反映方法に関する研究を進めた。そのうち、デジタルＳＵＴに係る研究成果については、国際会議で発表した。 令和７年（2025年）10月、マーケティング資産については、我が国も参画している国際的なタスクチームにおいて推計ガイドの執筆が進められてきており、我が国におけるマーケティング資産の資本化率の推計方法を研究事例として情報提供した。	継続実施
	18	○　医療、介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法について、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、実現可能性を含めて検討する。	内閣府、関係府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　医療、介護の分野は、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、引き続き実現可能性を含めて検討する。 教育の分野については、令和４年度（2022年度）統計法施行状況報告において、現時点では相当程度困難との報告を行った。	実施・検討予定（医療・介護について）及び実施済（教育について）

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
２　経済統計の体系的整備の推進 (1)　経済構造を把握する統計の整備	19	◎　次回（令和８年）経済センサス‐活動調査について、ＳＵＴ体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	総務省、経済産業省	令和８年経済センサス‐活動調査の企画時期までに結論を得る。	・　国民経済計算のＳＵＴ体系への移行に向けた対応について、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等の検討を行った。それを踏まえ、ＳＵＴ体系で使用する生産物分類への対応については、各府省等関係者の意見を踏まえ、令和８年（2026年）経済センサス‐活動調査の品目案の策定（サービス分野の改善及び財分野の導入）を行った。 なお、現在の経済構造実態調査で調査項目としている支払利息については、各府省等関係者へ確認した結果、利活用が見込めないことから、経済センサス‐活動調査における採用は見送る予定である。	実施済
	20	○　既存の統計調査、行政記録情報や民間データ等では十分に把握しきれていない、電子商取引・ＤＸやＧＸ、企業の多国籍化などの様々な経済活動に関するデータニーズに迅速に対応して実態を把握するための新たな枠組みについて、既存統計調査の調査事項との整合性や継続性、ユーザーニーズに十分に配慮しながら、総務省及び経済産業省を中心として、関係府省の協力も得つつ検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　第９期統計委員会デジタル部会において、電子商取引やＤＸ等の経済活動の統計的把握について委員等に御議論いただいた。その結果は、令和７年（2025年）９月に取りまとめられた「第９期統計委員会デジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ」において、「デジタル経済・社会の統計的把握」の一環として盛り込まれた。	実施・検討予定
	21	○　消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　インターネット販売価格を含めたビッグデータ等の代替データから物価指数を作成する品目の適用範囲を拡大するため、従来調査データを指数作成に使用していた一部品目に対し、次回基準改定（令和８年度（2026年度）予定）からＰＯＳデータを用いた指数作成に切り替えることとした。本件は令和７年（2025年）６月に統計委員会に諮問され、同年８月の答申を経て承認された。 2030年基準改定（令和13年度（2031年度）予定）に向け、引き続きＰＯＳ情報等の活用拡大についての検討を進める。また、家賃データの活用に係る専門的事項について課題の整理等を行うため「家賃データタスクフォース」を令和７年（2025年）６月及び令和８年（2026年）３月に開催し、検討を進めている。	実施・検討予定
(2)　サービス産業・企業関連統計の整備	22	○　サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるＱＥなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和６年度（2024年度）末までに結論を得る。	・　総務省及び経済産業省では、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査（総務省所管）及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、新たな基幹統計調査である「サービス産業動態統計調査」（総務省所管）を令和７年（2025年）１月から実施することとした。本件は令和５年（2023年）10月に統計委員会に諮問され、同年12月の答申を経て承認された。 新調査は、上記２調査を統合することで重複是正を図るとともに、従業者数に係る調査項目を見直すなど報告者負担の軽減を図り、現行のサービス産業動向調査よりも公表時期の前倒しをして、利活用の拡大を図ることとした。	実施済

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	23	○　第３次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。	経済産業省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　第３次産業活動指数については、サービス産業動向調査（総務省）と特定サービス産業動態統計調査の見直しの状況も踏まえ、令和２年（2020年）基準改定における採用系列の検討等を引き続き行ったことに加え、令和５年度（2023年度）に実施した令和２年（2020年）基準改定に係る有識者で構成される研究会での精度や利便性の向上を図る課題対応の検討結果を踏まえ、令和２年（2020年）基準改定作業を着実に実施した。 　これらを踏まえ、新規採用（６業種）や特定サービス産業動態統計調査からサービス産業動態統計調査への基礎データの変更（17業種）などの指数の精度向上や有用性を高めるための見直しを行い、令和２年（2020年）基準改定後の指数を令和７年（2025年）４月に公表した。また、併せてユーザーの利便性に資するため、X-12-ＡＲＩＭＡの外れ値検出結果についてもＨＰに掲載した。	実施済
	24	◎　法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。	財務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　学識経験者を交えた研究会を開催し、大きな景気変動があった時期を含めて検証した結果、欠測企業の補完値に過去データを利用することの有効性が確認された。 　そのため、法人企業統計の調査結果を集推計するシステムに対し上記の欠測値補完機能を追加するためのシステム改修を令和７年度（2025年度）中に完了した。 　これを受け、四半期別調査は令和８年（2026年）４－６月期調査から、年次別調査は令和７年度（2025年度）調査から本改善策を実施予定	実施済
(3)　経済統計作成の改善に向けた取組	25	◎　経済センサス‐活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも配慮しつつ、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス‐基礎調査の見直しを含めて検討を行う。	総務省	令和６年経済センサス‐基礎調査の企画時期までに結論を得る。	・　経済センサス‐活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備・充実を図るため、有識者を交えた「事業母集団データベース研究会」において整理された今後の事業所母集団データベース更新の方向性（更新頻度や範囲）を踏まえ、経済センサス‐基礎調査の調査計画について、令和５年（2023年）３月に総務大臣への承認申請を行い、同年６月に承認された。	実施済

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	26	○　企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正等の取組を推進する。	総務省、関係府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　事業所・企業を対象とした統計調査について、事業所母集団データベースを利用することにより、統計調査の実施前に調査対象事業所・企業の調査履歴を確認し、過重な調査負担が課される事業所・企業を調査対象から除外し、代替の事業所・企業を選定（重複是正）する措置を継続して実施している。（重複是正の実施状況の詳細については、第３部１（８）重複是正及び調査履歴登録の実施状況　参照）【総務省（政策統括官）】 ・　経済産業省所管３統計調査（経済産業省企業活動基本調査、海外事業活動基本調査、海外現地法人四半期調査）について、利活用状況と報告者負担軽減の観点を踏まえ検討を実施し、我が国企業の国内と海外の両面での事業活動を一体的に把握することが重要との結論に至った。本方針に基づき、有識者も含め検討を行った結果、海外事業活動基本調査の一部を経済産業省企業活動基本調査に統合し、令和８年（2026年）調査より経済産業省企業活動基本調査は本社企業調査票と海外現地法人調査票にて実施する調査計画を策定し、本変更については、統計法に基づき令和７年（2025年）５月に総務大臣に申請を行い、同法に定める統計委員会への諮問及び答申を経て、同年７月に総務大臣の承認を得た。本変更に伴い、海外事業活動基本調査及び海外現地法人四半期調査は令和７年（2025年）調査をもって中止とする通知を総務大臣宛てに行った。【経済産業省】	継続実施
３　経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献 (1)　経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	27	○　企業の特性（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。	財務省、総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　事業所母集団データベース（以下「母集団ＤＢ」という。）を用いた接続検証を行った結果、以下課題を検知した。 ●事業所別に集計した結果が、個社の取引情報そのものになる可能性があるため、個社の秘密を守れなくなることが生じる。 ●母集団ＤＢには同一の法人番号を持つ企業が一部存在しており、貿易統計データを軸に接続する際、機械的に接続できないことが判明している。また、法人番号を持たない者（個人事業主等）についても、同様である。なお、代替手段として法人番号以外の情報を利用して目視での接続も考えられるが、機械的な接続と比べて職員の負担増や誤認接続の可能性を排除できない手法となるため、現実的ではないと考える。 ●母集団ＤＢの収録情報について企業ＨＰ等と対査したところ、提供された母集団ＤＢの作成時点と貿易統計の速報公表時点では時間的乖離が生じており、その結果として母集団ＤＢと企業ＨＰ掲載の情報と異なる点があり、接続したとしても適切な集計を行えない虞がある。特に新規に設立された法人においては、時間的なずれに起因する課題が生じやすい傾向がある。 　以上のことから、現状の状況のままでは母集団ＤＢと接続したデータについて、貿易統計として、正確性や信頼性を確保したデータを提供することが困難である。	実施済（課題あり）

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	28	○　海外現地法人の活動をより正確に把握するために、引き続き、海外事業活動基本調査の母集団名簿の整備、充実に向けた検討を行う。	経済産業省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　海外事業活動基本調査の名簿情報に関する民間情報及び行政記録情報等について検証を実施したが、母集団情報の拡充に関する新たな情報は得られなかったとともに、政策ニーズ及び利活用者の声を確認した上で、有識者を交えて当省所管の企業統計について検討を行い、我が国企業の国内と海外の両面で事業活動を一体的に把握することが重要との結論に至り、No.26に記載のとおり経済産業省企業活動基本調査に海外現地法人調査票を新設した新たな調査計画を策定、総務大臣の承認を得て令和８年（2026年）から調査を実施することとし、海外事業活動基本調査の役割は終えた。	実施済
(2)　国際比較可能性の向上、国際貢献	29	○　統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きＳＤＧグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・（第３部７（１）ＳＤＧグローバル指標の公表状況　参照）	継続実施
	30	○　統計委員会の知見を活用するとともに、ＷＥＢ会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の恒常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（ＳＩＡＰ）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・（第３部７（２）国際貢献の状況　参照）	継続実施
	31	○　統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　総務省が取りまとめた各府省等の国際機関へのデータ提供実績について、「国際統計に関するワーキンググループ」構成府省等を含む各府省等間で共有し、国際機関に対する統計データの提供拡大に向けた検討体制の充実を図った。 　また、統計委員会評価分科会において、国際機関に求められる統計に関する課題等について、我が国及び主要国における国際機関へのデータ提供実績に関し、収集・整理した情報を基に審議を行い、今後のさらなる改善に向けた考え方を取りまとめた。取りまとめ内容については、統計作成ガイドブック（令和８年３月版）に反映した。	継続実施
４　人口や暮らしに関する統計の整備	32	○　少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。	総務省、厚生労働省、関係府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　関係者と協力の上、令和５年度（2023年度）から国民生活・社会統計に対する様々なニーズへの対応に係る研究を行っているところ	実施・検討予定

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	33	◎　社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	厚生労働省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　総務省の調査（地方単独事業（ソフト）の決算額に関する調査※１、社会保障施策に要する経費に関する調査※２）に関する情報収集を行い、社会保障費用統計への計上及び計上方法の改善に向けた検討を進めている。 　令和７年度（2025年度）においては、総務省の後者の調査で把握不能となった労働関係の項目（職業訓練費用のデータ）について、厚生労働省内の労働部局と調整を行い、同局が保有する一部の項目の計上を行った。 　また、地方公共団体における総務省調査の計上の実態を明らかにするため、地方公共団体に対して記入内容・方法に関するヒアリングを実施し、課題の整理を進めた。 ※１「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）の指摘（地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する）に基づき、歳出小区分別に調査を実施するもの ※２「地方財政状況調査」（地方公共団体の決算に関する統計調査（決算統計））の普通会計決算における「社会保障施策に要する経費」について、各年度における状況を把握することを目的として実施するもの	実施・検討予定
	34	◎　国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	厚生労働省	令和７年（2025年）調査の企画時期までに結論を得る。	・　オンライン調査について、令和４年（2022年）調査から一部の都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）で先行導入し、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、令和５年（2023年）調査から全国導入した。 　令和６年度（2024年度）は、令和７年（2025年）調査に向け、オンライン調査の更なる改善を実施するとともに、導入後の結果への影響及び導入効果の分析を行い、令和７年（2025年）調査（令和６年（2024年）９月に諮問、同年11月の答申を経て承認）に係る統計委員会の審議過程において報告を行った。	実施済

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	35	◎　人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。	厚生労働省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　令和５年度（2023年度）は、統計業務の継続性の観点から、Windows10のＯＳ等アップデート対応及びそれに係る動作検証を行ったほか、民法改正による再婚禁止期間の廃止に伴い、審査条件の改修を行った。 　令和６年度（2024年度）は、統計業務の継続性の観点から引き続き、Windows11へのバージョンアップに係る動作検証を行ったほか、民法等改正による共同親権の導入に伴い、オンライン報告システムの改修が必要となることから、離婚票の要件定義の見直し等、改修に向けた準備を行った。 　令和７年度（2025年度）は、民法等改正による共同親権の導入に伴い、人口動態調査の離婚票の改正（令和８年（2026年）４月１日施行）を行うため、オンライン報告システムの改修を行った。また、引き続き統計業務の継続性の観点から、Windows11へのバージョンアップを行ったほか、データを管理するために使用しているソフトウエア（PostgreSQL）が令和７年（2025年）11月でサポート切れを迎えたため、バージョンアップを行った。	継続実施
	36	○　消費動向指数（ＣＴＩ）については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　消費動向指数について、有識者を交えた「消費統計研究会」及び産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）における検討を踏まえ、消費動向指数の有用性の向上を図るため、令和８年度（2026年度）に公表内容の拡充を予定している。	実施・検討予定
５　統計の比較可能性の確保等の取組	37	○　日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和５年度（2023年度）末までに改定を行う。	総務省	令和５年度（2023年度）末までに実施する。	・　日本標準産業分類については、生産技術の類似性の観点及び社会経済情勢に合わせた見直しを行い、令和５年（2023年）７月27日に令和５年総務省告示第256号で公示した。	実施済
	38	○　日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和８年度（2026年度）末までに改定することを目指す。	総務省	令和８年度（2026年度）末までに実施する。	・　日本標準職業分類については、令和８年度（2026年度）末までの改定に向け、学識経験者等の幅広い知見を交えた検討を行うことを目的に職業分類改定研究会を設置し、開催している。	実施・検討予定
	39	○　生産物分類については、令和８年経済センサス‐活動調査、産業連関表及びＳＵＴ等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和５年度（2023年度）末までに実施する。	・（項目第２－１－(2) No.７　参照）	実施済
	40	○　生産物分類のより一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　経済センサスの担当部局との連携を引き続き図るほか、統計基準としての設定も視野に入れた検討については、今後、生産物分類を活用する予定、可能性やそれに向けた課題等について関係各府省庁等に確認を行うこと等を予定している。	実施・検討予定

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	41	○　上記までに示す各分類の改定等の作業を進めるほか、統計基準を適時・適切に見直すなどの観点を踏まえ、令和５年度（2023年度）以降においても日本標準産業分類及び生産物分類の更なる改定を見据えて取り組む必要がある。このため、両分類の課題を網羅的に整理するとともに、その内容を踏まえた改定の方向性を検討する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　日本標準産業分類及び生産物分類について、令和５年度（2023年度）までの改定作業等を通じて把握された、今後検討が必要となる課題を整理している。引き続き、必要に応じ関係各府省庁や学識経験者等との意見交換を行いつつ、課題の整理作業を進める。	実施・検討予定
６　統計各分野の取組 (1)　雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等	42	○　外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	厚生労働省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の学歴、入職経路、前職に関する事項等について、その実態等を産業別、規模別、在留資格別等に明らかにするとともに、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とすることを目的として、有識者による検討会での意見等を踏まえ、新たに「外国人雇用実態調査」を令和５年(2023年)10月から実施している。 なお、令和５年（2023年）の調査結果については、外国人労働者に特化した、賃金や入職経路、入国費用等に関する初の調査として、令和６年（2024年）12月26日に公表した。	実施済
	43	◎　毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	厚生労働省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　令和６年（2024年）１月の毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書において、長期にわたり変更のなかった季節調整法を新しいプログラム（X-12-ＡＲＩMA）に変更することで、これまでのプログラムでの課題が解消され、安定性を向上させる改善が期待できることが確認できたことから、令和７年（2025年）１月分から、新しいプログラム（X-12-ＡＲＩMA）に変更して季節調整値を公表した。 令和６年（2024年）11月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を再設置し、母集団労働者数の結果精度の向上を図るため、母集団労働者数の推計で用いている雇用保険データの適用率について検討を行い、令和７年（2025年）３月７日の第３回ワーキンググループにおいて、検討結果の取りまとめを行った。 その結果、長期にわたり変更のなかった適用率について、これまで産業・規模で一律であったものから、実績データに基づいて、毎年、産業・規模別に設定することで、現在の推計方法よりも精度向上が図られる可能性が高いことが確認された。令和７年（2025年）１月分から、産業・規模別に適用率を設定することで対応している。 また、令和７年（2025年）９月から令和８年(2026年）３月までの期間で、統計精度の向上等を目的とした調査研究事業を行っており、当該調査研究での検討内容も踏まえながら、引き続き調査の改善に向けて取り組んでいく。	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	44	◎　船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。	国土交通省	令和６年度（2024年度）までに結論を得る。	・　船員労働統計調査については、統計委員会の前回答申（令和３年３月12日付統計委第３号）時の「今後の課題」及び公的基本計画への対応として、下記のとおり検討を行った。 ○議題（１）については、令和６年度（2024年度）に実施した「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）の結果分析を踏まえ、しっ皆により把握すべきと考える課題について、調査方法も含め検討。 ○課題（２）については、第３号調査で「昨年１年間の特別に支払われた報酬」を把握する方向で検討。 ○課題（３）については、令和６年度（2024年度）に実施した「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）に調査事項等を追加し、その結果を分析の上、「昨年１年間の定期払いを要する報酬」の把握及び陸上労働者の統計との比較可能性向上の観点から「勤続年数」の把握について、調査方法も含め検討。 ○課題（４）については、令和６年度（2024年度）に実施した「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）の結果分析等を踏まえ、既存調査で把握している数値及び行政記録情報を活用した把握方法を検討。 ○課題（５）については、現時点で活用可能な行政記録情報はないことが確認されたが、今後も継続的に確認・検討する。 【統計委員会 諮問第146号の答申及び課題（令和３年３月12日付統計委第３号）（抄）】 （１）指定船舶（第１号調査）の定期的なしっ皆調査の実施の検討 （２）特殊船（第３号調査）における昨年１年間の特別に支払われた報酬の把握の検討 （３）指定船舶（第１号調査）における昨年１年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討 （４）指定船舶（第１号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討 （５）業務報告等を活用した報告者負担の軽減	実施・検討予定
(2)　環境に関する統計の整備・改善	45	○　エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデータの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。	資源エネルギー庁	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　エネルギー消費統計は、我が国のエネルギー消費動向の把握等を行う上で重要な統計であり、時系列の安定化やデータの精緻化が重要である。このため、エネルギー消費統計では、委託研究により有効性が認められた対応策（(ⅰ)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ⅱ)差推定の導入、(ⅲ)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用することでデータの精緻化を進めてきた。また、委託研究を通じて、これらの効果検証を継続的に実施しており、その有効性を確認しつつ引き続き本統計の精緻化に向けて取り組んでいるところ。	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3)　観光に関する統計の精度向上	46	○　宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。	観光庁	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　宿泊旅行統計調査については、令和６年度（2024年度）に実施した層化基準の見直しに向けた調査の結果を基に、令和７年度（2025年度）において調査計画の見直しを行い、令和８年（2026年）１月分の調査から変更後の調査計画で調査を実施している。 旅行・観光消費動向調査については、精度向上及び回答者等の負担軽減に向けた調査手法に係る検討業務を実施した。令和８年度（2026年度）においては前述の検討業務の結果を踏まえ、調査計画の見直しに向けた検討を実施予定である。 訪日外国人消費動向調査については、令和６年度（2024年度）から「インバウンド消費動向調査」として調査を実施しているところ。今後も調査対象者や調査方法等の見直しに向けた検討を行う。	継続実施
(4)　建設・不動産に関する統計作成の改善	47	◎　諮問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和４年４月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。	国土交通省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　建築工事費調査の実施状況や公表結果について、令和４年（2022年）７月に統計委員会への報告、令和５年（2023年）１月に委員懇談会で報告を行った。国土交通省に常駐している総務省統計研究研修所から派遣された統計品質管理官から支援を受けて調査の実施・公表を行っており、令和６年（2024年）４月の統計委員会においても、状況報告を行った。 また、現行の建築工事費調査は、構造について、木造と非木造に２分類、用途については分類を行っていないところであるが、建築工事費（㎡単価）については、非木造においても鉄筋や鉄骨やブロックなどの構造や建物の用途によって大きく異なることを分析し、統計品質改善会議において議論してきたところであり、建築工事費を捉えるための大きな分類や金額の外れ値の摘出などの方法を改善してきたところである。 こうした議論に基づき、令和７年（2025年）から建築着工統計調査で取得する建築物の用途分類を変更した。令和６年（2024年）までの用途分類は、事務所、店舗、工場、倉庫、学校、病院、その他の７分類であったが、令和７年（2025年）１月から、建築工事費の算出分類に資するよう、用途分類を72分類に細分化したところである。72分類の中にはこれまでの分類はもとより、図書館、神社、老人ホーム、ホテル、飲食店、公会堂など、建築物の用途によって大きく建築工事費（単価）の異なるであろう分類に改善したところである。しかしながら、これら72分類の建築工事費が蓄積された段階でないと標本設計の議論ができないため、ある程度蓄積された段階で標本設計等の見直しの議論を本格化させていく予定	実施・検討予定

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	48	◎　統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	国土交通省	令和５年度（2023年度）末までに実施する。	・　建設工事統計及び建築着工統計について、統計作成プロセス診断の結果も踏まえて、令和５年度（2023年度）に作業プロセスの見直し（ＢＰＲ）を行った。 　見直しに当たっては、まずは現状の業務フローを整理し、課題・問題点を踏まえて、新しい業務マニュアルの整備を行い、担当者だけでなく管理職員、都道府県及び受託事業者も全体業務を把握可能とした。 　本件については令和６年（2024年）３月の統計品質改善会議、同年４月の統計委員会において報告済みであり、また、他省庁にも共有を行った。	実施済
	49	○　建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施し、同調査への建築工事費調査の活用方法について引き続き検討を行う。	国土交通省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　令和５年度（2023年度）建設工事進捗率調査を実施し、建設総合統計へ適用する進捗率について令和６年（2024年）12月20日付けで公表を行った。進捗率調査の実施にあたり、建築工事費調査を、進捗率調査における建築工事分の母集団名簿作成へ活用した。	実施済
	50	○　我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	国土交通省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　不動産登記情報の活用方法について、令和６年度（2024年度）から標本設計や調査結果の補完等の観点から検討を開始し、令和８年度（2026年度）に実施する予備調査にて、補助情報・参考情報として活用する予定。	実施・検討予定
(5)　農林水産統計のデジタル技術等による改善及びＥＢＰＭ推進	51	◎　農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和５年度（2023年度）から順次実施する。	・　令和６年（2024年）調査から、民間委託の導入及び経営収支等の主要な項目の把握を継続しつつ調査項目の整理を行うこととし、調査計画の変更に係る申請を実施した。（令和６年（2024年）５月承認） 　また、決算書類や販売伝票などをデジタルデータで入手する取組を実施した。 　なお、生産管理ソフトデータは一部の作業等に特化した整理となっていることや、経営管理ソフトにより労働時間やe-Tax等を整備している経営体が依然として少ないこと等から、現時点では課題が多くある状況であり、引き続き活用の実現に向けて検討を進める。	継続実施
	52	◎　作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　令和２年（2020年）調査から水稲の作柄予測に人工衛星データからの取得データ等を活用した手法を順次導入し、令和６年度（2024年度）に行政記録情報の活用による調査の効率化、民間委託化等の見直しを行った。 　また、令和７年度（2025年度）にＩＴベンダーを公募し、ほ場毎の収量データを提供し、人工衛星データ・ＡＩを活用した水稲の収量予測に関する取組を開始した。令和７年度（2025年度）の取組結果を踏まえ、有望な技術について令和８年度（2026年度）から実証研究を実施する予定である。	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	53	○　農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。	農林水産省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　令和４年度（2022年度）から、大臣官房統計部が省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計等データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・分析し、省内に提供する取組を開始。令和５年度（2023年度）以降は、学識経験者の知見も活用しながら政策部局側と連携しつつ調査・分析を実施し、計16件の分析レポートを提供・公表した。 　また、平成29年（2017年）７月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を支援した。	継続実施
	54	○　農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、回答数に占めるオンラインによる回答数の割合の向上に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　農林水産統計調査の実施に当たっては、オンライン回答の対象範囲を増やすとともに、ナッジの検証結果を踏まえたオンライン回答に誘導する資料の作成、レスポンシブデザイン導入などを検討し、一部調査において実装した。	継続実施
(6)　教育に関する統計の作成プロセスの整備	55	○　21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省、文部科学省	令和５年度（2023年度）末までに結論を得る。	・　令和５年（2023年）３月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「縦断調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、今後の縦断調査の方向性や調査内容について検討し、令和７年（2025年）１月29日の第６回ワーキンググループにおいて報告書を取りまとめ、同年１月31日に公表した。 　本ワーキンググループにおいて、21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）に関する今後の方向性等について議論したところ、世代間比較を目的の一つとしていることから、21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）と同様、高校１年等を対象とする令和８年（2026年）調査（第16回）から文部科学省を実施主体とする共管調査に変更することが適当であるという結論を得た。 　一方、文部科学省においても、令和８年(2026年)調査（第16回）以降、実施主体を文部科学省とする共管調査に変更することについて、文部科学省の研究会において検討を行い、文部科学省を実施主体とする共管調査として実施していくことについて両省間で確認ができた。	実施済
	56	○　学校を対象とした統計調査について、各学校において導入が進められている統合型校務支援システムとのデータ連携について具体的に検討するなど、引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。	・　学校を対象とした一部の統計調査において、令和５年度（2023年度）に校務支援システムから出力されるＸＭＬデータを用いて、一部の調査項目への取り込みを可能とする試行運用を開始した。	継続実施
	57	◎　学校保健統計調査における調査項目や調査手法等の改善について、有識者による研究会での検討状況や必要性も踏まえつつ、引き続き取組を推進する。	文部科学省	令和５年度（2023年度）から順次実施する。	・　従来は脊柱・胸郭・四肢の項目をひとつにまとめて調査していたところ、研究会での議論を踏まえて令和５年度（2023年度）調査から、調査項目を分割しそれぞれの状態について把握することとした。その他の指摘事項については、当調査における必要性等を考慮しながら引き続き検討を行う。	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
第３ ２　統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1)　政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	58	○　各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをｅ－Ｓｔａｔに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータの整備、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、ＡＰＩ機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をｅ－Ｓｔａｔに登録する。なお、総務省は、上記方針を情報通信技術（ＩＣＴ）の進展やユーザーニーズを踏まえて随時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　総務省において、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充のため、登録に係る周知や各府省における統計データの登録状況の把握を行うとともに登録に係る「操作説明動画」の作成を行った。 　また、各府省の統計情報データベースのデータ整備について、問合せ対応を行うなどの支援を行った。【総務省（統計局）】 ・　統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、原則として、公的統計については、e-Statへ登録するよう推進している。特に、登録が低調な業務統計については、本報告の作成依頼に際しても、登録推進の要請を行った。【総務省（政策統括官）】 （統計データのe-Statへの登録状況については、第３部２（３）政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報の提供状況参照）	継続実施
	59	○　ｅ－Ｓｔａｔについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　e-Statについて、検索性の向上やユーザエクスペリエンスの向上を図るための調査研究を実施した。 　また、調査票情報の円滑な二次的利用を確保するための「オンサイト利用システム」を政府統計共同利用システムに実装し、運用を開始するとともに、その他の機能についても、改善を図った。	継続実施
(2)　調査票情報等の提供及び活用	60	○　独立行政法人統計センターと連携し、ＥＢＰＭの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンサイト利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入に向けた実証実験を含め調査票情報の利用・提供形態の在り方について検討する。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　オンサイト利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に25のオンサイト施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を14府省が所管する計190調査（令和８年（2026年）３月末時点）まで拡充を図った。引き続き、オンサイト施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。 　令和７年（2025年）３月から政府統計共同利用システム（オンサイト利用システム）を活用したリモートアクセス方式による提供を開始しており、引き続き同方式による提供を行っている。	継続実施
	61	○　各府省及び独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について検討を進める。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　令和５年度（2023年度）に策定した調査票情報の二次的利用のためのメタデータの整備方針について、令和８年（2026年）３月９日に改正し、令和８年度（2026年度）以降も継続的かつ効率的に整備を推進することとした。なお、整備したメタデータについて、政府統計共同利用システム（オンサイト利用システム）において、引き続き保管・利用している。	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	62	○　独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などミクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、提供に係る進行管理や相談対応の充実、審査の標準化・効率化、提供手続の簡素化の検討等の取組を順次進める。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　ミクロデータ利用ポータルサイト（以下「miripo」という。）において、調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口を設け、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行っている。 　また、これまでは府省ごとであった調査票情報の二次的利用に係る申出手続の窓口を一元化する「ミクロデータ利用電子申出窓口（e-Micro）」の設置や「利用可能な統計調査一覧」の掲載等により、miripoの掲載内容を一層充実しており、引き続き、利用者の利便性向上を図っている。 　その他、引き続き審査の標準化・効率化を推進するとともに申出手続の進行管理が可能となる政府統計共同利用システム（オンサイト利用システム）の運用等により、調査票情報の提供に係る環境整備を進めている。	継続実施
	63	○　匿名データやオーダーメード集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　行政機関が提供する匿名データは、令和７年度（2025年度）末時点で２省所管の８調査（80年次分）であり、令和７年度（2025年度）において４年次分のデータの追加を行った。 　また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメード集計は、令和７年度（2025年度）末時点で10府省等所管の31調査（452年次分）であり、令和７年度（2025年度）において17年次分のデータの追加を行った。 　引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定である。	継続実施
	64	○　匿名データの有用性の向上とともに、効率的かつ安定的な匿名データの作成に資する観点から、攪乱手法を含む匿名化処理の方法について研究・検討を進める。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　従前から行っている手法（リコーディング、トップ(ボトム)コーディング等）に加え、攪乱手法（スワッピング、ノイズ付与等）について先行研究を踏まえ、研究・検討を進めている。	継続実施
３　ＰＤＣＡサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1)　ＰＤＣＡサイクルの定着	65	○　令和４年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。	総務省	令和５年度（2023年度）前半までに実施する。	・　各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」を令和５年（2023年）４月に策定し、直近では令和８年（2026年）３月に改定した。【総務省（統計局）】 ・　事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、令和５年（2023年）５月以降、「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」において、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年７月28日に統計行政推進会議申合せとして改定を行った。 　また、「統計作成プロセス診断の要求事項」については、上記の事項への対応も含めた必要な措置を行うため、令和４年度（2022年度）に引き続き、要求事項等検討タスクフォースにおいて、要求事項及び方針（フレームワーク）の検討・審議を行い、成案を得て、統計作成プロセス部会及び統計委員会の了承を得た上で、令和５年（2023年）７月28日に総務省政策統括官（統計制度担当）決定を行った。【総務省（政策統括官）】	実施済

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	66	○　上記による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やＰＤＣＡサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　「統計作成ガイドブック」を踏まえ、統計調査所管部局へ業務マニュアルの整備について周知を実施した。また、点検・評価の際に統計調査所管部局へ必要に応じて助言・指導を行った。【内閣府】 ・　業務マニュアルについて必要な見直しを随時実施し、業務を遂行している。また、業務マニュアルの見直しの際には、必要に応じて担当者から統計幹事に相談できる体制を構築し、必要な助言・指導を行っている。【警察庁】 ・　点検評価ガイドラインに基づき、点検・評価の実施計画に併せ、定期的に調査担当課室における自己点検を行うとともに、統計幹事部局における状況の確認、必要な助言を実施した。【総務省（統計局）】 ・　点検・評価ガイドラインに基づき、当省における点検・評価の様式及び実施方法を決定し、省内に周知した。【法務省】 ・　点検・評価ガイドラインに基づく点検・評価に併せて、その実施計画に従い、統計作成課室において自己評価を実施後、大臣官房総合政策課において二次的チェックを実施、必要に応じて統計作成課室に改善の指導を行った。【財務省】 ・　点検・評価ガイドラインに基づく自己点検を実施するとともに、統計幹事部局における内容の確認を行った。【文部科学省】 ・　厚生労働省統計標準ガイドライン（統計プロセスごとの業務内容等をまとめたもの。以下同じ。）や各統計調査の業務マニュアル点検の結果を活用し、適切な業務遂行のために業務マニュアルの改定・策定を行うよう、各統計所管課室に周知した。 　また、15調査について、調査担当課室において点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を実施し、拡充が必要な業務マニュアルの洗い出しや、業務マニュアルの拡充スケジュールの作成等を行った後、ＰＤＣＡ担当室においても二次点検を実施し、必要に応じて調査担当課室に助言・指導を行った。【厚生労働省】 ・　点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施した。この中で、業務マニュアルの必要な改定等の支援を実施した。【農林水産省】 ・　令和７年度（2025年度）は、基幹統計２調査、一般統計１調査の計３調査について事後検証（自己点検）を行った。「ＰＤＣＡサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」の施行以降は、これに基づき、統計品質管理官を中心に点検対象の調査における業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、統計作成課室の担当者に必要な助言・指導を行った。【経済産業省】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
					・　「統計作成ガイドブック」を参考にし、業務マニュアルに記載が必要な事項を網羅的に整理した独自のチェックリストを作成し業務マニュアルの充実を図った。また、業務マニュアルの整備を行いやすくなるよう、マニュアルに記載すべき項目を網羅し具体的な記載例を示した「サンプルマニュアル」を作成し、省内に共有した。【国土交通省】 ・（第３部４（１）ＰＤＣＡサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況　参照）	
	67	○　改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和４年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・（第３部４（２）統計作成プロセス診断の実施状況　参照）	継続実施
	68	○　「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。	総務省	令和５年度（2023年度）前半までに実施する。	・　「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合の記録を残す旨を盛り込んでいる。	実施済
	69	○　点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。	各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　調査サイクルや点検・評価の実施、あるいは、担当者の異動などのタイミングを踏まえ、定期的に、各プロセスで作成した成果物・実施記録等の存在を確認し、業務マニュアルの内容を確認、修正している。【財務省】 ・　点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、ＰＤＣＡ担当室においても二次点検を実施し、15調査を対象として業務マニュアルへの例外事項の記載状況を確認した。【厚生労働省】 ・　点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施した。この中で、業務マニュアルへの例外事項の追加を検討した。【農林水産省】 ・　「ＰＤＣＡサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」に基づく事後検証（自己点検）において、例外事項が発生した場合の対応についてのマニュアルへの記載を検討した。【経済産業省】 ・　令和７年度（2025年度）は、作成した業務マニュアルのチェックリスト等をもとにチェックを行い、必要に応じて統計品質改善チームが伴走支援を行った。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	70	○　統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。	各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理を始めとする各種事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 ・　有識者による検討や業務マニュアル等を踏まえ、統計作成プロセスの部分的な変化や変更が、他のプロセスに及ぼす影響を事前に確認し、誤りなどのリスクの未然防止を図っている。【財務省】 ・　点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、ＰＤＣＡ担当室においても二次点検を実施し、15調査を対象として変更管理の対応状況を確認した。【厚生労働省】 ・　点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施した。この中で、調査計画の変更を踏まえた業務マニュアルの改定等の変更管理を実施した。【農林水産省】 ・　統計作成プロセスの変更時におけるリスク低減のために、重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行うよう、統計作成課室の担当者だけでなく管理職まで理解・浸透を図っている。【経済産業省】	継続実施
	71	○　総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　変更管理の手法等を盛り込んだ統計研究研修所におけるレベル別研修の上級研修である統計データアナリスト研修及び統計幹部講座を引き続き実施した。 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理を始めとする各種事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 ・　各府省における変更管理の取組については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）している。【総務省（政策統括官）】 （「業務マニュアルについて必要な改定を行う」に係る取組状況については、項目第３－３－(1) No.66 参照）	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	72	○　各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。	各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　サービス産業動態統計調査（令和７年（2025年）１月調査開始）においては、「遅延調査票への対処基準」Ⅱ１）の対応として、調査の翌々月の速報公表に間に合わない調査票は、速報公表後も督促及び回収を行い、調査の５か月後の確報公表に取り込み、集計していく。【総務省】 ・　医療施設調査においては、年報に関して、都道府県知事から調査票が提出された月分としての現行の集計に加え、医療施設について開設・廃止等の事由が発生した月分としての集計を別途行い、その結果を参考表として掲載した。 薬事工業生産動態統計調査については、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和４年（2022年）８月統計委員会建議）において、遅延調査票への対処方法が求められているため、「月報」を「月報（速報）」として調査計画に明記することとし、年報公表時に、各月分の「月報（確報）」（遅延調査票や修正された調査票を反映）を併せて公表した。【厚生労働省】 ・　全ての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映した。【農林水産省】 ・　「遅延調査票への対処基準」について統計作成課室の管理職に周知を行っており、今後も、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行っていく。【経済産業省】 ・　令和７年度（2025年度）も引き続き、業務マニュアル等への「遅延調査票への対処基準」の記載などを行い、適切に遅延調査票を処理した。【国土交通省】	継続実施
	73	○　業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。	各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　機械受注統計調査について、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月10日統計委員会）等を踏まえ、これまで明文化していなかった遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに盛り込み、令和５年度（2023年度）に実施した点検・評価においても、統計の品質確保・向上を図るための統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点から、確認を行った。【内閣府】 ・　点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、ＰＤＣＡ担当室においても二次点検を実施し、３調査を対象として遅延調査票の対応状況を確認した。【厚生労働省】 ・　全ての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映することを業務マニュアルに規定済みである。【農林水産省】 ・　事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査における遅延調査票の取扱いの適否やマニュアルへの記載を確認しているところ。今後も、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行う予定【経済産業省】 ・　各統計の業務マニュアルに遅延調査票の取扱いについて記載されるよう、業務マニュアルのチェックリストに項目として盛り込み、記載を進めた。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	74	○　遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確実に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　「統計作成ガイドブック」に、遅延調査票の取扱い及び「遅延調査票への対処基準」に沿った業務の実施について記述している。【総務省（統計局）】 ・　令和７年度（2025年度）に基幹統計調査を対象に実施した統計作成プロセス診断において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかについて確認を実施した。【総務省（政策統括官）】	継続実施
	75	○　各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　No.65で記載する点検･評価ガイドラインの改定に併せ、同ガイドラインに基づく点検･評価様式及びＰＤＣＡガイドライン運用上の手引きに、外部委託先からの意見や改善提案の聴取について盛り込んでいる。【総務省（政策統括官）】 ・　調査の実施に際しては、実施者と委託業者間の定例会や、地方公共団体との各種会議・打合せの場を設けるなどにより意思疎通を図っている。また、調査実施後においても、例えば委託業者からの実施報告書や地方自治体との事後報告会を通じて次回への改善提案を受けるなど、調査の改善に努めている。【総務省（統計局）】 ・　業務プロセスを委託する民間事業者とは、調査の目的や実査の重要性等を伝え目的意識の共有を図り、疑問点・不明点等があればすぐに解消できるよう定期的に十分な意思疎通を行っている。また、民間事業者に対して実施状況報告と併せて改善提案の提出を求めた。提出された改善提案については、実現可能性や費用対効果を考慮した上で、次回調査の改善に活かした。【財務省】 ・　調査実施前に地方公共団体の担当者を対象とした事前説明会を実施し、調査の概要等を説明するとともに寄せられた要望等に対する回答を行った。【文部科学省】 ・　地方公共団体に対して、全国厚生労働関係部局長会議等を通じて意思疎通を図るように努めている。 　また、点検・評価ガイドラインに基づき、調査担当課室において事後検証（自己点検）を行った後、ＰＤＣＡ担当室においても二次点検を実施し、15調査を対象として、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取の対応状況を確認した。【厚生労働省】 ・　該当調査において、地方公共団体や民間事業者と打合せ等を実施し調査の目的・内容等について共有を図った。また、調査実施後には課題等について事後報告を求め、次回調査時の企画・設計時に活用することとしている。【農林水産省】 ・　事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査において、民間事業者との目的意識の共有、意思疎通及び改善提案が行えているか等を確認しているところであり、今後も継続的に確認を行う予定【経済産業省】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	76	○　各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　「統計作成ガイドブック」に、受託等機関からの改善提案に係る記述を追加するとともに、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、受託等機関から聴取した意見を踏まえた各府省における統計作成プロセスの改善事例を登録・閲覧できる機能を追加した。【総務省（統計局）】 ・　各府省が行った意見聴取の実施状況については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）している。 　また、上記の状況を踏まえ、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要に応じて改定を行うこととしている。【総務省（政策統括官）】	継続実施
(2)　品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上	77	○　各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発見時の対応ルールに沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。 　このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。	各府省、総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　統計研究研修所における統計幹部講座として、新任の統計幹事及び統計作成に携わる幹部・管理職員を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を引き続き実施した。【総務省（統計局）】 ・　各府省における取組やヒヤリ・ハット事案について、統計作成プロセス診断の実施を通じて把握し、必要に応じ、統計監理官から助言等を行っている。また、取組の好事例等について、統計品質管理官会議等の場において、各府省に情報提供している。 　誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から提示されたひな形を踏まえて各府省において対応ルールを策定し、これに沿った対応が行われているが、令和５年（2023年）４月に、関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年７月に総務省から新たに対応ルールのひな型を提示し、各府省において対応ルールの改定等が行われた。その中には、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するなどの取組を行うこと等が盛り込まれており、各府省において、これを踏まえた対応が行われている。【総務省（政策統括官）】 （「品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る」に係る取組状況については、項目第３－３－(2) No.80 参照）	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	78	○　総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。 　また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発見時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。	各府省、総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価するなどの取組を行うことを盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。「令和８年度における人事管理運営方針」（令和８年３月31日内閣総理大臣決定）においても、幹部・管理職員を含め品質管理や誤り防止の取組等への的確な評価を行うことを盛り込み、各府省における取組を促した。 　また、総務省では、統計研究研修所が実施する各府省の統計部局の幹部職員を対象とした研修や、定期的に開催される統計品質管理官会議などの機会を通じ、こうした対応ルールの各府省への浸透を図っている。【総務省（政策統括官）】 ・　誤り発見時の対応ルールの浸透を図るため、定期的に府内職員に向けて周知を行っている。【内閣府】 ・　統計の作成を担当する職員に対して、誤り発見時の対応ルールを定期的に周知徹底している。【警察庁】 ・　統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するＰＤＣＡサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省（統計局）】 ・　異動期を始め適宜、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための周知をし、適切に運用できる環境を整えている。【財務省】 ・　統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施し、その中で、誤り発見時の対応ルールの浸透を図った。【厚生労働省】 ・　省内統計作成課室に対する管理職会議や省内研修を開催し、誤り発見時の対応ルールの周知・課室内への浸透を図った。【経済産業省】 ・　新たに統計業務を担当する職員を対象に講習会を開催し、その中で誤り発見時の対応について説明を行った。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	79	○　誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。 ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報 ・母集団推計を行うための集計用乗率 ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等 あわせて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月10日統計委員会）Ⅳ 今後の取組 １－ⅳ）で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。 これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和４年度（2022年度）に改定を行った誤り発見時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールを改定する。	各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、公表数値等の誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高めるため、「統計調査に関する情報の保存、記録の作成」に関する規定を盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。	実施済
	80	○　各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するものとする。こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。	各府省、総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　統計の公表に当たっては、確認の期間を十分に設けるなど、品質を優先する組織文化の形成等について、適切に対応している。【警察庁】 ・　統計幹事において、継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査の公表数値等に誤りが発見された場合の対応等について省内ルールを定め、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価することとしている。【法務省】 ・　統計部局において、令和５年度（2023年度）から誤りの発見等を適切に行った者への人事評価を試行的に実施している。【厚生労働省】 ・　農林水産省では、本省、地方農政局の統計担当職員を対象とした説明会を半年に一度開催し、訂正事案と注意事項について共有するとともに、誤りを発見した際には組織的に対応していくマインドの重要性を周知することで、品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図っている。【農林水産省】 ・　統計作成課室の組織目標に着実な統計作成について設定するとともに、誤り発生時にはその対応について、職員を適切に評価することとしている。【経済産業省】 （（幹部・管理職員を対象とした研修）項目第３－３－(2) No.77 参照）	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	81	○　各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発見時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　「令和８年度における人事管理運営方針」（令和８年３月31日内閣総理大臣決定）において、幹部・管理職員を含め品質管理や誤り防止の取組等への的確な評価を行うことを盛り込み、各府省における取組を促した。	実施済
	82	○　各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　統計研究研修所では、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などで活用できるよう、統計幹部職員向けに実施している「統計幹部講座」を撮影した動画の提供について、引き続き、各府省の研修担当へ周知した。【総務省（統計局）】 ・　統計研究研修所で実施している各府省の幹部・管理職員を対象として行われている「統計幹部講座」において、新任の統計幹事及び統計作成に携わる管理職を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を実施しており、その中で、「統計の品質管理」の講義を行い、必要な情報や点検・評価や統計作成プロセス診断により把握された事例などを提供している。【総務省（政策統括官）】	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(3)　災害・感染症等の発生時における対応	83	○　各府省は、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における公的統計の重要な役割（災害等の状況把握、復興計画の策定のエビデンス、復興状況の評価等）を踏まえ、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」や各府省における業務継続計画を含む行動計画等に沿って、実査を担う統計調査員を始めとする調査関係者の安全を確保しつつ、これら災害等の発生・拡大時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行われるよう引き続き取り組む。 　また、総務省が中心となって、大規模災害や感染症等の発生・拡大時における統計調査の実施や結果の公表等に係る取組の好事例の共有を行い、各府省における的確な対応を促進するなど取組の推進を図る。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　被災時における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行えるよう、国と地方公共団体等との連絡手段として、また、各府省等間における行動計画等の情報共有を図るため、政府共通ＮＷ／ＬＧＷＡＮ掲示板システムのバーチャルフォーラム上に、「大規模災害対応フォーラム」を設けている。【総務省（政策統括官）】 ・　「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を平成31年（2019年）４月に策定しており、例えば令和６年（2024年）１月に発生した令和６年能登半島地震においては、当該計画に基づき、統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応を行った。【総務省（統計局）】 ・　「大規模災害が発生した場合の財務省所管統計に係る行動計画」（令和５年(2023年)３月策定）について、異動期を始め適宜、統計の作成を担当する職員に対し、周知している。【財務省】 ・　令和５年（2023年）１月に策定した「大規模災害が発生した場合の文部科学省所管統計に係る行動計画」に基づき対応している。 　また、令和６年（2024年）１月に発生した令和６年能登半島地震においては、被災状況等を踏まえ、一部地域の調査票の提出期限を延期するなど、調査客体の負担に配慮した対応を行った。【文部科学省】 ・　厚生労働省統計標準ガイドライン等において、大規模災害発生時における統計関係業務の対応方針を定め、これを踏まえ対応している。【厚生労働省】 ・　大規模災害発生時における統計関係業務の対応については、省全体における事業継続計画を踏まえ、継続的な実施や確実な結果の公表に引き続き取り組むこととしている。【経済産業省】 ・　災害時等の対応整理票様式をベースに対応状況を把握の上、継続的な統計調査の実施や確実な結果の公表に取り組んでいる。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
４　統計基盤のデジタル化の推進	84	○　総務省及び独立行政法人統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システムのｅ－Ｓｕｒｖｅｙを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、 ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、ＨＴＭＬ形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 などの検討を引き続き行い、改修を進める。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、 ○ＨＴＭＬ調査票のローカル保存機能及び外部ファイル取込み機能の提供 ○マクロ無しExcel調査票を使用可能とするとともに、各府省支援のための調査票サンプルの提供 ○調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能の提供 を開始した。	実施済
	85	○　統計調査の企画に当たっては、上記ｅ－Ｓｕｒｖｅｙの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　「オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ」により、各統計調査のオンライン回答率、調査の実施形態（e-Survey等）、オンライン回答率の向上に向けた取組等について把握するとともに、今後の参考となるよう、各府省に情報共有を行った。【総務省（政策統括官）】 ・　各統計調査においてオンライン推進のために調査客体への周知、コールセンターへの問合せ内容の分析及び電子調査票の機能改善などの取組を実施している。【総務省（統計局）】 ・　ＨＰの掲載内容や調査票同封資料の見直し、マクロなしExcel調査票の導入などにより、オンライン回答率が向上するよう努めている。【財務省】 ・　１調査について、新たにe-Surveyを導入することを検討し、令和８年度（2026年度）調査からオンラインで調査を実施することとなった。【文部科学省】 ・　令和７年度（2025年度）においては、新たに３調査についてオンライン調査を導入しており、継続的に取り組んでいる。【厚生労働省】 ・　統計調査の企画に当たっては、デジタル化の推進を図るため、費用対効果も勘案した上でe-Surveyの導入を検討した。【農林水産省】 ・　オンラインでの回答に必要なＩＤとパスワードの調査対象への事前送付、調査対象との接触時におけるオンライン回答の推奨、調査対象がより回答しやすい電子調査票の形式の採用（マクロありExcelからＨＴＭＬ等へ切替や両形式の併用）等の取組を実施している。【経済産業省】 ・　オンライン回答率向上のための方策として13の好事例を省内に展開し、その方策の導入を推進している。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	86	○　総務省及び独立行政法人統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　「汎用集計システム」について、活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始した。 　併せて、当該システムを利用するにあたっての各府省への支援を実施した。	継続実施
	87	○　業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　業務マニュアルに集計システムの仕様等を記載するなどし、見える化を図っている。また、令和６年（2024年）３月に集計システムを一新し、統計基盤のデジタル化を推進している。【警察庁】 ・　業務マニュアルにシステムの概要等を記載するなどし、業務フローの見える化を図っている。また、システム内のエラーチェック機能により審査業務の効率化を進めている。【財務省】 ・　基幹統計調査の業務マニュアルの中には集計等システムに関するマニュアルも盛り込んでおり、担当者が作業手順を理解できるよう努めている。【文部科学省】 ・　令和６年度（2024年度）には、業務マニュアルの整備に当たっての手順書を作成しており、令和７年度（2025年度）は、手順書を活用して業務マニュアルの改定・策定を行うよう、各統計所管課室に周知した。【厚生労働省】 ・　事後検証（自己点検）を通じて、システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなど見える化が図られているかを確認するとともに、担当者のノウハウの言語化に努めている。【経済産業省】 （「汎用的な集計ツールの活用」に係る取組状況については、項目第３－４ No.86 参照）	継続実施
	88	○　デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　「統計作成ガイドブック」に、統計作成プロセスにおけるデジタル化について記述するとともに、政府共通ネットワーク上でＨＴＭＬ形式により閲覧できるデジタル版を作成し、業務マニュアルの更新状況を管理する「業務マニュアル等管理簿」の様式等を電磁的記録で提供している。	実施済

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
５　統計リソースの確保・人材育成 (1)　統計リソースの確保	89	○　各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。	各府省、国土交通省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　各府省において体制確保が進められており、令和７年度（2025年度）における統計職員数は1,998人、また、基幹統計作成に従事する職員数は852人となっている。 　さらに、統計委員会から示された「令和８年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和７年６月11日付け統計委第４号）を踏まえ、各府省において、令和８年度（2026年度）における必要な統計リソースの確保を行っており、その状況については、第226回統計委員会（令和８年（2026年）２月）で報告を行った。【総務省（政策統括官）】 ・　各統計作成部局において、業務量に見合った体制を維持・確保している。【警察庁】 ・　令和８年度（2026年度）要求において、サービス産業動態統計調査の更なる公表早期化や消費者物価指数の精度向上に係る分析・研究のための体制整備など、必要な体制を確保した。【総務省（統計局）】 ・　統計に関する事務を総括する総合政策課において、統計作成の支援や統計整備を図るための体制を整備するなど、必要な体制を確保している。【財務省】 ・　統計担当職員の体制を確保しつつ、統計研修を実施するなど、職員の育成に努めている。【厚生労働省】 ・　調査環境の変化に伴い継続が困難になっている調査方法について、持続可能な方法への不断の見直しを行うほか、先進技術も取り入れ、衛星画像等のデジタルデータや行政記録情報の有効活用の検証、オンライン回答を促す手法の効果検証等、各統計調査における効率化やデータ利活用の推進等について取り組むことにより、適正な品質が確保された統計作成の体制確保に努めている。【農林水産省】 ・　統計品質管理官を中心に、事後検証（自己点検）を行う等、ＰＤＣＡに取り組むとともに、統計に係る省内研修を実施し、職員の業務知識向上に努めた。【経済産業省】 ・　令和７年度（2025年度）も引き続き、令和５年度（2023年度）に設置した統計政策特別研究官及び統計分析官、さらには統計品質改善チームにより、所管統計の企画立案や品質改善の取組を推進。また、統計作成担当室においても、令和５年度（2023年度）に強化した人員体制を確保し、統計作成に従事している。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	90	○　各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。 　また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年引上げの機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。	各府省、総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　「令和８年度における人事管理運営方針」（令和８年３月31日内閣総理大臣決定）において、統計作成に携わる職員について、研修受講や統計データアナリスト等の資格取得及び配置の促進、能力向上と適切な処遇配置等に計画的に取り組み、統計人材の獲得・育成及び配置を着実に進めることを盛り込み、各府省における取組を促した。【総務省（政策統括官）】 ・　統計業務に従事した経験のある職員に対し、統計データアナリスト等に係る研修の受講を推奨するなど、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【内閣府】 ・　統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、各種統計研修の受講を働き掛けるなど、専門能力等を有する職員の育成に努めている。【警察庁】 ・　統計データアナリストや統計データアナリスト補に係る研修等の受講を促し、それらの受講歴や認定歴を踏まえるとともに、周期調査や経常調査など様々な調査の各段階を担当させる人員配置を行っている。【総務省（統計局）】 ・　所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【財務省】 ・　基幹統計・一般統計調査の作成担当者に対し、統計データアナリスト等の認定要件となっている統計研修の積極的な受講を促した。【文部科学省】 ・　厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」（令和３～７年度（2021～2025年度））に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。また、「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」（令和８～９年度（2026～2027年度））を策定した。【厚生労働省】 ・　所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。令和２年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト補研修」等の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行った。 　また、データ分析の基礎となる農林水産統計の高い技能を有する人材育成の強化、若手職員へのキャリアコンサルティングを図るため、統計部門の経験の長いエキスパート職員を配置した。【農林水産省】 ・　統計職員の専門性向上のため、省内における統計に係る研修内容を見直し、計画的な育成に努めた。また、統計業務の経験が豊富な職員に対して、統計データアナリストやアナリスト補の研修の受講を推奨し、中核的な役割を担うべく統計人材の育成に努めた。【経済産業省】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	91	○　統計幹事を支える統計品質管理官（仮称）について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう、その体制の強化を行う。 　また、各府省の統計幹事及び統計品質管理官（仮称）を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。 　さらに、統計品質管理官（仮称）に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行う。また、統計品質管理官（仮称）ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計品質管理官（仮称）ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計品質管理官（仮称）の確保・育成を行う。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　令和５年（2023年）４月から、各府省における統計の品質管理に関する取組の中核となる職員として、統計品質管理官を置いており、総務省統計研究研修所において発令し、総務省統計品質管理推進室及び配置先の府省等の官職に併任の上、統計調査を所管する府省等に配置している（令和８年（2026年）１月現在11府省に46名を配置）。 　併せて、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーとして任用し、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支援する体制を整備している。 　定期的に開催される統計品質管理官会議などの機会を通じ、勉強会の開催や各府省における優良事例の共有などを行い、統計品質管理官の業務を支援した。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得を促進するなど、各府省が共同して統計品質管理官に充てるための人材の確保･育成に取り組んでおり、統計データアナリスト等の認定を受けていない者についても統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修の受講を促している。	継続実施
(2)　統計人材の育成	92	○　各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討する。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定の際、認定者の統計業務の経験や研修の受講状況を引き続き確認・把握する。また、資格認定者の情報管理の在り方について、各府省においてどのように情報を管理しているかについての実態や、各府省におけるニーズの把握を進めた。各府省の状況や、現在検討が進められている職員情報管理共通システムの開発状況を踏まえながら、引き続き検討を行う。 　また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与に係る各府省におけるニーズの把握や資格取得促進に係る取組について把握を進めるとともに、資格取得促進のため、資格取得者の協力を得て広報資料の作成を行った。	実施・検討予定

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	93	○　総務省は、以下のア）～エ）の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。 ア）業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、ＰＤＣＡサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項 イ）変更管理の重要性や手法 ウ）問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容 エ）統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　統計研究研修所では、ア～エの内容を盛り込んだ統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修（中級）」及び「統計データアナリスト研修（上級）」並びに統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。 　また、各府省が統計職員の研修に活用可能な統計に関する基本的な知識を約１時間程度の動画で学ぶことができる「初めて学ぶ統計（ダイジェスト版）」を提供している。 　さらに、より高度な専門性の確保に資する研修を検討するため、研究機関の講座への職員派遣について検討を行った。 　オンライン統計研修については、令和６年度（2024年度）は「統計データアナリスト研修（上級）」を新たに開講し、14の研修をオンラインで提供するとともに、令和７年度（2025年度）は「統計利用の基本」、「統計分析の基本」及び「政策立案と統計」の更改を行った。	継続実施
	94	○　職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発見時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　人事課主催の統計研修において、統計品質管理の重要性等の基本的な内容を盛り込んでいる。【人事院】 ・　品質管理の取組等の内容を盛り込んだ統計に関する研修資料について、府内への案内・周知を行った。【内閣府】 ・　職員に対して、公的統計に係る基本的な内容を含む研修を実施した。【警察庁】 ・　統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するＰＤＣＡサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省（統計局）】 ・　統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施しており、その中で、統計の品質管理の重要性等について浸透を図った。【厚生労働省】 ・　若手職員等をメインにした研修において、統計調査の実施・変更に係る申請についての研修を実施した。また、「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」を策定し部内に周知するとともに、誤りが生じないように訂正事案を振り返り要因の分析・対策などについて研修を行った。【農林水産省】 ・　省内で実施する統計研修において、職員に対し品質管理の重要性等を説明し、理解の促進に努めた。【経済産業省】 ・　令和７年度（2025年度）も引き続き、本省課長級研修及び初任係長研修の中で、統計に関する講義を実施。【国土交通省】	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	95	○　各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、ＯＪＴを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、令和７年度（2025年度）末現在、16名の職員を他府省から受け入れ、ＯＪＴを行うとともに、統計データアナリスト研修や統計データアナリスト補研修を始めとする各種研修について積極的な受講を推奨している。また、他府省への派遣についても令和７年度（2025年度）末時点で15名を派遣している。	継続実施
(3)　地方公共団体との連携・支援	96	○　地方公共団体からの意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　地方公共団体からの意見要望を踏まえ、統計調査に係る負担軽減等の観点から、統計調査手法の見直し等について引き続き検討を進めている。	継続実施
	97	○　関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。あわせて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　都道府県における地域分析活動及び分析結果の発信による調査環境の整備について、令和５、６年度（2023、2024年度）の実施状況に係る情報収集を実施した。	継続実施
	98	○　これまで実施してきた国と地方との人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　地方公共団体の要望を踏まえた人事交流については、令和７年度（2025年度）は、地方公共団体の職員１名を国の統計機構で受け入れた。 　また、これまで実施した人事交流事例を共有するため、過去の経験者に対して情報収集を行い作成した事例集を、令和７年度都道府県統計主管課（部）庶務担当課長補佐等会議及び都道府県等統計主管課（部）長会議において配布・共有した。引き続き成功事例等を把握し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	継続実施
	99	○　一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与することについて、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　都道府県職員への統計データアナリスト等の資格付与に当たっての課題（申請手続、認定基準、統計業務経験として認める業務の範囲等）を踏まえ、認定事務の実施体制の確保を念頭に置きながら、引き続き資格付与について検討を行う。	実施・検討予定
	100	○　関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した関係府省の取組状況を把握している。今後、統計調査員に対する支援に資するため、把握した取組内容について、関係府省に対し情報共有を行う。	実施・検討予定

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(4)　中央統計機構の機能向上	101	○　業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能を整備する。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　各府省からの相談に基づく個別支援体制を充実させるため、統計技術に関する専門的知見を有する統計技術アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。	継続実施
	102	○　統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　調査計画の審査に当たり、公表時期の延期を行った統計調査については、その理由を確認し、集計プロセス等に課題はないか確認を行うほか、集計様式に大幅な変更が生じる事案について、集計する際の基準の変更等についても確認を行った。また、調査計画の審査の際に、必要に応じて統計研究研修所の統計技術アドバイザーの知見を活用することとし、調査計画の審査が円滑に進むよう努めている。	継続実施
	103	○　統計委員会建議に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。 ・統計品質管理官（仮称）の支援 ・政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（ｅ－Ｓｕｒｖｅｙの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、ｅ－Ｓｔａｔの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修） ・統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用）	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・　政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化を図るため、各サブシステムの改修を行った。 　統計作成支援センターにおいて、統計研修や統計作成に関する各府省からの相談への対応を行っているところ。また、統計技術に関する専門的知見を有する統計技術アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。【総務省（統計局）】 ・　統計品質管理官による会議や勉強会を定期的に開催し、統計品質管理官全体で必要な情報の共有や、意識の統一を図るとともに、統計品質管理官の府省横断的な連携を進めた。【総務省（政策統括官）】	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
６　国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1)　報告者負担への配慮	104	○　ＥＢＰＭ推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経常的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　国の統計に関する提案を経常的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握をしており、その対応方策については、関係府省と協力して検討し、随時公表している（累計170件）。フォローアップについては、これまで３回実施し（第１回：令和４年（2022年）３月、第２回：令和６年（2024年）３月、第３回：令和８年（2026年）３月）、対応状況の更新のあった提案を公表している。	継続実施
	105	○　所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　調査項目の見直し、作成要領等の整理・統合、企業の情報等のプレプリントの実施など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。【人事院】 ・　所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、「国が実施する統計調査に関する提案募集」のほか、「統計等データに関する相談窓口」に寄せられる内容や関係府省、地方公共団体、有識者へのヒアリングなどを通じて統計ニーズを把握しているところ【総務省（統計局）】 ・　令和６年（2024年）６月公表の産業連関表の状況等を踏まえ、令和８年度（2026年度）に実施予定の令和７年（2025年）サービス産業・非営利団体等調査の調査項目・集計事項等の見直しを行った。（令和７年度（2025年度）） 令和９年度（2027年度）に実施予定の令和７年（2025年）企業の管理活動等に関する実態調査についても、調査項目・集計事項等の検討を行う予定【総務省（政策統括官）】 ・　これまで把握した統計ニーズを踏まえ、有識者との検討会等により、統計調査の設計の検討を行っている。【財務省】 ・　統計調査の調査項目等については、利活用ニーズの把握に加え、報告者負担等にも配慮しながら設定を行っている。【文部科学省】 ・　統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズを把握し、報告者の負担軽減にも配慮した上で、調査事項等を設定している。【厚生労働省】 ・　統計調査の企画・設計時には、省内外の統計利活用者に対して照会を実施するとともに、調査実施後に報告者・地方組織・民間事業者・地方公共団体から調査の課題や改善点等の意見を把握し、活用している。【農林水産省】 ・　統計調査の調査計画の変更に際しては、調査の方法、統計ニーズの有無、他調査等との重複等を確認し、報告者負担の軽減及び調査事務の簡素化に努めている。【経済産業省】 ・　「家庭部門のＣＯ２排出実態統計調査」において、業界団体や民間企業を対象にしたニーズ把握ヒアリングを実施している。【環境省】	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	106	○　各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をｅ－Ｓｔａｔ等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。 　また、各府省で経常的に作成されている業務統計について、当該業務統計の概要（統計の名称、作成機関、作成目的、作成周期、公表方法等）を総務省で取りまとめ、e-Statに掲載している。 （行政記録情報等の統計作成への活用状況は、第３部６（２）統計調査における行政記録情報等の活用状況　参照、業務統計のe-Stat等での公表状況等の概要については、第３部２（３）政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報の提供状況　参照）	継続実施
	107	○　行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。	継続実施
	108	◎　港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	国土交通省	令和５年（2023年）中に結論を得る。	・　令和６年（2024年）調査（甲種港湾：令和６年（2024年）１月分、乙種港湾：令和６年（2024年）分）から、調査方法の一つとして、サイバーポートを用いたオンライン報告が可能となるよう調査計画を見直し、令和５年（2023年）７月に総務大臣への承認申請を行い、同年９月に承認された。これにより、行政記録情報等の活用による調査票の作成、自動集計・チェック機能等の導入による報告者負担の軽減、調査票情報等の一元的な管理等が可能となる。なお、調査方法の再整理については、即時にサイバーポートを導入することが困難な調査対象港湾も一定程度存在することや、従来の調査方法を望む又はオンライン報告が困難な報告者がいること等に配慮し、全港湾におけるサイバーポートへの移行は直ちには困難であることから、従来の調査方法も存置することとした。	実施済
	109	○　統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　第９期統計委員会デジタル部会において、行政記録情報やビッグデータ情報を利活用した事例を紹介し、各府省への情報の共有を行うとともに、委員等に御議論いただいた。その結果は、令和７年（2025年）９月に取りまとめられた「第９期統計委員会デジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ」において、「統計作成のデジタル化」の一環として盛り込まれた。 （その他の「情報の共有」に係る取組状況については、項目第３－６－(1) No.106 参照）	継続実施

項　目	No.	具 体 的 な 措 置 、方 策 等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	110	○　総務省及び独立行政法人統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのｅ－Ｓｕｒｖｅｙを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、 ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じて柔軟な回答記入に対応できるよう、ＨＴＭＬ形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 　などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性・安全性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。	総務省	令和５年度（2023年度）以降も引き続き実施する。	・（項目第３－４ No.84 参照）	実施済
	111	○　統計調査の企画に当たっては、上記ｅ－Ｓｕｒｖｅｙの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・（項目第３－４ No.85 参照）	継続実施
	112	○　統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッフの計画的な育成や人材確保のための環境改善を含め必要な体制を整備する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　令和７年（2025年）１月からのサービス産業動態統計調査の開始に伴う専任スタッフの体制強化や事前の業務研修等により、同調査を毎月実施しながら経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の３つの年次調査を同時並行的に実施するという初の取組を遅滞なく円滑に実施した。 　これらの調査の実施を通じて、企業形態が複雑な大企業に対する継続的な信頼関係の構築、企業会計の知識に基づく徹底した品質管理、工程管理及び情報管理を行いつつ、正確な報告データ作成のための製表業務を着実に行いながら、専任スタッフの育成とノウハウの蓄積を行っている。	継続実施
	113	○　ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を順次実施し、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報を可能な限り公開し、フィードバックを得て更に検証を進める。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　人流データを活用した日本人宿泊者数の推計や人流データの特性、活用上の留意点等について実証研究を行っており、ビッグデータ連携会議の構成員を含めた第１回「ビッグデータの利活用に関する研究会」（令和８年（2026年）３月27日）において、「人流データと土地利用データのクロス分析」として報告を行い、構成員等との意見交換を行った。	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
	114	○　ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を行うため、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組の促進を検討するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化など、必要な対応を随時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を随時開催するなど、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　令和５年（2023年）１月から、ビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する「ビッグデータ・ポータル」の試行運用を開始。令和８年（2026年）３月末で、ビッグデータ情報78件、サンプルデータ８件、活用事例71件を掲載しており、掲載コンテンツの充実や情報のアップデートを進めている。 　また、ビッグデータを保有する民間企業と連携して開催しているビッグデータ利活用事例を説明するイベントにおいて各府省職員のみならず、令和７年度（2025年度）において、新たに地方公共団体職員を対象に加えた上で開催し、これらを橋渡しする取組を行った。	継続実施
	115	○　ＰＯＳデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、ＳＤＧグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　毎年実施している「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」により、民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等の概要を把握し、総務省のホームページにおいて掲載している。【総務省（政策統括官）】 ・　水稲調査では、令和７年度（2025年度）にＩＴベンダーを公募し、ほ場ごとの収量データを提供し、人工衛星データ・ＡＩを活用した収量予測の取組を開始した。令和７年度（2025年度）の取組結果を踏まえ、有望な技術について令和８年度（2026年度）から実証研究を実施する予定である。【農林水産省】 ・　商業動態統計ではＰＯＳデータを活用・提出が可能な調査は丁２（家電大型専門店）のみであり、丁２（家電大型専門店）調査対象事業所のうち、ＰＯＳデータによる調査票提出をしていない事業所とは引き続き調整を行っているところ。【経済産業省】	継続実施
	116	○　ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となって各府省や関係機関とも連携しつつ、各種データの実証研究等を行い、ビッグデータ連携会議に報告する。	総務省、各府省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・（項目第３－６－（１）　No.113 参照）	継続実施

項　目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和７年度（2025年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
(2)　統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進	117	○　各府省は、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	各府省、総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　統計調査員調査を円滑に実施する観点から、マンション管理関係団体に対し、令和７年度（2025年度）に共同住宅内の建物内への立ち入りを予定している政府統計調査について情報提供を行った。また、地方公共団体やマンション管理関係団体等との意見交換を通じて、有効な情報提供方法等について検討を進めている。【総務省（政策統括官）】 ・　財務省・国税庁ＨＰや業界誌等への協力依頼文の掲載、報告者への周知文の送付など、広報の充実・強化に引き続き取り組んでいる。【財務省】 ・　基幹統計調査の手引きにおいて、罰則規定を含めた報告義務についても周知している。【文部科学省】 ・　厚生労働省ホームページにおいて、「調査実施のお知らせ」や「調査の概要」等の情報を掲載するとともに、関係団体等への調査協力依頼を行い、報告者に対する広報に努めている。【厚生労働省】 ・ 農林水産省のホームページに掲載している各調査の「調査の概要」に報告義務等を掲載し、周知を行った。【農林水産省】 ・　経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、統計を分析した記事など、統計に関する情報発信等の取組を実施した。【経済産業省】	継続実施
	118	○　統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や高等教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。	総務省	令和５年度（2023年度）から実施する。	・　独立行政法人統計センター、大学利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所及び一般財団法人日本統計協会との共催により、「統計データ分析コンペティション」を開催し、「統計の日」に合わせて受賞者を決定した。 　社会人を主な対象とした「データサイエンス・オンライン講座」の目的別各種講座を継続的に実施しつつ、「誰でも使える統計オープンデータ」のリニューアルを実施するなどのコンテンツを拡充したほか、「データサイエンス・オンライン講座」の特別編であるプログラミング講座や小学生向けのオンライン講座「わくわく！統計アカデミー　ｆｏｒ　ＫＩＤＳ」を継続的に実施している。【総務省（統計局）】 ・　「統計の日」に関連した行事として、令和７年（2025年）10月に東京都新宿区で統計データ・グラフフェアを開催した。令和７年度（2025年度）のグラフフェアでは、例年実施している統計グラフ全国コンクールの入賞作品、関係省の統計調査に関する資料の展示、都道府県による統計データを用いた企画資料の展示に加え、令和７年（2025年）国勢調査の紹介コーナー、統計関連コンテンツの体験コーナーを設けるとともに、統計スタンプラリーを実施するなど、国民に対して統計の重要性をアピールするとともに、統計調査への協力を働き掛けた。【総務省（政策統括官）】	継続実施

【資　料　編】

公的統計基本計画のこれまでの変遷

資料１

	閣議決定	期間	主な内容	備考
第Ⅰ期	H21.3.13	平成21年度～ 平成25年度	○　公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として整備 ○　経済センサスや事業所母集団データベースの構築 ○　民間事業者の活用や統計データの有効活用の推進　等	
第Ⅱ期	H26.3.25	平成26年度～ 平成29年度 （１年短縮）	○　2008SNAへの対応、経済統計の整備 ○　オンライン調査の推進等、統計作成の効率化による報告者の負担軽減に向けた取組の実施 ○　政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充、統計データの有効活用の推進　等	➢ 統計改革の基本方針（H28.12経済財政諮問会議決定） →　経済統計改善の取組、公的統計基本計画の前倒し改定　等 ➢ 統計改革推進会議最終取りまとめ（H29.5）
第Ⅲ期	H30.3.6	平成30年度～ 令和４年度	○　国民経済計算の四半期別ＧＤＰ速報（ＱＥ）及び年次推計の改善、国民経済計算の供給・使用表（ＳＵＴ）体系への移行に向けたＳＵＴに係る基本構成の大枠の取りまとめ ○　経済センサス-活動調査の中間年における産業横断的な経済構造実態調査の創設、事業所母集団DBの整備、企業調査支援事業等 ○　特定の場所でセキュリティを確保して利用するオンサイト利用の環境整備	➢ 毎月勤労統計調査の不適切な処理（H31.1～） →　統計委員会建議（R1.6、R1.9） →　統計改革推進会議　総合的対策取りまとめ（R1.12）
	R2.6.2	（令和２年度に一部変更）	○　品質確保に向けた取組の強化 ○　人材の確保・育成　等	➢ 建設工事受注動態統計調査の不適切な処理（R3.12～） →　統計委員会建議（R4.8）

第Ⅳ期公的統計基本計画（令和５年３月28日）

資料２　基幹統計及び基幹統計調査一覧

（令和７年度(2025年度)末現在）

府省名	基幹統計	基幹統計調査 （左に掲げた基幹統計の作成を目的とする統計調査）	府省名	基幹統計	基幹統計調査 （左に掲げた基幹統計の作成を目的とする統計調査）
内閣府	国民経済計算（※）	－	農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス
総務省	国勢統計	国勢調査		牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査		作物統計	作物統計調査
	労働力統計	労働力調査		海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査
	小売物価統計	小売物価統計調査		漁業構造統計	漁業センサス
	家計統計	家計調査		木材統計	木材統計調査
	個人企業経済統計	個人企業経済調査		農業経営統計	農業経営統計調査
	科学技術研究統計	科学技術研究調査	経済産業省	経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査		ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査
	就業構造基本統計	就業構造基本調査		石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査
	全国家計構造統計	全国家計構造調査		商業動態統計	商業動態統計調査
	社会生活基本統計	社会生活基本調査		経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査
	サービス産業動態統計	サービス産業動態統計調査		経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査
	人口推計（※）	－		鉱工業指数（※）	－
財務省	法人企業統計	法人企業統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査
	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査		造船造機統計	造船造機統計調査
文部科学省	学校基本統計	学校基本調査		建築着工統計	建築着工統計調査
	学校保健統計	学校保健統計調査		鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査
	学校教員統計	学校教員統計調査		建設工事統計	建設工事統計調査
	社会教育統計	社会教育調査		船員労働統計	船員労働統計調査
厚生労働省	人口動態統計	人口動態調査		自動車輸送統計	自動車輸送統計調査
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査		内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査
	薬事工業生産動態統計	薬事工業生産動態統計調査		法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査
	医療施設統計	医療施設調査	総務省及び経済産業省	経済構造統計	経済センサス－基礎調査（注３）
	患者統計	患者調査			経済センサス－活動調査（注３）
	賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査			経済構造実態調査
	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査	10府省（注２）	産業連関表（※）	－
	生命表（※）	－			
	社会保障費用統計（※）	－			

（注１）「基幹統計」欄に（※）を付したものは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になっている。
（注２）内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
（注３）経済センサス－基礎調査は、総務省の単独調査として実施。経済センサス－活動調査は、総務省及び経済産業省の共管調査として実施

資料３　基幹統計調査の承認一覧

（令和７年度(2025年度)）

実施府省	基幹統計調査の名称	新規／変更／中止の別	承認年月日
総務省	個人企業経済調査	変更	令和７年６月16日
	小売物価統計調査	変更	令和７年８月29日
		変更	令和８年２月24日
	科学技術研究調査	変更	令和７年９月17日
	労働力調査	変更	令和７年12月22日
	社会生活基本調査	変更	令和８年１月８日
財務省	民間給与実態統計調査	変更	令和７年９月３日
文部科学省	学校基本調査	変更	令和７年８月12日
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	変更	令和７年７月24日
	国民生活基礎調査	変更	令和７年10月31日
	人口動態調査	変更	令和７年11月７日
	患者調査	変更	令和７年12月16日
	医療施設調査	変更	令和８年２月２日
		変更	令和８年３月23日
	毎月勤労統計調査	変更	令和８年３月10日
農林水産省	農林業センサス	変更	令和７年６月23日
	農業経営統計調査	変更	令和７年８月29日
	作物統計調査	変更	令和７年９月30日
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	変更	令和７年７月28日
	経済産業省生産動態統計調査	変更	令和７年８月27日
	石油製品需給動態統計調査	変更	令和８年３月10日
国土交通省	法人土地・建物基本調査	変更	令和７年９月16日
総務省・経済産業省	経済センサス‐活動調査	変更	令和７年６月16日
		変更	令和８年１月６日

（注）本表は、法第11条第１項の規定に基づき、総務大臣が令和７年度（2025年度）中に承認した基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料４　基幹統計調査の年度別承認件数

（令和３年度（2021年度）～令和７年度（2025年度））

府省名	令和 ３年度 （2021年度）	令和 ４年度 （2022年度）	令和 ５年度 （2023年度）	令和 ６年度 （2024年度）	令和 ７年度 （2025年度）
総務省	6(3)	4	4(1)	6	8(2)
財務省	1	0	1	1	1
文部科学省	5	3	2	2	1
厚生労働省	2	3	4	4	7
農林水産省	5	1	4	5	3
経済産業省	6(3)	2	3(1)	2	5(2)
国土交通省	2	4	6	10	1
合計	24(3)	17	23(1)	30	24(2)

（注１）() 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注２）複数回承認されている場合、それぞれ１件と計上している。

資料５　一般統計調査の承認一覧

（令和７年度（2025年度））

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更の別	承認年月日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	変更	令和７年６月30日
	職種別民間給与実態調査	変更	令和８年３月10日
内閣府	企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査	変更	令和７年４月18日
	高齢社会対策総合調査（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査）	**新規**	令和７年８月22日
	人々のつながりに関する基礎調査	変更	令和７年９月29日
	カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する住民調査	**新規**	令和７年９月30日
	青森県東方沖を震源とする地震に関する住民調査	**新規**	令和８年１月30日
	特定非営利活動法人に関する実態調査	変更	令和８年２月９日
	景気ウォッチャー調査（試行調査）	**新規**	令和８年３月30日
消費者庁	民間事業者等における内部通報制度の実態調査	変更	令和７年12月10日
こども家庭庁	乳幼児栄養調査	変更	令和７年８月26日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	変更	令和７年９月12日
	こども・若者総合調査	変更	令和７年11月12日
	こどもの福祉と保健に関する状況報告	変更	令和７年12月３日
総務省	情報通信業基本調査	変更	令和７年12月24日
	通信利用動向調査	変更	令和８年２月24日
	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）	変更	令和８年３月25日
法務省	任意後見契約に関する公証人の実態調査	**新規**	令和７年７月22日
文部科学省	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	変更	令和７年10月１日
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	変更	令和７年10月29日
	日本語教育実態調査	変更	令和７年10月31日
	宗教統計調査	変更	令和７年11月７日
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	変更	令和８年３月12日
	令和８年度高等学校、専修学校及び各種学校入学者における卒業学校種に関する実態調査	**新規**	令和８年３月31日
厚生労働省	医療経済実態調査	変更	令和７年４月15日

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更の別	承認年月日
厚生労働省	介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）	変更	令和７年４月21日
	雇用の構造に関する実態調査（転職者実態調査）	変更	令和７年５月１日
	障害福祉サービス等経営概況調査	変更	令和７年５月14日
	消費生活協同組合（連合会）実態調査	変更	令和７年５月22日
	保険医療材料等使用状況調査	変更	令和７年６月11日
		変更	令和７年８月27日
	外国人雇用実態調査	変更	令和７年６月16日
	雇用均等基本調査	変更	令和７年６月30日
	被保護者調査	変更	令和７年７月30日
	特定保険医療材料価格調査	変更	令和７年７月31日
	国民健康・栄養調査	変更	令和７年８月１日
	能力開発基本調査	変更	令和７年８月25日
	年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）	変更	令和７年８月26日
	所得再分配調査	変更	令和７年８月26日
		変更	令和８年３月４日
	就労条件総合調査	変更	令和７年９月３日
	労使関係総合調査（労働組合活動等に関する実態調査）	変更	令和７年９月24日
	労働経済動向調査	変更	令和７年９月25日
	雇用動向調査	変更	令和７年10月６日
	福祉行政報告例	変更	令和７年11月20日
	社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	変更	令和７年12月24日
	地域保健・健康増進事業報告	変更	令和７年12月25日
	衛生行政報告例	変更	令和８年１月６日
	高齢者介護実態調査	**新規**	令和８年１月20日
	社会福祉施設等調査	変更	令和８年２月27日
	受療行動調査	変更	令和８年３月４日
	労務費率調査	変更	令和８年３月10日
農林水産省	特定作物統計調査	変更	令和７年４月21日
	新規就農者調査	変更	令和７年４月23日
	農業構造動態調査	変更	令和７年６月４日
	作物統計調査第１次試行調査	**新規**	令和７年９月５日
	青果物卸売市場調査	変更	令和７年12月22日
	水産物流通調査（産地水産物用途別出荷量調査票）	変更	令和８年１月30日
	産業連関構造調査（農業サービス業投入調査）	変更	令和８年２月10日

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更の別	承認年月日
農林水産省	産業連関構造調査（種苗業（農業）投入調査）	変更	令和８年２月10日
	産業連関構造調査（林業投入調査）	変更	令和８年２月10日
	産業連関構造調査（栽培きのこ生産業投入調査）	変更	令和８年２月10日
	産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）	変更	令和８年２月10日
	産業連関構造調査（農林水産関係製造業投入調査）	変更	令和８年２月10日
	産業連関構造調査（農業農村整備事業投入調査）	変更	令和８年２月10日
	産業連関構造調査（林野公共事業投入調査）	変更	令和８年２月10日
	水産加工業経営実態調査	**新規**	令和８年２月13日
	獣医学生就職状況調査	**新規**	令和８年３月11日
	野生鳥獣資源利用実態調査	変更	令和８年３月27日
経済産業省	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	変更	令和７年６月24日
国土交通省	水害統計調査	変更	令和７年５月22日
	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	変更	令和７年８月27日
	幹線旅客流動実態調査	変更	令和７年８月27日
	航空旅客動態調査	変更	令和７年８月27日
	全国都市交通特性調査	変更	令和７年９月12日
	全国貨物純流動調査	変更	令和７年９月30日
	幹線旅客流動実態調査（幹線バス旅客流動実態調査）	変更	令和７年10月１日
	幹線旅客流動実態調査（幹線フェリー・旅客船旅客流動実態調査）	変更	令和７年10月１日
	大都市交通センサス	変更	令和７年10月１日
	宿泊旅行統計調査	変更	令和７年12月24日
環境省	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査	変更	令和７年10月28日
文部科学省・厚生労働省	21 世紀出生児縦断調査（平成 22 年出生児）	変更	令和７年12月５日
厚生労働省・文部科学省	21 世紀出生児縦断調査（成年者の生活に関する継続調査）【平成 13 年出生児】	変更	令和７年12月８日
農林水産省・経済産業省	容器包装利用・製造等実態調査	変更	令和８年２月12日

（注）本表は、法第 19 条第１項又は第 21 条第１項の規定に基づき、令和７年度（2025 年度）中に総務大臣が承認した一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

（参考）一般統計調査の中止通知一覧　　（令和７年度（2025年度））

実施府省	一般統計調査の名称	通知年月日
総務省	産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）	令和８年３月12日
農林水産省	土壌改良資材の農業用払出量調査	令和８年３月30日
経済産業省	海外事業活動基本調査	令和８年３月13日
	海外現地法人四半期調査	令和８年３月13日
環境省	食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査	令和７年12月４日

（注）本表は、法第21条第３項の規定に基づき、令和７年度（2025年度）中に行われた一般統計調査の中止の通知状況についてまとめたものである。

資料６　一般統計調査の年度別承認件数

（令和３年度（2021 年度）～令和７年度（2025 年度））

府省名	令和 ３年度 （2021 年度）	令和 ４年度 （2022 年度）	令和 ５年度 （2023 年度）	令和 ６年度 （2024 年度）	令和 ７年度 （2025 年度）
内閣官房	1	1	1	0	0
人事院	2	3	3	2	2
内閣府	6	10	4	5	7
公正取引委員会	0	0	1(1)	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	2	0
消費者庁	0	0	1	0	1
こども家庭庁	－	－	6	3	4
総務省	6	3	3	4(1)	3
法務省	0	0	1	0	1
外務省	0	0	1	0	0
財務省	0	0	0	1	0
文部科学省	5(1)	10(1)	6(1)	7(1)	8(2)
厚生労働省	39(1)	33(1)	33(2)	34(1)	30(2)
農林水産省	15(1)	15(1)	13(1)	8	18(1)
経済産業省	5(1)	4(1)	1	4(1)	2(1)
国土交通省	6	9	11	18	10
環境省	0	3	3(1)	3	1
合計	83(2)	89(2)	85(3)	89(2)	84(3)

（注１）（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

（注２）複数回承認されている場合は、それぞれ１件と計上している。

資料７　都道府県別統計調査の届出件数

都道府県名	届出件数			都道府県名	届出件数		
	新規（注３）	変更（注３）	（参考）継続中（注４）		新規（注３）	変更（注３）	（参考）継続中（注４）
北海道	0	1	12	滋賀県	5	12	36
青森県	3	2	24	京都府	4	2	26
岩手県	1	1	12	大阪府	5	4	20(2)
宮城県	0	4(1)	17(1)	兵庫県	1	0	6
秋田県	0	0	10	奈良県	5	4	16
山形県	1	0	8	和歌山県	3	2	6
福島県	0	1	8	鳥取県	0	5	34
茨城県	1	0	14	島根県	2	0	15
栃木県	0	2	16	岡山県	8	7	15(1)
群馬県	3	1	16	広島県	3	6	25(1)
埼玉県	2	4	27	山口県	0	1	22
千葉県	2	4	34(1)	徳島県	0	0	4
東京都	8	14	38	香川県	5	1	11
神奈川県	0	4	27	愛媛県	1	2	10
新潟県	0	7(2)	31(2)	高知県	7	21	96
富山県	0	1	14	福岡県	3	0	13(1)
石川県	0	0	18	佐賀県	11	3	18
福井県	0	1	16	長崎県	0	0	6
山梨県	1	0	7	熊本県	0	1	8
長野県	2	3	42	大分県	4	2	16
岐阜県	1	6	21	宮崎県	5	7	24
静岡県	1	3	27(2)	鹿児島県	0	1	10
愛知県	8(1)	6	16	沖縄県	1	2	22
三重県	2	3	16	合計	109(1)	151(3)	930(11)

（注１）（ ）内の数値は共管調査（複数の地方公共団体が共同で行う調査）の数である。
（注２）都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。
（注３）令和７年度（2025年度）に受理した件数であり、同一調査であっても複数回届出があった場合は、それぞれ１件として計上している。
（注４）平成21年（2009年）４月１日以降に受理した届出（調査周期が「１回限り」の調査を除く。）のうち、令和７年（2025年）12月末時点において、調査を継続している件数である。

資料８　指定都市別統計調査の届出件数

指定都市名	届出件数			指定都市名	届出件数		
	新規（注３）	変更（注３）	（参考）継続中（注４）		新規（注３）	変更（注３）	（参考）継続中（注４）
札幌市	0	2	7	京都市	3	0	14
仙台市	5	5(1)	12(1)	大阪市	2	6	25(2)
さいたま市	1	1	9	堺市	3	1	6(1)
千葉市	1	0	6(1)	神戸市	4	2	12
横浜市	1	0	10	岡山市	2	0	6(1)
川崎市	1	5	14	広島市	0	2	15(1)
相模原市	0	1	5	北九州市	6	9	31(1)
新潟市	1	4(2)	5(2)	福岡市	1	14	31(1)
静岡市	3	8	16(1)	熊本市	5	4	17
浜松市	0	2	7(1)				
名古屋市	11(1)	14	24	合計	50(1)	80(3)	270(11)

（注１）（ ）内の数値は共管調査（複数の地方公共団体が共同で行う調査）の数である。
（注２）都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。
（注３）令和７年度（2025年度）に受理した件数であり、同一調査であっても複数回届出があった場合は、それぞれ１件として計上している。
（注４）平成21年（2009年）４月１日以降に受理した届出（調査周期が「１回限り」の調査を除く。）のうち、令和７年（2025年）12月末時点において、調査を継続している件数である。

資料９　政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

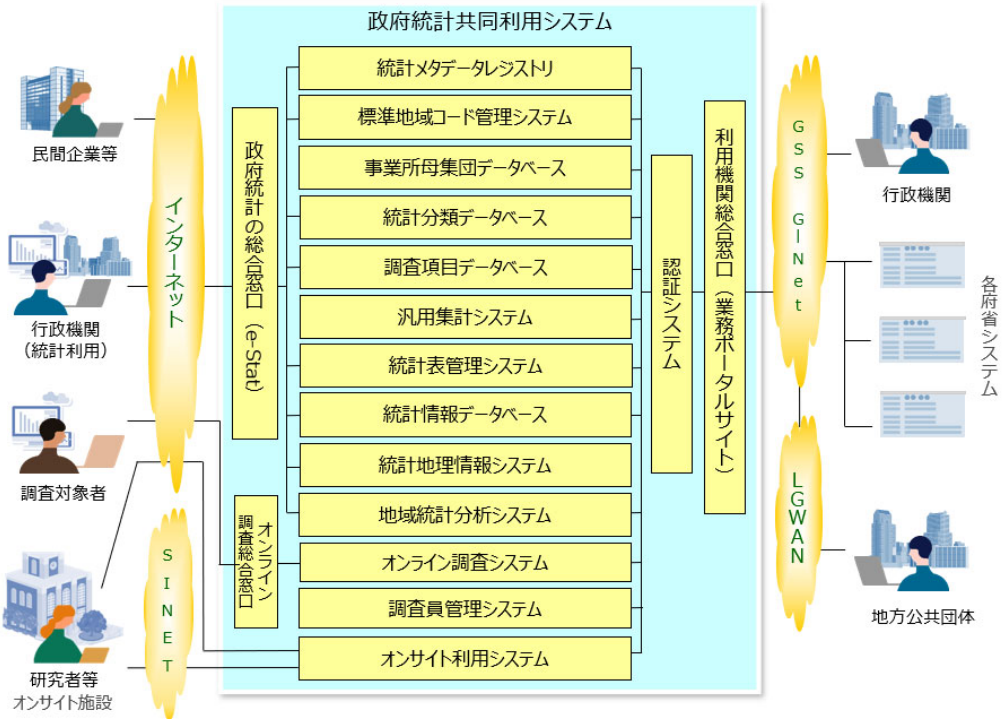
知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。



資料 10　政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年) 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、（１）国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、（２）各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料11　法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）（令和７年度（2025年度））

区分		利用件数		
統計調査名	基幹・一般		統計の作成等	名簿作成
内閣府		1	1	0
人々のつながりに関する基礎調査	一般	1	1	0
こども家庭庁		1	1	0
こども・若者の意識と生活に関する調査	一般	1	1	0
総務省		34	34	0
国勢調査	基幹	4	4	0
住宅・土地統計調査	基幹	3	3	0
労働力調査	基幹	2	2	0
就業構造基本調査	基幹	1	1	0
個人企業経済調査	基幹	1	1	0
経済センサス - 基礎調査	基幹	1	1	0
経済センサス - 活動調査	基幹	5	5	0
経済構造実態調査	基幹	1	1	0
家計調査	基幹	6	6	0
全国家計構造調査	基幹	2	2	0
小売物価統計調査	基幹	2	2	0
サービス産業動態統計調査	基幹	1	1	0
家計消費状況調査	一般	2	2	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	2	2	0
家計消費単身モニター調査	一般	1	1	0
財務省		2	1	1
法人企業統計調査	基幹	2	1	1
文部科学省		98	85	13
学校基本調査	基幹	70	58	12
学校教員統計調査	基幹	3	3	0
社会教育調査	基幹	2	1	1
地方教育費調査	一般	2	2	0
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	3	3	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	8	8	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	2	2	0
民間企業の研究活動に関する調査	一般	1	1	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	一般	5	5	0
全国イノベーション調査	一般	1	1	0
ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	一般	1	1	0
厚生労働省		144	134	10
人口動態調査	基幹	8	8	0
医療施設調査	基幹	24	22	2
患者調査	基幹	7	7	0
国民生活基礎調査	基幹	11	11	0
毎月勤労統計調査	基幹	1	1	0
賃金構造基本統計調査	基幹	25	25	0
病院報告	一般	4	2	2
受療行動調査	一般	1	1	0
地域保健・健康増進事業報告	一般	1	1	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	1	1	0
衛生行政報告例	一般	1	1	0
社会福祉施設等調査	一般	6	4	2
介護サービス施設・事業所調査	一般	18	15	3
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	1	1	0
21世紀成年者縦断調査	一般	3	3	0
中高年者縦断調査	一般	2	2	0
福祉行政報告例	一般	2	2	0
医療給付実態調査	一般	1	1	0
21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	一般	1	1	0
雇用動向調査	一般	2	2	0
雇用の構造に関する実態調査（パートタイム・有期雇用労働者総合	一般	1	1	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般	2	2	0
就労条件総合調査	一般	2	2	0
労使関係総合調査（労働組合基礎調査）	一般	1	0	1
労働安全衛生調査（実態調査）	一般	4	4	0
訪問看護療養費実態調査	一般	1	1	0
喫煙環境に関する実態調査	一般	1	1	0
被保護者調査	一般	1	1	0
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般	1	1	0
国民年金被保険者実態調査	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査）	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	一般	1	1	0
社会保障生計調査	一般	1	1	0
健康保険・船員保険被保険者実態調査	一般	1	1	0
介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）	一般	2	2	0
介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）	一般	3	3	0

区分		利用件数		
統計調査名	基幹・一般		統計の作成等	名簿作成
農林水産省		129	116	13
農業経営統計調査	基幹	31	31	0
農林業センサス	基幹	42	34	8
漁業センサス	基幹	6	3	3
作物統計調査	基幹	3	3	0
海面漁業生産統計調査	基幹	3	3	0
木材統計調査	基幹	1	1	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	1	1	0
林業経営統計調査	一般	1	1	0
漁業経営統計調査	一般	2	2	0
農業物価統計調査	一般	3	3	0
農業構造動態調査	一般	5	5	0
内水面漁業生産統計調査	一般	1	1	0
畜産統計調査	一般	1	0	1
青果物卸売市場調査	一般	7	7	0
畜産物流通調査	一般	2	2	0
水産加工業経営実態調査	一般	1	1	0
新規就農者調査	一般	6	6	0
集落営農実態調査	一般	9	8	1
６次産業化総合調査	一般	1	1	0
野生鳥獣資源利用実態調査	一般	1	1	0
油糧生産実績調査	一般	1	1	0
森林組合一斉調査	一般	1	1	0
経済産業省		89	80	9
経済構造実態調査	基幹	8	8	0
経済センサス‐活動調査	基幹	9	9	0
商業動態統計調査	基幹	9	9	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	17	15	2
経済産業省生産動態統計調査	基幹	17	14	3
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	3	2	1
海外事業活動基本調査	一般	9	7	2
工場立地動向調査	一般	5	5	0
エネルギー消費統計調査	一般	1	1	0
石油輸入調査	一般	1	1	0
知的財産活動調査	一般	6	5	1
中小企業実態基本調査	一般	4	4	0
国土交通省		126	124	2
建築着工統計調査	基幹	4	4	0
建設工事統計調査	基幹	3	1	2
港湾調査	基幹	11	11	0
造船造機統計調査	基幹	4	4	0
船員労働統計調査	基幹	1	1	0
自動車輸送統計調査	基幹	3	3	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	4	4	0
法人土地・建物基本調査	基幹	1	1	0
鉄道輸送統計調査	一般	1	1	0
航空輸送統計調査	一般	1	1	0
全国都市交通特性調査	一般	1	1	0
パーソントリップ調査	一般	8	8	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	1	1	0
全国貨物純流動調査	一般	24	24	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	27	27	0
航空旅客動態調査	一般	1	1	0
国際航空旅客動態調査	一般	3	3	0
国際航空貨物動態調査	一般	1	1	0
マンション総合調査	一般	1	1	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	2	2	0
バルク貨物流動調査	一般	5	5	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	9	9	0
内航船舶輸送統計母集団調査	一般	1	1	0
旅行・観光消費動向調査	一般	1	1	0
宿泊旅行統計調査	一般	2	2	0
訪日外国人消費動向調査	一般	4	4	0
住宅市場動向調査	一般	2	2	0
環境省		2	2	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	2	2	0
日本銀行		1	1	0
全国企業短期経済観測調査		1	1	0
合　計		627	579	48

（注１）令和７年度（2025年度）に利用を開始したものの件数であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

（注２）１件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料12　法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）（令和7年度（2025年度））

区分								
統計調査名	基幹・一般	第33条第１項第１号	統計の作成等	名簿作成	第33条第１項第２号	公的機関（規則第11条第１項第１号）	調査研究（規則第11条第１項第２号）	特別な事由（規則第11条第１項第３号）
内閣府		1	1	0	2	0	2	0
人々のつながりに関する基礎調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
消費動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
組織マネジメントに関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
こども家庭庁		0	0	0	2	2	0	0
幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	一般	0	0	0	2	2	0	0
総務省		189	180	9	127	36	91	0
国勢調査	基幹	18	18	0	25	3	22	0
住宅・土地統計調査	基幹	26	26	0	3	0	3	0
労働力調査	基幹	10	10	0	9	2	7	0
就業構造基本調査	基幹	11	11	0	22	3	19	0
社会生活基本調査	基幹	2	2	0	16	3	13	0
個人企業経済調査	基幹	3	3	0	0	0	0	0
科学技術研究調査	基幹	14	13	1	3	3	0	0
経済センサス-基礎調査	基幹	13	12	1	12	5	7	0
経済センサス-活動調査	基幹	28	23	5	14	8	6	0
経済構造実態調査	基幹	15	13	2	2	2	0	0
家計調査	基幹	10	10	0	7	3	4	0
全国家計構造調査	基幹	12	12	0	9	2	7	0
小売物価統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
サービス産業動態統計調査	基幹	12	12	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	一般	4	4	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	10	10	0	5	2	3	0
財務省		13	13	0	2	0	2	0
法人企業統計調査	基幹	11	11	0	1	0	1	0
民間給与実態統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0
連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
文部科学省		175	173	2	22	2	20	0
学校基本調査	基幹	124	123	1	7	0	7	0
学校保健統計調査	基幹	4	4	0	2	0	2	0
学校教員統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
社会教育調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
地方教育費調査	一般	6	6	0	2	0	2	0
日本語教育実態調査	一般	2	1	1	0	0	0	0
学校給食実施状況等調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	2	2	0	7	1	6	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	32	32	0	0	0	0	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国イノベーション調査	一般	0	0	0	1	1	0	0
体力・運動能力調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
厚生労働省		1,022	1,009	13	152	18	134	0
人口動態調査	基幹	703	694	9	28	2	26	0
医療施設調査	基幹	84	84	0	4	0	4	0
患者調査	基幹	16	16	0	4	0	4	0
国民生活基礎調査	基幹	3	3	0	21	1	20	0
毎月勤労統計調査	基幹	2	2	0	2	2	0	0
賃金構造基本統計調査	基幹	24	24	0	18	7	11	0
薬事工業生産動態統計調査	基幹	7	7	0	0	0	0	0
病院報告	一般	82	82	0	2	0	2	0
受療行動調査	一般	0	0	0	2	0	2	0
地域保健・健康増進事業報告	一般	9	9	0	0	0	0	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	0	0	0	4	0	4	0
衛生行政報告例	一般	1	1	0	0	0	0	0
社会福祉施設等調査	一般	8	8	0	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	一般	8	8	0	3	0	3	0
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	0	0	0	9	2	7	0
21世紀成年者縦断調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	一般	0	0	0	3	0	3	0
介護給付費等実態調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	一般	0	0	0	5	0	5	0
労働経済動向調査	一般	0	0	0	1	1	0	0
雇用動向調査	一般	2	2	0	4	1	3	0
雇用の構造に関する実態調査（転職者実態調査）	一般	1	1	0	0	0	0	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
就労条件総合調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査（労働組合基礎調査）	一般	44	40	4	1	0	1	0
労使関係総合調査（団体交渉と労働争議に関する実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査（労使間の交渉等に関する実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査（労働協約等実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査（労働組合活動実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査（労働組合活動等に関する実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査（労働組合実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
労働安全衛生調査（実態調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
院内感染対策サーベイランス	一般	1	1	0	4	0	4	0
歯科疾患実態調査	一般	11	11	0	2	0	2	0
国民健康・栄養調査	一般	12	12	0	12	0	12	0
社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）	一般	1	1	0	5	0	5	0

区分		第33条第１項			第33条第１項			
統計調査名	基幹・一般	第１号	統計の作成等	名簿作成	第２号	公的機関（規則第11条第１項第１号）	調査研究（規則第11条第１項第２号）	特別な事由（規則第11条第１項第３号）
社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	一般	0	0	0	1	1	0	0
社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査）	一般	0	0	0	1	0	1	0
社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	一般	0	0	0	3	1	2	0
能力開発基本調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
無医地区等調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
無歯科医地区等調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
社会保障生計調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
福祉行政報告例	一般	1	1	0	0	0	0	0
農林水産省		55	51	4	8	1	7	0
農業経営統計調査	基幹	2	2	0	3	0	3	0
農林業センサス	基幹	8	6	2	3	0	3	0
漁業センサス	基幹	3	2	1	0	0	0	0
海面漁業生産統計調査	基幹	7	7	0	1	1	0	0
木材統計調査	基幹	12	11	1	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	16	16	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
特定作物統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
畜産統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
水産物流通調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
新規就農者調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
家畜排せつ物管理方法等実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
６次産業化総合調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
経済産業省		374	362	12	103	29	74	0
経済構造実態調査	基幹	194	190	4	22	4	18	0
経済センサス-活動調査	基幹	33	33	0	21	6	15	0
商業動態統計調査	基幹	8	8	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	11	10	1	27	8	19	0
経済産業省生産動態統計調査	基幹	61	54	7	2	1	1	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	0	0	0	5	2	3	0
ガス事業生産動態統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	7	7	0	12	3	9	0
海外現地法人四半期調査	一般	0	0	0	7	1	6	0
製造工業生産予測調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	一般	1	1	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	一般	52	52	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	一般	0	0	0	4	2	2	0
中小企業実態基本調査	一般	6	6	0	2	2	0	0
国土交通省		295	294	1	46	6	19	21
建築着工統計調査	基幹	40	40	0	1	0	1	0
港湾調査	基幹	21	21	0	0	0	0	0
造船造機統計調査	基幹	15	15	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	11	11	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査	基幹	4	4	0	1	1	0	0
大都市交通センサス	一般	6	6	0	1	0	0	1
航空輸送統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
自動車燃料消費量調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
東京都市圏物資流動調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	一般	0	0	0	2	0	2	0
パーソントリップ調査	一般	53	53	0	21	2	8	11
全国貨物純流動調査	一般	13	12	1	4	1	0	3
住生活総合調査	一般	36	36	0	1	0	1	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	18	18	0	1	0	1	0
航空旅客動態調査	一般	8	8	0	2	0	0	2
国際航空旅客動態調査	一般	8	8	0	1	0	0	1
国際航空貨物動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	一般	4	4	0	0	0	0	0
バルク貨物流動調査	一般	3	3	0	0	0	0	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	6	6	0	0	0	0	0
土地保有・動態調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	一般	3	3	0	2	0	2	0
宿泊旅行統計調査	一般	38	38	0	5	1	2	2
訪日外国人消費動向調査	一般	1	1	0	3	0	2	1
全国道路・街路交通情勢調査	一般	0	0	0	1	1	0	0
環境省		13	13	0	7	0	5	2
産業廃棄物排出・処理状況調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
大気汚染物質排出量総合調査	一般	8	8	0	0	0	0	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査　試験調査	一般	1	1	0	3	0	2	1
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	3	3	0	4	0	3	1
合　計		2,137	2,096	41	471	94	354	23
（参考）　内訳（提供先）								
国		199	193	6	20	0	20	0
地方公共団体		1,845	1,816	29	4	4	0	0
大学		25	25	0	375	63	311	1
独立行政法人等その他		68	62	6	72	27	23	22

（注１）令和７年度（2025年度）中に利用を開始したものの件数であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
　　また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。
（注２）提供先の属性（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別）について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。
　　また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第１項第２号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。
（注３）１件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料13　法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供（実績）（令和7年度（2025年度））

区分 統計調査名	基幹・一般	学術研究の発展に資すると認められる場合（規則第19条第1項第1号）	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	(2) 教員等が行う調査研究	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	(4) 特別な事由	高等教育の発展に資すると認められる場合（規則第19条第1項第2号）
内閣府		1	0	1	0	0	0
高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	一般	1	0	1	0	0	0
総務省		10	1	8	1	0	0
国勢調査	基幹	2	1	1	0	0	0
住宅・土地統計調査	基幹	1	0	1	0	0	0
労働力調査	基幹	1	0	0	1	0	0
社会生活基本調査	基幹	1	0	1	0	0	0
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
家計調査	基幹	1	0	1	0	0	0
全国家計構造調査	基幹	1	0	1	0	0	0
家計消費状況調査	一般	1	0	1	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	1	0	1	0	0	0
厚生労働省		8	0	7	1	0	0
人口動態調査	基幹	5	0	5	0	0	0
国民生活基礎調査	基幹	1	0	1	0	0	0
賃金構造基本統計調査	基幹	1	0	0	1	0	0
21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	一般	1	0	1	0	0	0
経済産業省		2	0	1	1	0	0
経済構造実態調査	基幹	1	0	0	1	0	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	1	0	1	0	0	0
国土交通省		1	0	1	0	0	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	1	0	1	0	0	0
環境省		1	0	1	0	0	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	1	0	1	0	0	0
合　計		23	1	19	3	0	0
（参考）　内訳（提供先）							
大学等		22	0	19	3	0	0
公益法人等		1	1	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0

（注１）令和７年度（2025年度）中に利用を開始したものの件数であり、令和６年度（2024年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
（注２）機関に所属する者が個人として統計法第33条の２第１項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料14 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査【統計調査所管府省、日本銀行の報告事項】

（1）オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省等名	統計調査名	提供対象	令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府			3	50	3	52	3	54	3	56	3	58
	法人企業景気予測調査（財務省と共管）	平成16年4－6月期～令和8年1－3月期	1	18	1	19	1	20	1	21	1	22
	消費動向調査	平成16年度～令和6年度	1	17	1	18	1	19	1	20	1	21
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～令和2年度	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15
総務省			10	141	10	145	11	152	11	157	11	160
	地方公務員給与実態調査	平成30年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	8	1	8	1	9	1	9	1	9
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9
	労働力調査	昭和55年1月～令和6年12月（月次調査）	1	41	1	42	1	43	1	44	1	45
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年、令和4年	1	9	1	9	1	9	1	10	1	10
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年、令和3年	1	8	1	8	1	9	1	9	1	9
	経済センサス-基礎調査	平成26年、令和元年	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2
	経済センサス-活動調査	平成24年、平成28年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
	家計調査	昭和56年1月～令和6年12月（月次調査）	1	40	1	41	1	42	1	43	1	44
	全国家計構造調査（全国消費実態調査）	平成6年、11年、16年、21年、26年、2019年	1	5	1	5	1	5	1	6	1	6
	家計消費状況調査	平成14年1月～令和6年12月（月次調査）	1	19	1	20	1	21	1	22	1	23
財務省			2	56	2	58	2	60	2	62	2	64
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～令和6年度	1	38	1	39	1	40	1	41	1	42
	法人企業景気予測調査（内閣府と共管）	平成16年4－6月期～令和8年1－3月期	1	18	1	19	1	20	1	21	1	22
文部科学省			1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
	学校基本調査	平成20年度～26年度	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
厚生労働省			5	47	5	50	5	55	5	58	5	60
	人口動態調査（出生票、死亡票）	平成19年～令和5年	1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
	医療施設（静態）調査	平成20年、23年、26年、29年、令和2年	1	4	1	4	1	5	1	5	1	5
	患者調査	平成20年、23年、26年、29年、令和2年	1	4	1	4	1	5	1	5	1	5
	毎月勤労統計調査（特別調査）	平成21年～令和元年、3～5年	1	11	1	12	1	13	1	14	1	14
	賃金構造基本統計調査	平成18年～令和6年	1	15	1	16	1	17	1	18	1	19
農林水産省			5	47	5	50	5	54	5	57	5	62
	農業経営統計調査	平成20年～令和6年	1	12	1	13	1	15	1	16	1	17
	農林業センサス	平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
	漁業センサス	平成15年、20年、25年、30年、令和5年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	5
	海面漁業生産統計調査	平成19年～令和6年	1	13	1	14	1	15	1	16	1	18
	木材統計調査（製材月別統計調査）	平成23年～令和7年	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
経済産業省			1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年調査（平成19年実績）～令和6年調査（令和5年実績）	1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
国土交通省			1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
	建築着工統計調査	平成21年4月～令和7年3月（月次調査）	1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
環境省			2	4	2	5	2	6	2	7	2	8
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	平成26年10月～27年9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査（家庭CO2統計）	平成29年度～令和5年度	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7
（国の行政機関）小計			29	359	29	375	30	397	30	414	30	430
日本銀行			1	18	1	19	1	20	1	21	1	22
	短観（全国企業短期経済観測調査）	平成16年3月調査以降、受付時点に公表済みの各調査回（最新調査回を除く）	1	18	1	19	1	20	1	21	1	22
合計			30	377	30	394	31	417	31	435	31	452

注）共管調査（複数の府省が共同で行う調査）については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

（2） 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	令和3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省			6	58	6	60	6	62	6	64	6	66
	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、令和2年	1	4	1	4	1	5	1	5	1	5
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	5	1	6	1	6	1	6	1	6
	労働力調査	平成元年1月～令和5年12月（月次調査）	1	31	1	32	1	33	1	34	1	35
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6
	全国家計構造調査（全国消費実態調査）	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年、2019年	1	6	1	6	1	6	1	6	1	7
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年、23年、28年、令和3年	1	6	1	6	1	6	1	7	1	7
厚生労働省			1	8	1	8	2	11	2	12	2	14
	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年、28年、令和元年	1	8	1	8	1	8	1	9	1	9
	賃金構造基本統計調査	平成27年、28年、29年、30年、令和元年	0	0	0	0	1	3	1	3	1	5
合計			7	66	7	68	8	73	8	76	8	80

資料15 オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）

（1）オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数 令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累 計
内閣府		1	0	1	0	0	8
	企業行動に関するアンケート調査	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査（財務省と共管）	0	0	0	0	0	1
	消費動向調査	1	0	1	0	0	7
総務省		18	10	7	16	15	241
	国勢調査	3	2	3	7	5	100
	住宅・土地統計調査	4	3	1	2	1	36
	労働力調査	2	1	0	1	2	15
	就業構造基本調査	2	0	3	4	5	45
	社会生活基本調査	1	3	1	1	1	16
	経済センサス-基礎調査	0	0	0	0	0	0
	経済センサス-活動調査	1	0	0	0	0	3
	家計調査	3	0	0	1	1	23
	全国家計構造調査（全国消費実態調査）	1	1	0	0	0	8
	家計消費状況調査	3	0	0	0	0	3
財務省		0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査（内閣府と共管）	0	0	0	0	0	1
文部科学省		0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	0	0	0	0	0	1
厚生労働省		2	2	3	5	9	46
	人口動態調査	2	2	1	2	5	24
	医療施設（静態）調査	0	0	0	0	0	0
	患者調査	0	0	1	2	0	8
	毎月勤労統計調査（特別調査）	0	0	0	0	0	0
	賃金構造基本統計調査	0	0	1	1	4	14
農林水産省		1	1	2	0	0	4
	農業経営統計調査	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	1	0	0	0	1
	漁業センサス	1	0	2	0	0	3
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0
	木材統計調査（製材月別統計調査）	0	0	0	0	0	0
経済産業省		0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査	0	0	0	0	0	0
国土交通省		4	7	7	5	2	43
	建築着工統計調査	4	7	7	5	2	43
環境省		0	0	1	0	0	3
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	0	0	0	0	0	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査（家庭CO2統計）	0	0	1	0	0	2
（国の行政機関）小 計		26	20	21	26	26	344
日本銀行		0	1	0	1	0	4
	短観（全国企業短期経済観測調査）	0	1	0	1	0	4
合 計		26	21	21	27	26	348

（注1）利用目的は、平成25年度（2013年度）の就業構造基本調査（1件）、28年度（2016年度）の消費動向調査（1件）、29年度（2017年度）の就業構造基本調査（2件）、令和3年度（2021年度）の就業構造基本調査（1件）、5年度（2023年度）の建築着工統計調査（1件）、6年度（2024年度）の労働力調査（1件）、社会生活基本調査（1件）及び7年度（2025年度）の社会生活基本調査（1件）に係る利用が教育目的（高等教育目的）、令和元年度（2019年度）の住宅・土地統計調査（1件）、就業構造基本調査（1件）及び建築着工統計調査（2件）に係る利用が官民データ統計利活用事業目的、令和3年度（2021年度）の住宅・土地統計調査（2件）、建築着工統計調査（4件）、4年度（2022年度）の建築着工統計調査（6件）、5年度（2023年度）の就業構造基本調査（1件）、消費動向調査（1件）、建築着工統計調査（5件）、6年度（2024年度）の就業構造基本調査（1件）、国勢調査（2件）、賃金構造基本統計調査（1件）、建築着工統計調査（4件）及び7年度（2025年度）の労働力調査（1件）、建築着工統計調査（2件）に係る利用がデジタル社会形成統計利活用事業目的である。その他の利用は全て学術研究目的である。
平成30年（2018年）の統計法改正（令和元年（2019年）5月1日施行）により、オーダーメード集計の利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的（高等教育目的）」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。
（注2）各府省及び日本銀行の各年度の提供件数の合計値、小計欄の数値及び合計欄の数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して、令和3年度（2021年度）及び5年度（2023年度）は複数の統計調査に係る提供があり、各統計調査にそれぞれ計上しているため、当該年度について、各統計調査の提供件数の合計と上記の申出ごとに計上した数値は必ずしも一致しない。
（注3）累計欄の数値は、平成21年度（2009年度）以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

（参考）統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 （統計調査ごとに計上した場合） 令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累 計
合 計	28	21	22	27	26	358

（2）匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累　計
総務省		15	35	29	28	19	485
	学術研究目的	13	33	24	27	17	445
	教育目的（高等教育目的）	2	2	5	1	2	39
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	1
	（参考）統計調査ごとに計上した場合の小計	20	41	33	35	23	587
	学術研究目的	17	36	27	34	18	524
	教育目的（高等教育目的）	3	5	6	1	5	62
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	1
	国勢調査	5	6	2	5	3	48
	学術研究目的	4	5	0	5	2	42
	教育目的（高等教育目的）	1	1	2	0	1	6
	住宅・土地統計調査	0	2	1	2	4	36
	学術研究目的	0	2	1	2	4	32
	教育目的（高等教育目的）	0	0	0	0	0	4
	労働力調査	1	2	1	0	1	23
	学術研究目的	1	1	1	0	0	17
	教育目的（高等教育目的）	0	1	0	0	1	5
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	1
	就業構造基本調査	4	9	8	11	2	144
	学術研究目的	3	8	6	11	1	123
	教育目的（高等教育目的）	1	1	2	0	1	21
	社会生活基本調査	4	15	15	10	9	180
	学術研究目的	4	14	13	9	8	167
	教育目的（高等教育目的）	0	1	2	1	1	13
	全国家計構造調査	6	7	6	7	4	156
	学術研究目的	5	6	6	7	3	143
	教育目的（高等教育目的）	1	1	0	0	1	13
厚生労働省		6	11	10	8	10	116
	学術研究目的	6	9	5	7	6	97
	教育目的（高等教育目的）	0	2	5	1	4	18
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	1
	国民生活基礎調査	6	11	10	5	8	111
	学術研究目的	6	9	5	5	5	94
	教育目的（高等教育目的）	0	2	5	0	3	16
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	1
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	3	2	5
	学術研究目的	0	0	0	2	1	3
	教育目的（高等教育目的）	0	0	0	1	1	2
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	0
合　計		21	46	39	36	29	601
	学術研究目的	19	42	29	34	23	542
	教育目的（高等教育目的）	2	4	10	2	6	57
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	2

（注1）　平成30年（2018年）の統計法改正（令和元（2019年）年5月1日施行）により、匿名データの利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的（高等教育目的）」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。
（注2）　利用目的について、官民データ統計利活用事業及びデジタル社会形成統計利活用事業目的は提供実績がないため、記載していない。
（注3）　各省の各年度の提供件数の合計値及び合計欄の数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と申出ごとに計上した数値は一致しない。
（注4）　累計欄の数値は、平成21年度（2009年度）以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

（参考）統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数（統計調査ごとに計上した場合）					
	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	累　計
合　計	26	52	43	43	33	703
学術研究目的	23	45	32	41	24	621
教育目的（高等教育目的）	3	7	11	2	9	80
国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	0	0	2
デジタル社会形成統計利活用事業目的（官民データ統計利活用事業目的）	0	0	0	0	0	0

資料16　統計人材の確保・育成等に係るフォローアップ

Ⅰ　令和７年度（2025年度）における主な取組

各府省においては、「ＥＢＰＭを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和７年度（2025年度）における各府省の主な取組は、以下のとおり。

府省等名	取組事項
内閣官房	【２（１）　能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。
人事院	【２（１）　能力開発】 ・　人事院人事課主催の統計研修を令和７年（2025年）６月23日に実施した（受講者18名）。 ・　統計データアナリスト・アナリスト補育成計画を着実に進めるため、長期的視点で対象者を選定し、該当者には、人事院の育成目標数等の情報を共有し、統計データアナリスト補の認定に必要な研修等の情報を提供の上、積極的な受講を奨励した。 ・　令和７年度（2025年度）においては、統計データアナリストについて１名、統計データアナリスト補についても１名が認定要件を満たし、認定に向けて手続を進めているところ。 ・　統計データアナリスト等の確保・育成・配置について、今後２年間（令和８年度（2026年度）～９年度（2027年度））の認定目標数等の計画を作成した。
内閣府	【２（１）　能力開発　②統計研修の効果的な活用】 内閣府及び他省庁の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（ＳＮＡ)統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施した。 さらに、ＥＢＰＭに関して、ＥＢＰＭにおけるエビデンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、ＥＢＰＭの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。 今後２年間（令和８年度（2026年度）～９年度（2027年度））における、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成・配置計画及び認定目標数を定めた。
宮内庁	【２（１）　能力開発】 ＥＢＰＭに関する知見の習得やＥＢＰＭに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるＥＢＰＭ担当職員に関連する研修（オンライン）を受講させた。
公正取引委員会	【２（１）　能力開発】 統計に関する内容を含むＥＢＰＭの基礎的な考え方や当委員会における活用事例について、階層別の研修において説明することで、ＥＢＰＭ等についての理解の増進を図った。 また、統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を作成した。
警察庁	【２（１）　能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、研修の受講を働き掛けた。また、統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を新たに策定した。

府省等名	取組事項
個人情報保護委員会	【２（１）　能力開発】 前年度から引き続き、総務省統計研究研修所が実施する統計研修（オンライン）について、新規採用職員を含めた事務局職員全体に積極的な受講を呼びかける等、統計への理解の促進や人材育成に取り組んだ。 また、令和８年度（2026年度）に向けて「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」を作成した。
カジノ管理委員会	【２（１）　能力開発】 基幹統計・一般統計調査を所管・作成していないものの、統計人材育成のために統計研究研修所の研修受講等の促進を行う計画を作成した。
金融庁	【２（１）　能力開発】 ・　「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」を作成した。
消費者庁	消費者庁においては、令和５年度（2023年度）に初めて統計法に基づく統計調査（一般統計）を実施した。しかし、専ら統計作成を行う部署はなく、業務の一部として一般統計及び意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得･利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を引き続き実施した。 【２（１）　能力開発】 消費者政策研究の拠点である新未来創造戦略本部において、アンケート調査のロールプレイング（変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成）等の研修を行った。 また、「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」を作成した。
こども家庭庁	【１（２）　登用】 統計業務に従事した経験や統計業務に関する知見を有する者を庁の統計窓口に配置し、効率的・効果的な人材活用に取り組んでいる。 【２（１）　能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を作成した。 また、先行研究の読み方に関する研修等を職員向けに開催し、ＥＢＰＭを実施していくにあたっての基礎的な知見の習得に取り組んでいる。
総務省	統計研究研修所における国及び地方公共団体等の職員に対する研修について以下の取組を実施した。 【２（１）　能力開発】 ・　統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を作成し、今後２年間の認定目標数を設定した。 ・　オンライン統計研修及びライブ配信研修の開催を引き続き行い、幅広い受講機会の確保に取り組んだ。 ・　オンライン統計研修については、14の研修をオンラインで提供するとともに、「統計利用の基本」、「統計分析の基本」及び「政策立案と統計」の更改を行った。 ・　集合研修の本科（総合課程）について、令和６年度（2024年度）から基礎的な講義をオンライン研修による事前受講とすることで、集合研修期間を３か月から２か月に短縮するとともに、令和７年度（2025年度）から年２回の開催とすることで、より受講しやすい環境を整えた。
法務省	【２（１）　能力開発】 令和３年度（2021年度）から７年度（2025年度）までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成し、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけた。また、令和８年度（2026年度）以降の計画として令和７年度（2025年度）に「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」を作成した。

府省等名	取組事項
外務省	【２（１）　能力開発】 能力開発について、第２部（総合職）・第３部（専門職）後期研修員を対象に外部講師による統計に関する講義を実施した。
財務省	【２（１）　能力開発】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。 また、「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」の策定を行った。
文部科学省	【２（１）　能力開発】 総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講履歴等の能力開発に係る情報及び統計に関する資格取得に関する情報について蓄積・管理し、統計データアナリスト等への推薦を含め、統計人材の配置に活用した。 新規採用者に対して「はじめて学ぶ統計」の受講を必須とする等、統計研修の有効活用を図った。 統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を作成した。
厚生労働省	【２（１）　能力開発】 政府全体の取組等を着実に進めるため、令和３年（2021年）６月に策定した「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」を踏まえ、職員の業務経験等に応じたレベル別研修のほか、本省の全職員及び幹部職員等を対象とした必須研修を実施した。また、前年度に引き続き、職員の受講機会の拡大や継続的な知識の習得等を目的として、eラーニング教材の整備を行った。 また、「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」（令和８年度（2026年度）～令和９年度（2027年度））を策定した。
農林水産省	【２（１）能力開発】 令和６年（2024年）に策定した人材育成プランに基づき、各種研修等を実施し、若手職員を中心とした人材育成を行った。 また、統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を作成した。 ※　人材育成プラン：活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に、研修等を実施するもの
経済産業省	【２（１）　能力開発】 統計担当職員に対し、総務省統計研究研修所が実施する各研修について受講を促すとともに、省内全職員に対し、当省独自の統計研修を企画・実施し、統計の作成から利活用まで可能となる統計人材の育成に取り組んだ。 令和７年度（2025年度）に改正された「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和８年１月30日統計行政推進会議申合せ）」に基づき、「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」を策定した。
国土交通省	【２（１）　能力開発】 ・　新たに統計担当として着任した職員に対し、調査計画を遵守する必要性等を認識してもらうため、国土交通省独自の講習会を実施した。 ・　統計業務の作業効率を高めるため、統計業務に役立つExcel講座を開催。統計に活用できる関数を学ぶほか、日頃の統計作成業務で使用しているExcelファイルをさらに効率化できる部分がないかを検討しながら、個人のスキルアップを図った。 ・　「統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画」（令和８年度（2026年度）～令和９年度（2027年度））を作成した。

府省等名	取組事項
環境省	【２（１）　能力開発】 総務省統計研究研修所主催の各種研修への参加を促し、職員の研修機会の確保に努めるとともに、令和７年（2025年）５月に、統計調査担当者に対し、統計業務におけるポイントなどをまとめた研修内容にて、５名程度の少人数の会となるように２回に分けて研修会を実施した。また、高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため、令和８・９年度（2026・2027年度）における統計データアナリスト・統計データアナリスト補の確保・育成・配置計画を策定した。
防衛省	【２（１）　能力開発】 ・　防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組むとともに、令和８年度（2026年度）以降の統計データアナリスト等の確保・育成・配置計画を策定した。

Ⅱ　統計人材の確保・育成及び人事交流等に関する令和７年度（2025年度）の実績

①　統計データアナリスト等の認定者数・配置状況、統計研修の修了者数

（ⅰ）　統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

年度	統計データアナリスト		統計データアナリスト補	
	認定者数	累計	認定者数	累計
令和３年度（2021年度）	17人	17人	48人	48人
令和４年度（2022年度）	10人	27人	139人	187人
令和５年度（2023年度）	41人	68人	120人	307人
令和６年度（2024年度）	55人	123人	128人	435人
令和７年度（2025年度）	51人	174人	96人	531人

（注）令和５年度（2023年度）以降の認定者数には、独立行政法人統計センター職員の認定者数を含む。

（ⅱ）　統計データアナリスト・統計データアナリスト補の配置状況

配置状況	基幹統計		一般統計調査	
	調査数	割合（%）	調査数	割合（%）
総数	56	－	211	－
アナリスト・アナリスト補を両方配置	31	55.4	63	29.9
アナリストのみ配置	10	17.9	5	2.4
アナリスト補のみ配置	8	14.3	40	19.0
アナリスト・アナリスト補の両方配置なし	7	12.5	103	48.8

（注１）令和８年（2026年）３月末時点の基幹統計・基幹統計調査及び一般統計調査（ただし、調査の実施を終了している一般統計調査であっても、補正作業等を継続して実施している場合は対象に含む。）において、調査の実務に従事している統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の配置状況

（注２）配置先には、各統計調査の担当係だけでなく、統計作成プロセスの実務に従事する全ての担当を含む。

（注３）基幹統計の調査数には、統計調査以外の方法で作成する統計を含む。一般統計調査では、産業連関構造調査を１調査として集計

（注４）統計データアナリストと統計データアナリスト補の両方の資格保有者は、上位資格である統計データアナリストとして計上

（注５）割合は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

（iii） 統計データアナリスト・統計データアナリスト補未配置調査における措置状況

措置状況	基幹統計		一般統計調査	
	調査数	割合（%）	調査数	割合（%）
アナリスト・アナリスト補の両方配置なし(再掲)	7	－	103	－
統計業務経験者が関与する措置を実施(複数回答可)	5	71.4	37	35.9
統計資格、統計実務経験又は研修受講経験のある職員(注1)を配置	3	60.0	24	64.9
総務省の業務支援を活用(注2)	0	0.0	3	8.1
その他(注3)	2	40.0	11	29.7
措置を実施せず	2	28.6	66	64.1
うち、特段の実務を行っていないため措置せず(注4)	0	0.0	12	18.2

（注１）統計資格とは、統計検定３級以上、統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士等の資格。また、統計実務経験又は研修受講経験のある職員とは、公的統計の実務に５年以上従事している又は総務省統計研究研修所が実施する業務レベル別研修の中級研修を全て修了している職員

（注２）総務省の業務支援とは、統計作成支援センターの活用や統計技術アドバイザー・統計品質アドバイザーの活用など。

（注３）その他は、「統計資格、統計実務経験又は研修受講経験のある職員を配置」及び「総務省の業務支援を活用」に当てはまらない取組（省内研究会における外部有識者の活用など。）

（注４）長期周期の統計調査で、令和７年度（2025年度）においては特段の実務を行っていないことから措置を要しないもの

（注５）措置の内容について、複数の項目に該当する場合があるため、内訳の合計と措置を実施している調査数は必ずしも一致しない。

（ⅳ） 総務省統計研究研修所が実施している統計研修の修了者数

府省等名	初級		中級			上級		統計幹部講座（注１）	分野別研修（注１）（注２）
	初めて学ぶ統計	統計担当者向け入門	調査設計の基本	統計分析の基本	統計利用の基本	本科	統計データアナリスト研修		
内閣官房	5	3	2	3	4	0	1	0	14
人事院	30	8	3	4	2	0	4	9	12
内閣府	13	10	8	8	7	0	8	1	42
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	5	4	5	1	1	0	1	2	8
警察庁	9	5	1	0	0	0	0	2	4
個人情報保護委員会	1	1	0	2	1	0	0	1	6
カジノ管理委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	2	1	1	1	2	0	1	0	11
消費者庁	7	1	0	0	3	0	0	0	8
こども家庭庁	1	1	4	2	1	0	4	2	13
デジタル庁	0	0	1	0	0	0	1	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	88	67	69	64	70	13	46	23	127
法務省	59	41	13	13	9	1	4	1	34
外務省	7	5	3	3	4	0	0	0	9
財務省	158	79	26	40	61	1	13	3	233
文部科学省	103	25	17	13	12	0	10	7	57
厚生労働省	48	29	26	28	29	0	18	9	74
農林水産省	59	51	47	58	62	0	18	4	73
経済産業省	10	7	11	10	11	0	4	10	14
国土交通省	116	111	34	68	43	0	14	4	148
環境省	15	6	3	4	6	0	4	1	34
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	68	38	12	24	13	1	10	0	103

（注１）修了証が発行されない研修の受講者数を含む。

（注２）当該項目の修了者数は延べ人数

（ｖ） 各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数

府省等名	研修名	修了者数
人事院	・人事院統計研修－統計知識－	18 人
内閣府	① ＥＢＰＭ研修	① 378 人
	② 計量経済分析入門（基礎編）	② 46 人
	③ 計量経済分析入門（応用編）	③ 13 人
	④ 時系列分析実習	④ 19 人
	⑤ パネル分析実習	⑤ 22 人
	⑥ 季節調整法研修	⑥ 45 人
	⑦ ＧＤＰを学ぶ	⑦ 70 人
	⑧ 国民経済計算（ＳＮＡ）ステップアップ	⑧ 44 人
	⑨ アンケート調査入門	⑨ 139 人
	⑩ 標本調査入門	⑩ 48 人
警察庁	・全国規模専科（交通事故統計分析）教養	15 人
消費者庁	・調査・研究基礎研修	11 人
外務省	・第２部・第３部研修員後期研修	88 人
財務省	・ＭＯＦ職員のためのデータ分析研修	394 人
厚生労働省	① 統計基礎コース	① 135 人
	② 統計の見方・使い方入門	② 106 人
	③ 統計実務コース	③ 68 人
	④ 統計活用コース	④ 68 人
	⑤ 統計理論コース	⑤ 50 人
	⑥ 統計解析基礎コース	⑥ 60 人
	⑦ 実践的統計解析コース	⑦ 40 人
	⑧ 実践的調査の企画・設計コース	⑧ 35 人
	⑨ 統計的因果推論基礎コース	⑨ 47 人
	⑩ 全職員のための統計研修	⑩ 4948 人
	⑪ 統計調査所管課室長等のための統計研修	⑪ 137 人
	⑫ 幹部職員（指定職）のための統計研修	⑫ 82 人
	⑬ ＥＢＰＭ基礎研修	⑬ 64 人
	⑭ ＥＢＰＭ応用研修	⑭ 33 人
農林水産省	① 農林水産統計専門職員研修（統計調査基礎コース）	① 16 人
	② 農林水産統計専門職員研修（統計調査二年目コース）	② 14 人
	③ 農林水産統計専門職員研修（統計検定研修）	③ 55 人
	④ 農林水産統計専門職員研修（簿記研修）	④ 6 人
経済産業省	① 統計基礎研修	① 23 人
	② 統計応用研修	② 15 人
	③ アンケート調査の企画研修	③ 28 人
	④ 調査統計グループ統計研修	④ 21 人
国土交通省	① 令和７年度 総合課程 上級マネジメント研修	① 59 人

府省等名	研修名	修了者数
	② 令和７年度 総合課程 初任係長（本省）研修	② 45 人
	③ 統計業務に役立つ Excel 講座	③ 27 人
環境省	・統計法に関する研修会	10 人

② 統計職員が取得している資格や学位

府省等名	統計検定の合格者数				修士・博士号を有する者	
	統計検定 1～2 級	統計検定 3・4 級	統計調査士	データサイエンス	修士	博士
内閣府	0 人	2 人	2 人	0 人	20 人	1 人
総務省	40 人	8 人	22 人	3 人	63 人	4 人
財務省	1 人	1 人	0 人	0 人	3 人	0 人
文部科学省	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
厚生労働省	2 人	1 人	5 人	0 人	20 人	4 人
農林水産省	17 人	36 人	12 人	0 人	11 人	
経済産業省	2 人	3 人	11 人	1 人	9 人	0 人
国土交通省	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人

（注１）令和８年（2026年）３月末時点において、基幹統計・基幹統計調査を所管する府省の統計作成従事者を対象に把握
（注２）「統計検定１～２級」は統計検定１級・準１級・２級の合格者数。「統計検定３・４級」は統計検定３級又は４級の合格者数。「統計調査士」は統計調査士又は専門統計調査士の合格者数。「データサイエンス」はデータサイエンス基礎・発展・エキスパートの合格者数

③ 統計部門における府省間の人事交流

（ｉ）自府省統計部門への受入

府省等名	合計	（受入元　内訳）							
		内閣府	総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
内閣府	14人		8人	2人	－	1人	2人	－	1人
総務省	16人	1人		2人	－	5人	3人	3人	2人
財務省	1人	－	1人		－	－	－	－	－
文部科学省	1人	－	1人	－		－	－	－	－
厚生労働省	2人	－	2人	－			－	－	－
農林水産省	5人	1人	3人	－				1人	－
経済産業省	1人	－	－	－	－	－	1人		－
国土交通省	2人	1人	－	－	－	－	1人	－	

（ⅱ）他府省統計部門への派遣

府省等名	合計	（派遣先　内訳）							
		内閣府	総務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
内閣府	3人		1人	－	－	－	1人	－	1人
総務省	15人	8人		1人	1人	2人	3人	－	－
財務省	4人	2人	2人		－	－	－	－	－
文部科学省	0人	－	－	－		－	－	－	－
厚生労働省	6人	1人	5人	－	－		－	－	－
農林水産省	7人	2人	3人	－	－	－		1人	1人
経済産業省	4人	－	3人	－	－	－	1人		－
国土交通省	3人	1人	2人	－	－	－	－	－	

（注）（ⅰ）及び（ⅱ）の府省等名は、令和７年度（2025年度）内に府省間の人事交流（受入・派遣）の実績があった府省等を表示している。

④　人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学会との交流

府省等名	大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との共同研究等
総務省	2人	―	9件

（注１）各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの
（注２）「共同研究」とは、共著論文の執筆や学会での共同発表等

⑤　国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流

（ⅰ）　国際機関や海外の統計機関への人材派遣

国際機関や海外の統計機関への人材派遣		
延べ人数	国際機関へ	その他の海外の統計機関へ
28人	3人	25人

（ⅱ）　国際機関や海外の統計機関との交流

統計に関する国際会議の主催	統計に関する国際会議への参加	
	参加会議数	参加延べ人数
6件	41件	148人

⑥　政府統計部門における外部人材の受入実績

府省等名	合計	常勤		非常勤		
		任期付職員又は任期付研究員等（注２）	行政実務研修員	専門職非常勤職員（政策調査員等）	客員教授／研究員	その他の非常勤職員
内閣府	2人	1人	－	1人	－	－
総務省	48人	15人	－	3人	30人	－
厚生労働省	1人	1人	－	－	－	－
経済産業省	1人	1人	－	－	－	－

（注１）令和８年（2026年）３月末時点

（注２）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づく任期付職員又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成９年法律第65号）に基づく任期付研究員等の常勤官職

⑦　国・地方間の人事交流

府省等名	自府省統計部門への受入		地方公共団体統計部門への派遣	
	受入元	人数	派遣先	人数
内閣府	小平市	1人	－	－

資料17 国連アジア太平洋統計研修所　昭和45年（1970年）からの研修事業参加者数

令和8年（2026年）3月末現在

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計 246	42,103	4,760	12,647	24,696
ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）域内国 59	38,952	4,352	12,548	22,052
アフガニスタン・イスラム共和国	228	65	108	55
米領サモア	17	0	14	3
アルメニア共和国	274	20	56	198
オーストラリア連邦	121	3	26	92
アゼルバイジャン共和国	300	24	34	242
バングラデシュ人民共和国	939	212	419	308
ブータン王国	435	95	251	89
ブルネイ・ダルサラーム共和国	306	21	192	93
カンボジア王国	697	129	337	231
中華人民共和国	8,658	166	622	7,870
香港	321	92	149	80
マカオ	195	8	121	66
クック諸島	147	30	84	33
北朝鮮	98	0	98	0
フィジー共和国	499	100	260	139
仏領ポリネシア※	1	0	0	1
ジョージア	200	22	43	135
グアム	58	0	43	15
インド	1,045	200	388	457
インドネシア共和国	4,890	244	573	4,073
イラン・イスラム共和国	791	129	371	291
日本	239	68	79	92
カザフスタン共和国	234	42	73	119
キリバス共和国	253	28	193	32
キルギス共和国	160	34	58	68
ラオス人民民主共和国	645	139	366	140
マレーシア	1,165	209	554	402
モルディブ共和国	799	98	499	202
マーシャル諸島共和国	118	18	97	3
ミクロネシア連邦	144	31	72	41
モンゴル国	915	168	477	270
ミャンマー連邦共和国	1,233	138	432	663
ナウル共和国	54	7	21	26
ネパール	871	154	587	130
ニューカレドニア	51	1	37	13
ニュージーランド	95	0	14	81
ニウエ	52	7	43	2
北マリアナ諸島	5	0	5	0
パキスタン・イスラム共和国	787	161	445	181
パラオ共和国	43	4	22	17
パプアニューギニア独立国	343	76	246	21
フィリピン共和国	2,584	248	837	1,499
大韓民国	496	112	333	51
ロシア連邦	411	4	23	384
サモア独立国	394	89	141	164
シンガポール共和国	302	49	52	201
ソロモン諸島	258	37	156	65
スリランカ民主社会主義共和国	1,221	204	619	398
タジキスタン共和国	136	46	69	21
タイ王国	1,978	235	668	1,075
東ティモール民主共和国	253	49	146	58
トンガ王国	281	51	152	78
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ共和国	425	19	24	382
トルクメニスタン	32	9	3	20
ツバル	86	14	56	16
ウズベキスタン共和国	231	41	31	159
バヌアツ共和国	258	37	184	37
ベトナム社会主義共和国	1,140	158	512	470

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）域外国 144	2,829	408	47	2,374
アルバニア共和国	6	3	2	1
アルジェリア民主人民共和国	14	2	0	12
アンドラ公国※	3	0	0	3
アンゴラ共和国	6	3	0	3
アンティグア・バーブーダ	14	0	0	14
アルゼンチン共和国	18	1	0	17
アルーバ	7	0	0	7
オーストリア共和国	8	0	1	7
バーレーン王国	4	0	0	4
バルバドス	12	1	0	11
ベラルーシ共和国	42	1	1	40
ベルギー王国	17	0	0	17
ベリーズ	49	2	0	47
ベナン共和国	4	1	0	3
バミューダ諸島	1	0	0	1
ボリビア多民族国	32	4	0	28
ボスニア・ヘルツェゴビナ	11	2	0	9
ボツワナ共和国	118	3	0	115
ブラジル連邦共和国	33	6	1	26
ブルガリア共和国	7	2	0	5
ブルキナファソ	6	0	0	6
ブルンジ共和国	8	0	0	8
カーボベルデ共和国	8	0	0	8
カメルーン共和国	50	12	0	38
カナダ	40	0	0	40
チリ共和国	20	0	0	20
コロンビア共和国	27	4	0	23
コモロ連合	5	1	0	4
コスタリカ共和国	13	0	0	13
コートジボワール共和国	17	1	0	16
クロアチア共和国	12	0	0	12
キューバ共和国	3	3	0	0
キュラソー	1	0	0	1
キプロス共和国	5	0	0	5
チェコ共和国	6	1	0	5
コンゴ民主共和国	7	2	0	5
デンマーク王国	8	0	0	8
ジブチ共和国	5	1	0	4
ドミニカ国	6	2	0	4
ドミニカ共和国	10	1	0	9
エクアドル共和国	29	4	0	25
エジプト・アラブ共和国	57	28	0	29
赤道ギニア共和国	4	1	0	3
エストニア共和国※	3	0	0	3
エスワティニ王国	11	9	0	2
エチオピア連邦民主共和国	25	15	0	10
フォークランド諸島	1	0	0	1
フィンランド共和国	6	0	0	6
フランス共和国	24	0	10	14
ガンビア共和国	1	0	0	1
ドイツ連邦共和国	6	0	1	5
ガーナ共和国	62	25	0	37
ジブラルタル※	1	0	0	1
ギリシャ共和国	5	0	0	5
グレナダ	9	0	0	9
グアテマラ共和国	16	5	0	11
ギニア共和国	2	0	0	2
ガイアナ協同共和国	17	0	0	17
ホンジュラス共和国	7	5	0	2
ハンガリー	20	0	0	20
アイスランド	2	0	0	2
イラク共和国	39	27	0	12
アイルランド	33	0	0	33
イスラエル国	5	0	0	5
イタリア共和国	23	1	0	22

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ジャマイカ	46	4	0	42
ヨルダン	28	0	0	28
ケニア共和国	95	9	0	86
コソボ共和国	6	6	0	0
クウェート国	2	0	0	2
ラトビア共和国	11	1	0	10
レバノン共和国	19	1	0	18
レソト王国	50	10	0	40
リベリア共和国	1	0	0	1
リビア	5	0	0	5
リヒテンシュタイン公国	1	0	0	1
リトアニア共和国	14	0	0	14
ルクセンブルク大公国	5	0	2	3
マダガスカル共和国	1	1	0	0
マラウイ共和国	21	9	0	12
マリ共和国	5	3	0	2
マルタ共和国	6	0	0	6
モーリタニア・イスラム共和国	1	1	0	0
モーリシャス共和国	54	5	0	49
メキシコ合衆国	97	0	0	97
モルドバ共和国	29	3	4	22
モンテネグロ※	5	0	0	5
モントセラト	13	0	0	13
モロッコ王国	46	0	0	46
モザンビーク共和国	25	7	0	18
オランダ王国	24	0	0	24
ナミビア共和国	7	0	0	7
ニカラグア共和国	2	0	0	2
ニジェール共和国	5	2	0	3
ナイジェリア連邦共和国	148	18	0	130
ノルウェー王国	5	0	1	4
オマーン国	23	10	0	13
パレスチナ	28	15	0	13
パナマ共和国	6	2	0	4
パラグアイ共和国	4	2	0	2
ペルー共和国	44	9	0	35
ポーランド共和国	49	0	0	49
ポルトガル共和国	19	0	0	19
カタール国	48	0	0	48
北マケドニア共和国	1	0	0	1
コンゴ共和国	1	0	0	1
ルーマニア	57	3	0	54
ルワンダ共和国	24	11	0	13
セントキッツネヴィス	7	0	0	7
セントルシア	27	1	1	25
セントビンセント及びグレナディーン諸島	5	5	0	0
サントメ・プリンシペ民主共和国	1	0	1	0
サウジアラビア王国	21	5	0	16
セネガル共和国	30	4	0	26
セルビア共和国	6	1	0	5
セーシェル共和国	15	1	0	14
シエラレオネ共和国	3	3	0	0
スロバキア共和国	13	1	0	12
スロベニア共和国	8	0	0	8
ソマリア連邦共和国	28	0	0	28
南アフリカ共和国	101	4	0	97
南スーダン共和国	7	6	0	1
スペイン王国	12	0	0	12
スーダン共和国	15	12	0	3
スリナム共和国	13	0	0	13
スウェーデン王国	4	0	0	4
スイス連邦	15	0	4	11
シリア・アラブ共和国	18	8	0	10
トケラウ	7	0	4	3
トリニダード・トバゴ共和国	39	0	0	39
チュニジア共和国	14	2	0	12

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
タークス・アンド・カイコス諸島	4	0	0	4
ウガンダ共和国	35	2	0	33
ウクライナ	22	2	0	20
アラブ首長国連邦	12	0	0	12
連合王国	18	0	2	16
タンザニア連合共和国	72	28	0	44
米国	49	0	12	37
ウルグアイ東方共和国	8	1	0	7
ベネズエラ・ボリバル共和国	1	0	0	1
ウォリス・フツナ	1	0	0	1
イエメン共和国	1	1	0	0
ザンビア共和国	18	8	0	10
ジンバブエ共和国	27	2	0	25
国際機関 43	322	0	52	270

（注）令和7年度（2025年度）に追加した「国、地域等」についてはその名称の後に「※」を付している。